

第21回健康・医療WG

議事次第

平成26年5月1日(木) 10時00分～11時30分
合同庁舎4号館2階共用第3特別会議室

(開 会)

1. 重点的フォローアップ事項の進捗報告
2. ホットライン再検討案件状況報告

(閉 会)

(資料)

- 資料1-1 重点的フォローアップ事項の進捗状況
 - 資料1-2 重点的フォローアップ事項の進捗状況一覧
 - 資料1-3 厚生労働省提出資料
 - 資料1-4 消費者庁提出資料
 - 資料2 ホットライン再検討案件
-
- 参考資料1 重点的フォローアップ事項
 - 参考資料2 重点的フォローアップ事項への取組方針

重点的フォローアップ事項の進捗状況

1. 調査の趣旨

第16回規制改革会議（平成25年9月19日）において定めた「重点的フォローアップ事項」の取組方針を踏まえ、健康・医療分野等の規制改革項目に関する進捗状況を調査し、ワーキング・グループに報告を行うもの。

2. 調査の要領

規制改革実施計画の項目のうち、下記の各項目について、各所管省庁から本年3月31日時点の実施状況※（未検討／検討中／未措置／措置済）及び今後のスケジュール（結論・措置までの予定）の報告を求め、事業者の意見等を参考に必要に応じ修正を行い、とりまとめを実施。

〔調査対象項目〕

- ① 認可保育所への株式会社・NPO法人の参入、保育士数の増加
規制改革実施計画の「2. 保育分野」のうちNo.1、2、8～10の5項目
- ② すべての社会福祉法人の経営情報の公表
規制改革実施計画の「2. 保育分野」のうちNo.11～13の3項目
- ③ 再生医療の推進
規制改革実施計画の「3. 健康・医療分野」のうちNo.1～5の5項目
- ④ 医療機器に係る規制改革の推進
規制改革実施計画の「3. 健康・医療分野」のうちNo.6～11の6項目
- ⑤ いわゆる健康食品をはじめとする保健機能を有する成分を含む加工食品及び農林水産物の機能性表示の容認
規制改革実施計画の「3. 健康・医療分野」のうちNo.12の1項目

3. 調査結果（詳細は資料〇、〇）

調査対象項目（全20項目）の進捗状況は以下のとおり。

- 「平成25年度措置」（14項目）：すべて「措置済」
※検討・結論とした項目も含む
- 「平成26年度措置」（2項目）：「未措置」1件、「検討中」1件
- 「法施行の際に措置」（4項目）：すべて「検討中」

※実施状況の分類基準は以下の通り。

未検討	改革事項の実現に向けた検討をまだ開始していない。
検討中	改革事項の実現に向けて検討中で、結論が得られていない。
未措置	改革事項の実現に向けた検討が終了したが、措置が完了していない。
措置済	改革事項の実現に向けた検討が終了し、措置も完了した。

以上

重点的フォローアップ事項 ①認可保育所への株式会社・NPO法人の参入、保育士数の増加

規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
1	保育所への株式会社・NPO法人等の参入拡大	経営形態にかかわらず、公平・公正な認可制度の運用がなされるよう、厚生労働省は都道府県に通知する。併せて、当該通知の趣旨が市区町村に周知徹底されるよう、都道府県に通知する。	措置済み	厚生労働省	措置済		
2		「新制度を見据えた保育所の設置認可等について」(平成25年5月15日雇児発0515第12号)発出後の株式会社等多様な主体の参入状況について調査を行い、公表する。	平成25年度以降平成29年度まで毎年度措置	厚生労働省	措置済	○平成25年4月現在の状況を調査 ○調査対象:都道府県、指定都市、中核市	平成26年度も同様に実施予定
3	保育士数の増加	保育士試験において、合格科目の免除期間を3年間から5年程度に延長することについて検討し、結論を得る。	平成25年度中に検討・結論	厚生労働省	措置済	○保育所、認可外保育施設等で働きながら保育士を目指す者の合格免除期間を5年に延長	今後速やかに政省令等の整備を行う。
4		保育士登録の申請から登録証交付まで、現在約2か月を要するが、緊急性に鑑み、その迅速化について検討し、結論を得る	平成25年度中に検討・結論	厚生労働省	措置済	○登録事務に要する期間を7日短縮することで、申請から最短で3週間で登録可能とする。 ○併せて、登録手続中の者であっても、保育所運営費等における一定の者に係る経費を支弁することができるようにする。	速やかに事務処理の見直しを行い実施
5		保育士不足の緊急性に鑑み、保育士試験の回数を現行の年1回から年2回にすることについて検討し、結論を得る。	平成25年度中に検討・結論	厚生労働省	措置済	○保育士試験の年2回実施についてシミュレーションを行い検討した結果、年2回実施するためには、受験料を少なくとも約8千円引き上げる必要がある。一方、受験者増の効果は一時的であり、数年で年1回の場合と同数程度の受験者数となる。このため、年2回実施しても受験者数は年1回と変わらないが受験料は現行よりも高いという結果になる。 ○したがって、保育士試験の年2回実施は見送ることとするが、保育士の確保に向け、潜在幼稚園教諭(推定30万人以上)の保育士資格取得を支援する。具体的には、一定の実務経験を有する幼稚園教諭について、保育士試験の試験科目免除による資格取得を支援するための総合的な取組を行う。	平成26年度試験からの対応を予定

重点的フォローアップ事項 ②社会福祉法人の経営情報の公表

規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
1	社会福祉法人の経営情報の公表	全ての社会福祉法人について、平成25年度分以降の財務諸表の公表を行う。公表がより効果的に行われるための具体的な方策について検討し、結論を得る。	平成25年中に結論を得て、平成26年度当初から措置	厚生労働省	未措置	<p>○平成25年度分以降の財務諸表については、</p> <p>①財務諸表を電子データ化してインターネット上で公表することを義務化</p> <p>②所轄庁への現況報告書の提出を電子データで行わせることを義務化</p> <p>③ホームページが存在しない法人等については、所轄庁に提出された財務諸表を所轄庁のホームページで公表することを決定した。</p> <p>○その後、規制改革会議より示された「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットイングの確立に関する論点整理」を踏まえ、法人の経営状況が明確となるような標準的な様式を整備し、規制改革会議に報告するとともに、関係通知を改正するためパブリックコメントを平成26年3月末まで実施。</p> <p>○現在、パブリックコメントにおける意見を踏まえた修正案を作業中であり、関係通知については、平成26年度当初から適用することとしている。</p> <p>○なお、平成25年度以降の財務諸表の公表の義務化については、事前に所轄庁に対して、周知済みである。</p>	○厚生労働省において、パブリックコメントにおける意見を踏まえた修正案の作業終了後直ちに関係通知の発出を予定。
2		平成24年度の財務諸表について公表を行うよう、社会福祉法人に周知指導し、それによる社会福祉法人の取組の状況について調査し、規制改革会議に報告する。	平成25年9月までに措置	厚生労働省	措置済	<p>○平成25年5月に社会福祉法人に対して、平成24年度の財務諸表を積極的に公表するよう指導及び所轄庁に対しても、所管する社会福祉法人の平成24年度の財務諸表を所轄庁等のホームページ等で公表を行うよう協力を要請。</p> <p>○平成25年6月に社会福祉法人及び所轄庁の取組状況について、各所轄庁に対して調査依頼。</p> <p>○平成25年10月24日第18回規制改革会議で取組状況を報告。</p>	/
3		所轄庁に対しても、所管する社会福祉法人の平成24年度の財務諸表について、所轄庁等のホームページ等で公表を行うよう協力を要請し、それによる所轄庁の取組の状況について調査し、規制改革会議に報告する。	平成25年9月までに措置	厚生労働省			

重点的フォローアップ事項 ③再生医療の推進

規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
1	細胞培養・加工の外部委託に係る運用ルールの整備	医療機関から企業等への細胞の培養・加工の外部委託を円滑に進めるため、 ・委託をする医療機関が、委託先の企業等が行う細胞培養加工の全てに責任を負うことがないよう、医療機関及び細胞の培養・加工を行う企業等の責任の範囲や内容について明確化すること ・万が一健康被害が発生した場合に備えて、被害者救済のための補償制度等を整備することなどの運用のルール等を早期に整える。	再生医療等の安全性の確保等に関する法律案の施行の際に措置	厚生労働省	検討中	再生医療等の安全性の確保等に関する法律が、平成25年11月27日に公布(施行日:公布の日から一年を超えない範囲内において政令で定める日)され、法の施行に伴い、細胞の培養加工について外部への委託が可能となる。 また、健康被害の補償についても法律において規定しており、今後その詳細について省令で定める予定。	本年、法の施行に向けて、政省令を準備中。
2	合理的かつ利用しやすい「条件・期限付き承認」の導入	「条件・期限付き承認」の導入に際しては、日本発・世界初の再生医療等製品を生み出していく観点から、 ・最初の承認申請する時と、市販後(期限内)に再度承認申請する時とで、求めるデータ等の重複を避けること ・市販後に再度承認申請する時に求めるデータ等は、内容に応じて最適なものとし、過剰なデータ収集等を承認の条件としないこと など、当該制度を合理的かつ利用しやすい制度とする。	薬事法等の一部を改正する法律案の施行の際に措置	厚生労働省	検討中	薬事法等の一部を改正する法律案については、平成25年11月27日に公布され、1年以内に施行される予定となっている。	再生医療等製品の条件・期限付承認後の申請の際に添付される資料は、当該製品の有効性及び安全性が確認されることを説明する上で必要かつ十分なデータの提出を求める予定である。
3	遺伝子治療用医薬品に関する確認申請制度の薬事戦略相談への移行	遺伝子治療用医薬品については、再生医療製品との共通点も多くあることから、両者の間で指導監督内容に齟齬がないよう配慮する。今国会に提出された薬事法等の一部を改正する法律案において「条件・期限付き承認」の対象として明確化されたところだが、その確認申請制度についても再生医療製品同様に薬事戦略相談で代替することを早急に検討する。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	厚生労働省	措置済	「遺伝子治療用医薬品における確認申請制度の廃止について」(平成25年7月1日付け厚生労働省医薬食品局長通知)により、遺伝子治療用医薬品における確認申請制度を廃止し、薬事戦略相談を活用することとしたところであり、措置済みとなっている。	
4	先進医療の大幅拡大	保険診療と保険外の安全な先進医療を幅広く併用して受けられるようにするため、新たに外部機関等による専門評価体制を創設し、評価の迅速化・効率化を図る「最先端医療迅速評価制度(仮称)(先進医療ハイウェイ構想)」を推進することにより、先進医療の対象範囲を大幅に拡大する。このため、本年秋をめどにまず抗がん剤から開始する。	本年秋をめどにまず抗がん剤から開始	厚生労働省	措置済	抗がん剤について新たな専門評価体制を創設し、平成25年11月29日から運用を開始した。(独)国立がん研究センターに委託)	「産業競争力の強化に関する実行計画」(平成26年1月24日閣議決定)において、先進医療の評価の迅速化・効率化を図る「先進医療ハイウェイ構想」に基づいて、抗がん剤に続き、再生医療、医療機器についても、これら分野の審査に特化した専門評価組織を平成26年度中に立ち上げ、運用を開始することとしている。

重点的フォローアップ事項 ③再生医療の推進

規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
5	細胞入手の円滑化	倫理面への配慮を前提に、患者(及び家族)の同意を条件として、手術等で摘出された組織より採取された余剰細胞の研究活用が可能であることを、医療機関と研究機関との連携等の実施例(実務的な要件を含む。)とともに、周知する。 併せて、無償で提供された後の細胞を有効に活用できるよう、事業として成り立つ仕組みを検討する。	平成25年度 検討・結論	厚生労働省	措置済	<p>本年1月に、研究機関に対し細胞の利用に関する医療機関と研究機関との連携例について実態把握のための調査を実施し、調査を踏まえ、再生医療等の安全性の確保等に関する法律の施行とともに、周知を図っていくこととした。</p> <p>また、再生医療等の安全性の確保等に関する法律において、細胞の培養加工を行う事業者が遵守すべき事項を示し、許可を与えることにより、細胞の培養加工の民間企業による事業化を可能とした。</p>	調査結果を踏まえ、再生医療等の安全性の確保等に関する法律の施行とともに、医療機関と研究機関の連携例を周知する予定。また、特定細胞加工物製造事業者の遵守事項等について、再生医療等の安全性の確保等に関する法律に基づき、省令で定める予定。

重点的フォローアップ事項 ④医療機器に係る規制改革の推進

規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
1	医療機器の特性を踏まえた認証基準の見直し	審査の迅速化・審査期間の予見可能性の向上を図り、医療機器メーカーの開発インセンティブを促進する観点から、医療機器の審査に当たり、その特性を踏まえ、認証基準についてISO、IECなど国際基準も活用することも含めて、安全性を満たしつつ、より必須な要件に絞った基準を適用する。	平成25年度 検討・結論	厚生労働省	措置済	「部位限定X線CT診断装置等」、「常電導磁石式乳房用MR装置等」及び「MR装置用高周波コイル」の認証基準に国際規格である国際電気標準会議(IEC)の規格を追加することについて、パブリックコメントの募集(H25年12月18日からH26年1月17日まで)を行い、この結果を踏まえて本年3月に認証基準の改正を行った。	引き続き左記施策のための検討を進めていく。
2	医療機器に係る認証基準の計画的な策定	高度管理医療機器に係る認証基準について、当面、申請件数や承認審査の負担が大きいと考えられる医療機器を優先的に、認証基準の整備計画を策定・公表する。	薬事法等の一部を改正する法律案の施行までに措置	厚生労働省	検討中	・「薬事法等の一部を改正する法律」(平成25年法律第84号。以下「改正法」という。)が平成25年11月27日に公布された。現在、施行に向けて、認証基準に新たに定める具体的な移行品目及び基準の内容について検討している。 ・平成26年度予算において、高度管理医療機器認証基準の作成に必要な独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)の職員5名分の人件費を計上している。	引き続き具体的な移行品目や認証基準の内容の検討を進めていく。
3	医療機器の開発インセンティブを高める保険制度	医療機器の保険償還価格については、医療機関が患者に最適な医療機器を選択できるようにするとともに、メーカーの開発インセンティブを高めるため、補正加算などにおけるイノベーションの適切な評価を行うとともに、革新的な製品についての市場の評価がより適切に反映されるよう、機能区分の新設及び細分化を進める。	平成26年度 診療報酬改定に合わせて 検討・結論	厚生労働省	措置済	平成26年度診療報酬改定に併せて保険医療材料制度の見直しを行い、より革新性の高い医療材料についてのイノベーションの評価を行うために、迅速な保険導入に対する評価の継続、画期性加算や有用性加算を受ける機能区分を新設した製品(10%以上の補正加算を受けたものに限る)を対象とした機能区分の特例、補正加算要件の追加等を行った。また、既存の機能区分に係る細分化等の手当を行った。	引き続き、医療機器の適切な評価の方策について検討していく。
4	医療機器に係る登録認証機関の能力向上	登録認証機関の業務規程について厚生労働大臣の関与を強化することや、登録認証機関の能力向上のためのプログラムを整備するなど、実質的な審査能力を向上させる方策について検討する。	薬事法等の一部を改正する法律案の施行に合わせて結論、随時措置	厚生労働省	検討中	登録認証機関の指導・監督業務の強化と審査員の力量の向上を図るため、改正法において、登録認証機関の「業務規程」について、厚生労働大臣への届出制から認可制にするとともに、登録認証機関に対する指導・監督業務を、厚生労働省から製品審査や適合性調査の専門性を有するPMDAに委任できるようにした。 また、登録認証機関の審査体制の適正化と認証基準に対する基準適合性審査の考え方などを共有するための研修会の開催を検討している。 以上の対応を行うため、平成26年度予算において、PMDA職員4名分の人件費及び事務経費を計上している。	引き続き左記施策のための検討を進めていく。

重点的フォローアップ事項 ④医療機器に係る規制改革の推進

規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
5	中古の高度管理医療機器等の販売等に係る事前通知の合理化	中古の高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器に係る製造販売業者からの指示の発出について、リコール等により不確実な要因を有する場合を除き、それを受ける販売業者等にとって予見可能な運用を検討する。また、中古医療機器が新たな医療機関等に販売等される前に、複数の販売業者等において移転される範囲においては、一定要件の下で販売等に係る事前通知等が重複して必要とならないように効率化する方策を検討する。	平成25年度 検討・結論	厚生労働省	措置済	<ul style="list-style-type: none"> 事前通知制度の効率化については、製造販売業者による中古医療機器に関する指示を受ける販売業者等にとって予見可能な運用を検討した結果、製造販売業者が指示を出すまでの期限(事前通知から1ヶ月以内)の設定等を内容とする通知を平成25年10月18日付で発出した。 中古医療機器を最初に販売に供しようとする販売業者及び最終的に医療機関(エンドユーザー)に対して販売しようとする販売業者以外の中間販売事業者については、製販業者に対する事前通知を不要とする方向で検討している。 	引き続き、左記の検討を進めていく。
6	電気医療機器に使用される部品等への電気用品安全法適用の見直し	電氣的に作動する医療機器に使用される部品(ACアダプタ等)について、業事法に基づく承認や認証において求める電氣的な安全基準及びその適合性確認の手續に関して、電気用品安全法が求めるものと同等以上の水準が確保できた場合は、電気用品安全法に基づく検査を省略する等の簡素化を検討する。	平成25年度 検討・結論	経済産業省 厚生労働省	措置済	<p>電氣的に作動する医療機器に使用される部品(ACアダプタ等)について、業事法に基づく電氣的な安全基準及び適合性確認手續を確認した結果、以下のものについては、電気用品安全法が求めるものと同等以上の水準が確保されていることが確認できたため、電気用品安全法の規制対象から除外する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 高度管理医療機器及び管理医療機器の内、電氣的な安全基準にJIS T0601-1:2012等を適用しているACアダプター(直流電源装置) 	26年度秋頃 電気用品安全法施行令等の整備

重点的フォローアップ事項 ⑤一般健康食品の機能性表示を可能とする仕組みの整備

規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
1	いわゆる健康食品をはじめとする保健機能を有する成分を含む加工食品及び農林水産物の機能性表示の容認	特定保健用食品、栄養機能食品以外のいわゆる健康食品をはじめとする保健機能を有する成分を含む加工食品及び農林水産物について、機能性の表示を容認する新たな方策をそれぞれ検討し、結論を得る。なお、その具体的な方策については、民間が有しているノウハウを活用する観点から、その食品の機能性について、国ではなく企業等が自らその科学的根拠を評価した上でその旨及び機能を表示できる米国のダイエタリーサプリメントの表示制度を参考にし、企業等の責任において科学的根拠のもとに機能性を表示できるものとし、かつ、一定のルールの下で加工食品及び農林水産物それぞれについて、安全性の確保(生産、製造及び品質の管理、健康被害情報の収集)も含めた運用が可能な仕組みとすることを念頭に検討を行う。	平成25年度検討、平成26年度結論・措置(加工食品、農林水産物とも)	消費者庁 厚生労働省 農林水産省	検討中	有識者(学識経験者、消費者の代表及び事業者の代表)で構成される「食品の新たな機能性表示制度に関する検討会」を平成25年12月20日に設置し、現在までに3回開催した。	検討会については、月1回程度の頻度で開催し、平成26年の夏頃を目途に検討会の報告書を取りまとめ、その後、これを踏まえ、必要な法令等の改正、制度の周知を行う予定。

規制改革実施計画への 対応について

平成26年5月

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

規制改革実施計画への対応状況

○保育所への株式会社・NPO法人等の参入拡大

規制改革の内容	実施時期	対応状況
<p>経営形態にかかわらず、公平・公正な認可制度の運用がなされるよう、厚生労働省は都道府県に通知する。併せて、当該通知の趣旨が市区町村に周知徹底されるよう、都道府県に通知する。</p>	措置済み	<p>○「新制度を見据えた保育所の設置認可等について」(平成25年5月15日雇児発0515第12号)を发出</p>
<p>「新制度を見据えた保育所の設置認可等について」(平成25年5月15日雇児発0515第12号)发出後の株式会社等多様な主体の参入状況について調査を行い、公表する。</p>	25年度以降29年度まで毎年度措置	<p>○平成25年4月現在の状況を調査(別添1参照) ○調査対象:都道府県、指定都市、中核市 ○結果概要は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社・有限会社 474箇所(前年比 92箇所増) ・ NPO法人 86箇所(前年比 1箇所増)

○利用者のニーズに応えた保育拡充

規制改革の内容	実施時期	対応状況
5年間で認可保育所へ移行を目指す認可外保育施設は、改修費や運営費等の支援対象とする。	25年度に措置、29年度まで措置を行う。	<p>○平成25年6月6日及び10月18日付けで安心こども基金の管理運営要領を改正し、改修費や運営費等を支援対象とした。</p> <p>○平成25年度補正予算及び26年度予算において「待機児童解消加速化プラン」に必要な経費を一体的に確保。</p>
保育所の設置基準は、地方公共団体が条例において定めることとされているところであり、地方公共団体における当該条例の制定状況や当該設置基準の運用状況について、現行制度で保育計画を策定することとされている地方公共団体に対し調査を行い、公表する。	25年度以降29年度まで毎年度措置	<p>○平成25年10月現在の状況を調査(別添2参照)</p> <p>○調査対象:都道府県、指定都市、中核市、保育計画策定市区町(71自治体)の計180自治体</p> <p>○結果概要は以下のとおり。</p> <p>◇ 国と異なる基準を設けている自治体数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児室の面積について 63自治体(約35%) ・ ほふく室の面積について 27自治体(約15%) ・ 保育士の配置について 66自治体(約37%) 等 <p>(次ページへつづく)</p>

認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(類型別・複数回答あり)

類型	都道府県		指定都市		中核市		保育計画を策定する市区町		合計	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
①-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの	0	0.0%	2	10.0%	7	16.7%	11	15.5%	20	11.1%
①-2 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、安心子ども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの	0	0.0%	2	10.0%	5	11.9%	7	9.9%	14	7.8%
①-3 社会福祉法人や既存の保育所設置・運営法人等による整備を優先しているもの	0	0.0%	2	10.0%	3	7.1%	1	1.4%	6	3.3%
②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの	0	0.0%	4	20.0%	4	9.5%	6	8.5%	14	7.8%
②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心子ども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	2.8%	2	1.1%
③-1 公立保育所の管理を行う指定管理者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの	0	0.0%	0	0.0%	4	9.5%	2	2.8%	6	3.3%
③-2 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの	0	0.0%	5	25.0%	4	9.5%	9	12.7%	18	10.0%
③-3 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、安心子ども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの	0	0.0%	0	0.0%	2	4.8%	1	1.4%	3	1.7%
④-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、主体等に応じて一定の実績を求めるなどしているもの	0	0.0%	1	5.0%	0	0.0%	4	5.6%	5	2.8%
④-2 株式会社の参入は認めているが、有限会社や個人については認めていないもの	0	0.0%	1	5.0%	1	2.4%	2	2.8%	4	2.2%
自治体別合計(複数回答あり)	0		17		30		45		92	

○保育の質の評価の拡充

規制改革の内容	実施時期	対応状況
<p>子ども・子育て支援新制度への移行に合わせて、保育所に対する第三者評価における受審率目標を策定する。</p>	<p>新制度の施行までに措置</p>	<p>○内閣府に設置された子ども・子育て会議において、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの5年間で全ての事業者において受審・公表が行われることを目標とする方向で検討中。</p>
<p>保育所に対する第三者評価における受審のコスト負担の在り方について、子ども・子育て支援新制度施行までに検討し、結論を得る。</p>	<p>新制度の施行までに検討・結論</p>	<p>○内閣府に設置された子ども・子育て会議において、第三者評価の受審を進めていくために、5年に1度の受審が可能となるよう、第三者評価の受審及び評価結果の公表を行った事業者に対して、受審料の半額程度を公定価格上評価することとする方向で検討中。</p>

○保育士数の増加

規制改革の内容	実施時期	対応状況(別添3参照)
保育士試験において、合格科目の免除期間を3年間から5年程度に延長することについて検討し、結論を得る。	25年度中に検討・結論	○保育所、認可外保育施設等で働きながら保育士を目指す者の合格免除期間を5年に延長。
保育士登録の申請から登録証交付まで、現在約2か月を要するが、緊急性に鑑み、その迅速化について検討し、結論を得る。	25年度中に検討・結論	○登録事務に要する期間を7日短縮することで、申請から最短で3週間で登録可能とする。 ○併せて、登録手続中の者であっても、保育所運営費等における一定の者に係る経費を支弁することができるようにする。
保育士不足の緊急性に鑑み、保育士試験の回数を現行の年1回から年2回にすることについて検討し、結論を得る。	25年度中に検討・結論	○保育士試験の年2回実施についてシミュレーションを行い検討した結果、年2回実施するためには、受験料を少なくとも約8千円引き上げる必要がある。一方、受験者増の効果は一時的であり、数年で年1回の場合と同数程度の受験者数となる。このため、年2回実施しても受験者数は年1回と変わらないが受験料は現行よりも高いという結果になる。 ○したがって、保育士試験の年2回実施は見送ることとするが、保育士の確保に向け、潜在幼稚園教諭(推定30万人以上)の保育士資格取得を支援する。具体的には、一定の実務経験を有する幼稚園教諭について、保育士試験の試験科目免除による資格取得を支援するための総合的な取組を行う。

○事業所内保育施設の助成要件及び認可保育所の設置基準における避難用の屋外階段設置に係る見直し

規制改革の内容	実施時期	対応状況
<p>事業所内保育施設を整備する際の助成要件及び国が定める認可保育所の設置基準における避難用の屋外階段設置(保育室が4階以上の場合)について、同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよう、合理的な程度の避難基準の範囲や代替手段について検討し、結論を得る。</p>	<p>25年度中に検討・結論</p>	<p>○建築・消防に関する専門家等から構成された「保育所における屋外階段設置要件に関する検討会」を開催し、検討(25年12月、26年1月)。 ○3月末に検討会の取りまとめを行い、4階以上に保育室等を設置する場合には、現在認められている「屋外避難階段」だけでなく、「屋外傾斜路」、「特別避難階段に準じた屋内避難階段」(排煙設備等を有するもの)及び「特別避難階段」が新たに認められることとされた。</p>

項番	自治体名	保育所の設置主体別数(平成25年4月1日現在)										
		公立	社会福祉法人	一般社団法人等	一般財団法人等	学校法人	宗教法人	NPO	株式会社・ 有限会社	個人	その他	計
37	香川県	81	47			1	3					132
38	愛媛県	168	70		2	5				1		246
39	高知県	126	44				1			1		172
40	福岡県	136	329		3	5	9		1	9		492
41	佐賀県	47	158	1	1	15				1		223
42	長崎県	49	280			2	6		1			338
43	熊本県	123	311			1						435
44	大分県	59	146		2	4		2	1			214
45	宮崎県	60	213									273
46	鹿児島県	55	291			14	8	1				369
47	沖縄県	85	242			1		1				329
小計		8,079	8,108	1	46	383	115	59	199	93	15	17,098
1	札幌市	24	186		2	14			3	1	1	231
2	仙台市	47	60		1	10	5		9	3		135
3	さいたま市	61	74		1	3		1	3	1	2	146
4	千葉市	60	42	1		7		1	12			123
5	横浜市	90	277		6	20	7	17	152	11		580
6	川崎市	72	72		2	5	1	4	65			221
7	相模原市	25	60				1			1		87
8	新潟市	88	114		4	11				1		218
9	静岡市	45	54			1	1			3		104
10	浜松市	22	62			2			1			87
11	名古屋市	120	171		2	2	32	2		16		345
12	京都市	26	198				26			4		254
13	大阪市	124	246		8	10	7					395
14	堺市	20	85			4			1			110
15	神戸市	61	130			2	9		3	1		206
16	岡山市	53	61	1	3		1					119
17	広島市	89	69	1	2	9	4		7	3	1	185
18	北九州市	28	129		3							160
19	福岡市	10	167			9	4	1				191
20	熊本市	23	128			3						154
小計		1,088	2,385	3	34	112	98	26	256	45	4	4,051
1	旭川市	4	49		1	3	1					58
2	函館市	5	37		1	3	1					47
3	青森市	0	85		1						1	87
4	盛岡市	14	40			6			2			62
5	秋田市	12	36		1	5						54

項番	自治体名	保育所の設置主体別数(平成25年4月1日現在)										
		公立	社会福祉法人	一般社団法人等	一般財団法人等	学校法人	宗教法人	NPO	株式会社、 有限会社	個人	その他	計
6	那山市	25	7		1	2			3			38
7	いわき市	32	24			3						59
8	宇都宮市	13	60			5			1			79
9	前橋市	18	41			1						60
10	高崎市	21	58		1	3	1					84
11	川越市	20	20									40
12	粕市	23	14			2			4		1	44
13	船橋市	27	37		3	3					1	71
14	横須賀市	11	21						9			41
15	富山市	44	41		1	1						87
16	金沢市	13	98									111
17	長野市	42	33		1	4	2				2	84
18	岐阜市	20	22			1				3		46
19	豊橋市	5	50			2						57
20	豊田市	46	13									59
21	岡崎市	35	18									53
22	大津市	14	38		1							53
23	高槻市	14	30			1						45
24	東大阪市	14	51					1				66
25	豊中市	19	21			12	2					54
26	西宮市	23	29			2	2					56
27	姫路市	32	48				3			1		84
28	尼崎市	28	52				1					81
29	奈良市	19	24				1					44
30	和歌山市	22	33		1					1		57
31	倉敷市	23	66									89
32	福山市	55	57			1	1					114
33	下関市	23	27				2			4		56
34	高松市	37	37				2					76
35	松山市	27	31		1	4	3					66
36	高知市	25	58		1					1		85
37	久留米市	12	55			7	1					75
38	長崎市	9	78		1	11	4					103
39	大分市	14	51									65
40	宮崎市	6	109			1	1				1	118
41	鹿児島市	11	87			10	3					111
42	那覇市	9	61									70
	小計	866	1,847	0	16	93	31	1	19	10	6	2,889
	合計	10,033	12,340	4	96	588	244	86	474	148	25	24,038

④保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(都道府県)

条例名等	国	区分	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)			北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定) 北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月制定)	青森県児童福祉施設条例(平成25年3月制定)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年10月制定)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月28日制定) 秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成24年3月19日制定)	
設備の基準 (省令第32条)	0,1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.05㎡/人)	国と同じ ・乳児室及びほふく室を一の部屋として設ける場合は0~1歳児3.3㎡/人	国と同じ	国と同じ	国と同じ	乳児室を利用する乳児等(乳児又は満2歳に満たない幼児)1.05㎡/人以上	
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ ・乳児室及びほふく室を一の部屋として設ける場合は0~1歳児3.3㎡/人	国と同じ	国と同じ	国と同じ	ほふく室を利用する乳児等(乳児又は満2歳に満たない幼児)3.3㎡/人以上
		医師室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.08㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	満2歳以上の幼児1.08㎡/人以上
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における児童福祉施設の特例	国と同じ	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	設備の基準の特例(省令第32条の2)	保育室等に備える耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部購入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
職員 (省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	保育所の長を必置	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 昼時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 昼時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	原則8時間	
保育の内容 (省令第35条)	養育及び保育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱いの原則(省令第9条)等	平等取扱いの原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理 (省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準		非常災害対策 事故発生時の対応	特になし	特になし	暴力団の排除、関係機関との連携	事故発生時の対応	
認可保育所の設備・運営に関する基準(分欄)								
①-1 認可保育所の設備・運営に関する基準において、社会福祉法人等に規定しているもの								
①-2 認可保育所の設備・運営に関する基準において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に規定しているもの								
①-3 社会福祉法人や認可の事業者等による設備を創設しているもの								
②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、社会福祉法人等に規定しているもの								
②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に規定しているもの								
②-3 公立保育所の管理を行う指定管理会の募集等において、社会福祉法人等に規定しているもの								
②-4 公立保育所の運営化を行う際の運営事業者の募集等において、社会福祉法人等に規定しているもの								
②-5 公立保育所の運営化を行う際の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に規定しているもの								
③-1 認可保育所の設備・運営に関する基準において、主幹等において一定の規模を定めるなどしているもの								
③-2 株式会社等の参入は認めているが、有価証券中個人については認めていないもの								

国	区分	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第53号)	山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月25日山形県条例第64号)	福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月条例第7号)	児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月27日制定)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年3月11日栃木県条例第27号)	群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する条例(平成25年4月1日制定)	
設備の基準(省令第32条)	0.7歳児を入所させる保育所	乳児室(1.85㎡/人)	3.3㎡/人	乳児室(3.3㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		ほふく室(3.3㎡/人)	3.3㎡/人	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		職務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参考基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.89㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参考基準	国と同じ	2歳以上児のみの受入施設においても職務室を必要	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における設置面積の特例	国準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準	参考基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第22条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参考基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託員、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	国と同じ	乳児を入所させる保育所においては、保健師または看護婦を配置するよう努める	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児室:1.12名/室(1.12歳児20:1 4歳以上児20:1) (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 昼時間 32:1 長時間 20:1 4歳以上児 昼時間 38:1 長時間 30:1	従うべき基準	国と同じ	(認定こども園である保育所の場合) 3歳児 昼時間32:1、長時間20:1 4歳以上児 昼時間38:1長時間とも20:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参考基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	遊戯及び保育を一体的に行うことをその特色とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取組の原則(省令第9条)等	平等取組の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	人権の擁護に関する措置	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参考基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準	防災計画等の策定を義務規定とし、市町村との連携を取った。	・関係機関(児童相談所、保健所等)と密接な連絡をとり連携して子どもや保護者の支援に努める ・非常災害に関する具体的計画について、施設の数かれた状況により災害の態様ごとに立てる	災害時に備えた食品や医薬品等の備蓄、地域住民や他の社会福祉施設等との連携・協力体制の構築について、努力義務として規定。	非常災害対策	【総則】 ・非常時における協力体制を確保するため地域住民との連携を図るよう努める ・児童の食育に努める	
認可保育所の設備・運営等に関する基準等の運用状況(分類)	①-1 認可保育所の設備・運営等に関する基準等において、社会福祉法人等に規定しているもの ①-2 認可保育所の設備・運営等に関する基準等において、安心こども基金の活用を義務として社会福祉法人等に規定しているもの ①-3 社会福祉法人や政府の認可施設・運営法人等による設備を提供しているもの ②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、社会福祉法人等に規定しているもの ②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を義務として社会福祉法人等に規定しているもの ③-1 公立保育所の管理を行う指定管理者の募集等において、社会福祉法人等に規定しているもの ③-2 公立保育所の運営化を行う際の運営事業者の募集等において、社会福祉法人等に規定しているもの ③-3 公立保育所の運営化を行う際の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を義務として社会福祉法人等に規定しているもの ④-1 認可保育所の設備・運営等に関する基準等において、主体等に対して一定の義務を求めるとしているもの ④-2 株式会社等の参加は認められているが、有限会社や個人については認められていないもの	該当なし	該当なし	特になし	-	該当なし	

国	区分	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)	児童福祉法施行条例(平成24年12月制定)	千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する条例(平成24年12月制定)	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第43号)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年神奈川県条例第5号、平成24年12月制定、平成25年4月施行)	新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	
設備の基準 (省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	0歳児3.3㎡/人、1歳児3.3㎡/人	0歳児3.3㎡/人、1歳児3.3㎡/人	2歳児未満児1人につき3.3㎡以上	国と同じ	
		ほふく室(3.3㎡/人)	0歳児3.3㎡/人、1歳児3.3㎡/人	1歳児3.3㎡/人	国と同じ	国と同じ	
		医師室、調理室、便所	医師室について全ての保育所に設置、調理室及び便所は国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.68㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	医師室について全ての保育所に設置、調理室及び便所は国と同じ	国と同じ	2歳以上児のみの受け入れ施設においても医師室を必要	国と同じ	2歳以上児を入所させる保育所に医師室設置を努力義務化。
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における専ら園児の特例	標準	1歳児2.5㎡/人	該当地域あり(基準無し)	2歳未満児2.5㎡/人(10区11市)	該当地域あり(国と同じ)	対象外
	設備の基準の特例(省令第32条の2)	保育室等に関する防火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
職員 (省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	・嘱託歯科医の配置を努力義務化。	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児9:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児9:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 20:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	原則保育時間8時間、開所時間11時間	保育時間は国と同じ、開所時間は原則としておおむね11時間。	国と同じ(加えて保育所の開所時間は11時間を原則とする)	国と同じ
保育の内容 (省令第35条)	養護及び保育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
平等原則の原則 (省令第9条)	平等原則の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	「国籍」、「信条」等のこれまでの平等原則に、「性別」と「障害の有無」を追加。
衛生管理 (省令第10条)	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
その他	上記以外で定めている基準	乳児室(0歳児)、沐浴室(0、1歳児)の設置 保育所による子育て支援に努める 感染症防止及び防犯に関する措置を講ずるよう努める 災害物資の備蓄に努める	特になし	特になし	国と同じ	・「非常災害に関する具体的計画」を「当該児童福祉施設の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画」とし、災害ごとの計画を規定した。(省令第8条関係) ・暴力団等の排除を規定。(規定なし) ・食品の原材料の産地、その他の食事の安全性に関する情報の収集及び提供について規定を設けた。(省令第11条関係)	
認可保育所の設備・運営を行う事業者の募集等に関する状況(分類)	①-1 認可保育所の設備・運営を行う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ①-2 認可保育所の設備・運営を行う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ①-3 社会福祉法人や民営の保育所設置・運営法人等による募集を優先しているもの ②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ③-1 公立保育所の管理を行う指定管理者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-2 公立保育所の運営化を行う際の運営事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ④-1 認可保育所の設備・運営を行う際の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ④-2 株式会社等の募集しているが、有限会社や個人については認めないもの	該当なし				特になし	

	国	区分	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第83号)		富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月12日制定)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成24年12月制定)	児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例(平成24年12月制定) 福井県児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例施行規則(平成26年3月制定)	山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	長野県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年10月制定) 長野県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成26年9月制定)	
設備の基準 (省令第32条)	0.1歳児を 入所させる 保育所	乳児室(1.85㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	2歳以上児を 入所させる 保育所	保育室又は遊戯室(1.85㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		園外遊戯場(保育所の付近にある園外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	2才以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必要	
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	設備の基準 の特例(省令第32条の2)	厚生労働大臣の指定地域における児童福祉施設の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
		保育室等に関する防火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部給入等		参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	給食の外部給入における食事に関する計画の公表に努める。	国と同じ	
職員 (省令第33条)	保育士、嘱託員、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1、2歳児9:1、3歳児11:1、4歳以上児30:1(園児2名以上園で保育の場合) 3歳児 昼時間 30:1 長時間 20:1 4歳以上児 昼時間 30:1 長時間 30:1	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容 (省令第35条)	施設及び保育を一体的に行うことをその特色とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	食の安全・安心確保に必要な措置を講じ、地産地消に取り込むものとする。	国と同じ	
平等取組の原則 (省令第9条)	平等取組の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	○人権擁護・虐待防止(努力義務規定) ・人権擁護・虐待防止に必要な体制整備および研修の実施	国と同じ	国と同じ	
衛生管理 (省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準		省令第6条第1項の非常災害について、例示・明確化 省令第14条の3第2項の苦情解決に当たっての第三者調停の運用に保育所を通知 暴力団等の排除を規定		○非常災害対応(義務規定) ・非常災害に必要な設備の設置、災害訓練等の具体的計画の策定、関係機関との連携体制の整備 ○事故発生時の対応(義務規定) ・事故発生時の関係機関への連絡および必要な措置、事故状況および処置の記録、速やかな損害賠償	非常災害対策に対する具体的な計画を作成し、定期的に職員に周知すること。 関係機関との連携に努めること、防災資機材の整備に努めること。	・木材利用の推進(施設の内装等には、木材を利用するよう努めること) ・地産地消の推進(食事の内容は、県産の農産物等を利用したものと努めること)	
認可保育所の設備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分項)								
①-1 認可保育所の設備・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの								
①-2 認可保育所の設備・運営を担う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの								
①-3 社会福祉法人や協会の保育所設置・運営法人等による整備を優先しているもの								
必-1 公営施設を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの								
必-2 公営施設を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの								
必-3 公立保育所の設置化を行う際の運営事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの								
②-1 認可保育所の設備・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの								
②-2 株式会社等の参入は認められているが、有限会社や個人については認められていないもの								
該当なし								
なし								
なし								
該当なし								

条例名等	国	区分	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)			岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	児童福祉施設の設備及び運営に関する条例(平成25年3月制定) 児童福祉施設の設備及び運営に関する規則(平成25年3月制定)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年4月1日施行) 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年4月1日施行)	滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.85㎡/人)	3.3㎡/人(ただし、既存の保育所(園舎中のもを含む、条例施行後に乳児室の増設を行う場合を除く。))については国と同じ	国と同じ	乳児室3.3㎡/人(既存の保育所について、平成28年3月31日までの間、1.85㎡/人とする経過措置あり)	国と同じ	ほふくをしない乳児または満2歳に満たない幼児 1.85㎡/人、ほふくをする乳児または満2歳に満たない幼児 3.3㎡/人	
		ほふく室(3.3㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	ほふくをしない乳児または満2歳に満たない幼児 1.85㎡/人、ほふくをする乳児または満2歳に満たない幼児 3.3㎡/人	
		医師室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		保育に必要な用具	参考基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.85㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		園外遊戯場(保育所の付近にある園外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参考基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		厚生労働大臣の指定地域における児童福祉の特別	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
		保育室等に關する耐火上の基準	参考基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参考基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
職員(省令第33条)	保育士の配置(兼務2人配置) 乳児3:1、1-2歳児6:1、3歳児20:1、4歳以上児30:1(認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	保育士の配置(兼務2人配置) 乳児3:1、1-2歳児6:1、3歳児20:1、4歳以上児30:1(認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 30:1 長時間 30:1 4歳以上児 短時間 30:1 長時間 30:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育期間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参考基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うこととその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参考基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準		地震地滑の推進(提供される食事については、県内で生産された農林水産物等の積極的な活用を図ること)	非常災害…災害の種別に応じた計画の作成を義務付け・虐待等の禁止…禁止する行為を具体的に明記	非常災害対策 非常災害の具体例を例示、必要な設備の設置、計画の策定、定期的な訓練の実施を義務規定化、市町村等との連携協力体制整備を努力目標規定化 〇記録の保存 入所者の処遇に係る記録を5年間保存	非常災害対策 〇人権の確保、虐待の防止等のための研修の実施	非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めること。を規定している。	
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に関する状況(分類)								
①-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの								
①-2 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を特約として社会福祉法人等に限定しているもの								
①-3 社会福祉法人や協会の保育施設・運営法人等による整備を優先しているもの								
②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの								
②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を特約として社会福祉法人等に限定しているもの								
③-1 公立保育所の管理を行う指定管理者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの								
③-2 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの								
③-3 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を特約として社会福祉法人等に限定しているもの								
④-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、主体等に依り一定の制限を求めるとしているもの								
④-2 株式会社等の募集は認めているが、有限会社や個人については認めていないもの								
⑤-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、主体等に依り一定の制限を求めるとしているもの								
⑤-2 株式会社等の募集は認めているが、有限会社や個人については認めていないもの								

国	区分	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第83号)	児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例(平成24年7月27日京都府条例第36号) 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例施行規則(平成24年9月14日京都府規則第51号)	大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年11月制定)	法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例(平成24年10月改正(保育所関係))	奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月制定)	和歌山県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年和歌山県条例第67号) ※平成24年10月8日公布、平成25年4月1日施行
設備の基準(省令第32条)	0.1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.05㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		昼寝室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	国と同じ	国と同じ	2才以上児のみの受入施設においても設置を必要	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における児童福祉の特例	基準	対象外	対象外	対象外	対象外
	保育室等に関する防火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託員、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	国と同じ	国と同じ	施行日において、現に調理員を置いている保育所については調理員のうち少なくとも1人は栄養士の免許を有する者又は調理師の免許を有するものでなければならない。(施行日において、現に調理員を置いている保育所については平成30年3月31日までの間適用しない旨の経過措置あり。)	国と同じ	国と同じ
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 30:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 30:1 長時間 30:1	従うべき基準	国と同じ	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 30:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	国と同じ	国と同じ
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育の内容(省令第35条)	健康及び教育を一体的に行うこととその特性とし、その内容等については、厚生労働大臣が定める指針に準ず。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
その他	上記以外で定めている基準	特になし	特になし	<ul style="list-style-type: none"> 管理職は専ら職員等でないこと、運営が専ら国等の支配を受けないことを規定(社会福祉施設共済事項) 防災・防災対策の策定や危機管理に必要な体制整備、職員への取組内容の周知等の義務付け(児童福祉施設共済事項) 研修計画の策定や研修結果の記録の整備など計画的な人材の育成に努めるよう規定(児童福祉施設共済事項) 運営内容の自己評価と改善を義務付けるとともに、その結果の公表に努めるよう規定(児童福祉施設共済事項) 事故発生時の防止及び発生時の対応の義務付け(児童福祉施設共済事項) 子育て家庭への保育所機能の開放や相談実施を積極的に行うとともに、関係団体等との連携に努めることを規定(保育所のみ)に適用する事項) 乳幼児等に対し、自然や生命の大切さ等について理解を深めるための環境学習・教育に取り組むよう努めることを規定(保育所のみ)に適用する事項) 	<ul style="list-style-type: none"> ○居室等の安全性の確保(省令第5条) ○非常災害時における備蓄用非常食等の確保(省令第8条) ○キャリアパスの整備(省令第7条) ○サービス提供の状況、質の評価及び改善等に関する取組への促進 ○未利用の推進(省令第32条) ○食べる喜びを高める食事の提供(省令第11条) 	人権擁護推進員、災害対策推進員、安全管理対策推進員の配置
保育所の設備・運営等に関する基準の特例(分則)	<ul style="list-style-type: none"> ①-1 認可保育所の設備・運営等に関する基準等において、社会福祉法人等に規定しているもの ①-2 認可保育所の設備・運営等に関する基準等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に規定しているもの ①-3 社会福祉法人や既存の保育所設置・運営法人等による整備を優先しているもの ②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、社会福祉法人等に規定しているもの ②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に規定しているもの ③-1 公立保育所の管理を行う指定管理等の募集等において、社会福祉法人等に規定しているもの ③-2 公立保育所の民間化を行う際の運営等事業者の募集等において、社会福祉法人等に規定しているもの ③-3 公立保育所の民間化を行う際の運営等事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に規定しているもの ④-1 認可保育所の設備・運営等に関する基準等において、主体等に対して一定の義務を課するもの ④-2 株式会社等の参入は認めているが、有限会社や個人については認めていないもの 	該当なし	-	県の認可手続きにおいて、設置主体の制限はしていない。	該当なし	該当なし

◎保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(都道府県)

		国	区分	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)			鳥取県児童福祉施設に関する条例(平成24年12月制定) 鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則(平成25年3月制定)	島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月制定)	児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例(平成24年10月5日 岡山県条例第47号)	児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月制定)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月21日山口県条例第3号) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成24年3月21日山口県規則第6号)
設備の基準 (省令第32条)	0、1歳児を 入所させる 保育所	乳児室(1.65㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	3.3㎡/人	国と同じ
		ほふく室(3.3㎡/人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		医務室、調理室、便所		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具		参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育室又は遊戯室(1.65㎡/人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を 入所させる 保育所	屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		保育に必要な用具		参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		厚生労働大臣の指定地域における児童福祉施設の特例		標準	対象外	対象外	対象外	対象外
	設備の基準の特例(省令第32条の2)	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
職員 (省令第33条)	保育士、嘱託員、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かなくても可。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 20:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 25:1 長時間 30:1		国と同じ	国と同じ	国と同じ	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 20:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 30:1 長時間 30:1	国と同じ	
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容 (省令第35条)	養護及び保育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取組の原則 (省令第9条)等	平等取組の原則、優待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理 (省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に関する状況(分類)								
①-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの								
①-2 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの								
①-3 社会福祉法人や特定の非営利法人等による募集を優先しているもの								
②-1 公有施設等を活用した保育所を設置する事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの								
②-2 公有施設等を活用した保育所を設置する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの								
②-3 公立保育所の運営を行う指定管理者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの								
②-4 公立保育所の運営化を行う際の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの								
③-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、主体等により一定の制限を求めているもの								
③-2 株式会社等の募集を認めているが、有限会社や個人については認めていないもの								
								-防犯対策について、施設内防犯計画の策定と見直し、緊急時の安全確保のための体制整備等を求む。 ・幼保連携型認定こども園である保育所の3～5歳児長時間保育担当職員のみなし保育士特例を過半数に限定
								なし

	国	区分	福島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第83号)		児童福祉法施行条例(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)(平成24年10月制定)	香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例(平成24年10月制定)	愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年10月) 愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月)	高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年1月制定)	福岡県児童福祉施設の設備及び運営に関する条例(平成24年10月制定)	
設備の基準 (省令第32条)	0.1歳児を 入所させる 保育所	乳児室(1.85㎡/人)	乳児室は「満2歳に満たない乳幼児であって、ほふくをしないものを保育する部屋」と位置づける。	国と同じ	国と同じ	国と同じ	乳児室(3.3㎡/人)	
		ほふく室(3.3㎡/人)	ほふく室は「満2歳に満たない乳幼児であって、ほふくをするものを保育する部屋」と位置づける。	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		昼寝室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		保育に必要な用具	参考基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	2歳以上児を 入所させる 保育所	保育室又は遊戯室(1.88㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参考基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育室又は遊戯室(1.88㎡/人)	衛生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
		保育室等に関する耐火上の基準	参考基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参考基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
職員 (省令第33条)	保育士、嘱託員、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児8:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (託児こども園である保育所の場合) 3歳児 昼時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 昼時間 35:1 長時間 30:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (託児こども園である保育所の場合も、短時間・長時間利用を問わず同基準)	国と同じ	
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則	参考基準	国と同じ基準とした上で、保育所は、保護者の労働時間等を考慮し、保育時間の延長等の方法により、保育時間の向上に努めるように規定。	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容 (省令第35条)	施設及び保育を一体的に行うことをその特長とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に依る。	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱いの原則(省令第9条)等	平等取扱いの原則、虐待等の禁止等	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理 (省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参考基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準		・環境を大切にすることを育成に努めるように規定。 ・乳幼児の保護者に対して必要な援助又は指導を行う場合には、個人情報に配慮した適切な環境で行うように努めるように規定。	・非常災害対策		(児童福祉施設共通の規定) ・災害への対応(防災対策マニュアルの策定と必要に応じた見直しの実施等) ・指定地域の努力義務 ・暴力団の排除	・開所時間 1日につき11時間を原則 ・皆への対応 苦情の解決にあたって第三者を関与させることを義務化 ・不審者等の侵入防止対策 ・不審者等の侵入防止のための措置及び訓練について努力義務化 ・非常災害対策 具体的な計画を立てるべき非常災害の種類(火災、風水害、地震等)を明記及び計画の策定並びに訓練等を義務化 ・暴力団関係者の排除 運営について、暴力団関係者の支配を受けることの禁止	
保育所の設置・運営に係る条例(分則) ①-1 児童福祉施設の設備・運営に係る条例(分則)において、社会福祉法人等に規定しているもの ①-2 認可保育所の設置・運営に係る条例(分則)において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に規定しているもの ①-3 社会福祉法人や既存の保育所設置・運営法人等による設置を前提としているもの ②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、社会福祉法人等に規定しているもの ②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に規定しているもの ②-3 公立保育所の設置を行う際の運営事業者の募集等において、社会福祉法人等に規定しているもの ③-1 公立保育所の設置を行う際の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に規定しているもの ③-2 認可保育所の設置・運営に係る条例(分則)において、主体等に応じて一定の規制を求めらなければならないもの ④-1 認可保育所の設置・運営に係る条例(分則)において、主体等に応じて一定の規制を求めらなければならないもの ④-2 株式会社等の参加は認められているが、有限会社や個人については認められていないもの	該当なし	該当なし	該当なし	なし	該当なし			

	国	区分	鹿児島県	沖縄県
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月制定)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月制定)
設備の基準(省令第32条)	0.1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.86㎡/人)	国と同じ	国と同じ
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.86㎡/人)	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ
		調理室、便所	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における措置事項の特例	標準	対象外	対象外
	保育室等に関する防火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)		一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部給入可	参酌基準	国と同じ
職員(省令第33条)	保育士、嘱託員、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 2歳児9:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	国と同じ	国と同じ	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ
保育の内容(省令第35条)	昼寝及び保育を一体的に行うこととその特例とし、その内容については、厚生労働大臣が定める資料に使う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ
平等取扱いの原則(省令第9条)等	平等取扱いの原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ
その他	上記以外で定めている基準	特になし		特になし
認可保育所の設置・運営を担う事業者の募集形態に係る状況(分類)				
①-1 認可保育所の設置・運営を担う事業者の募集形態において、社会福祉法人等に限定しているもの				
①-2 認可保育所の設置・運営を担う事業者の募集形態において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの				
①-3 社会福祉法人や既存の保育所設置・運営法人等による整備を優先しているもの				
②-1 公営地を活用した保育所を設置する事業者の募集形態において、社会福祉法人等に限定しているもの				
②-2 公営地を活用した保育所を設置する事業者の募集形態において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの			特になし	
③-1 公立保育所の運営を行う指定事業者の募集形態において、社会福祉法人等に限定しているもの				
③-2 公立保育所の運営化を行う際の運営事業者の募集形態において、社会福祉法人等に限定しているもの				
③-3 公立保育所の運営化を行う際の運営事業者の募集形態において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの				
④-1 認可保育所の設置・運営を担う事業者の募集形態において、支給等に応じて一定の取組を求められているもの				
④-2 株式会社の人材は認めているが、有限会社や個人については認めていないもの				

◎保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び適用状況等(指定都市)

条例名等	国	区分	北海道札幌市	宮城県仙台市	埼玉県さいたま市	千葉県千葉市	神奈川県横浜市
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)			札幌市児童福祉施設施行条例(平成24年2月制定)	仙台市児童福祉法の施行に関する条例(平成24年12月制定)	さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月制定) さいたま市保育所整備推進の手引き(平成25年1月)	千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月制定)
設備の基準 (省令第22条)	0・1歳児を入所させる保育所 乳児室(1.65㎡/人) ほふく室(3.3㎡/人) 医務室、調理室、便所 保育に必要な用具 保育室又は遊戯室(1.98㎡/人) 2歳以上児を入所させる保育所 園外遊戯場(保育所の付近にある園外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人) 調理室、便所 保育に必要な用具 厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例 保育室等に関する防火上の基準	従うべき基準	0・1歳児3.3㎡/人 0・1歳児3.3㎡/人 園と同じ 園と同じ 園と同じ	0歳児5.0㎡/人、1歳児3.3㎡/人 0歳児5.0㎡/人 園と同じ 園と同じ 園と同じ	0歳児5.0㎡/人、1歳児3.3㎡/人 0歳児5.0㎡/人、1歳児3.3㎡/人 園と同じ 園と同じ 園と同じ	3.3㎡/人 園と同じ 園と同じ 園と同じ 園と同じ	乳児室又はほふく室の面積は0歳児、1歳児1人につき、3.3㎡ 園と同じ 園と同じ 園と同じ 園と同じ
		従うべき基準	市長が特に認める場合にあつては、保育所の付近にある園外遊戯場に代わるべき場所を含む。	園と同じ	園外遊戯場(市長が適当と認めるときは、当該保育所の付近にある園外遊戯場に代わるべき場所を含む。を設けること。)(3.3㎡/人)	保育室及び遊戯室を設ける。(定員60人未満の保育所に限り、遊戯室の設置は任意。) 保育室のみ1.98㎡/人(経過措置として、既存保育所について、神崎児童福祉施設に資すると認められる場合に限り、部分の間、遊戯室を保育室として利用できる。)	園と同じ
		園と同じ	園と同じ	園と同じ	園と同じ	園と同じ	園と同じ
		園と同じ	園と同じ	園と同じ	園と同じ	園と同じ	園と同じ
		園と同じ	園と同じ	園と同じ	園と同じ	園と同じ	園と同じ
		園と同じ	園と同じ	園と同じ	園と同じ	園と同じ	園と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	園と同じ	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する給食の外部搬入は可能であるが、実際にあたり市長への事前協議を義務付け。	園と同じ
職員 (省令第33条)	保育士、嘱託員、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。) 保育士の配属(毎班2人配属) 乳児3:1 1:2歳児0:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 38:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 38:1 長時間 30:1	従うべき基準	調理業務の全部を委託する施設にあつては、栄養士又は管理栄養士を置く場合に限り、調理員を置かないことができる。	園と同じ	園と同じ	園と同じ	園と同じ
保育時間 (省令第24条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	園と同じ	園と同じ	園と同じ	園と同じ	園と同じ
保育の内容 (省令第35条)	施設及び保育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	園と同じ	園と同じ	園と同じ	園と同じ	園と同じ
平等取扱いの原則 (省令第9条)等	平等取扱いの原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	園と同じ	園と同じ	園と同じ	園と同じ	園と同じ
衛生管理 (省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	園と同じ	園と同じ	園と同じ	園と同じ	園と同じ
その他	上記以外で定めている基準	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	横浜市福祉サービス第三者評価の改善など
認可保育所の設備・運営を担う事業者の募集等に係る事項(分則) ①-1 認可保育所の設備・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ①-2 認可保育所の設備・運営を担う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ①-3 社会福祉法人や既存の有形施設・運営法人等による設備を借受しているもの ②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ③-1 公立保育所の管理を行う指定管理者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-2 公立保育所の運営を行う際の運営事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-3 公立保育所の運営を行う際の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ④-1 認可保育所の設備・運営を担う事業者の募集等において、主休日に於いて一定の業務を定めることとしているもの ④-2 株式会社等の参入は認められているが、有価会社や個人については認められていないもの	該当なし	該当あり(③-2 公立保育所の増設に伴う私立保育所の設置・運営法人については、募集要項において社会福祉法人に限定)	該当あり(④-1 社会福祉法人または認定こども園の認定を受けるために保育所を運営する学校法人以外の法人については、2年間以上の保育所運営の実績が必要)	該当あり(③-2 公立保育所の民間管理に当たり、募集要項において社会福祉法人に限定)	該当あり(③-2 安心こども基金の施設整備補助を活用した保育所については、募集要項において社会福祉法人に限定)		

○保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(指定都市)

条例名等	国	区分	神奈川県川崎市	神奈川県相模原市	新潟県新潟市	静岡県静岡市	静岡県浜松市	
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第80号)			条例:川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月制定) 保育所運営指針(基準化、公有地貸付型、民有地借上型、既設施設等の改修型)	相模原市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月)	新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(24年12月制定)	静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例(平成24年3月制定) 静岡市保育所新設設置認可希望者募集要領(平成25年4月)	浜松市児童福祉施設条例(平成24年3月23日制定)	
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人) ほふく室(3.3㎡/人) 医務室、調理室、便所 保育に必要な用具	従うべき基準 国と同一 国と同一 参酌基準	3.3㎡/人 国と同一 国と同一 国と同一	0、1歳児 33㎡/人 国と同一 医務室、調理室、便所に加えて、調乳室、沐浴室を必置 国と同一	国と同一 国と同一 国と同一 国と同一	国と同一 国と同一 国と同一 国と同一	
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.66㎡/人) 園外遊戯場(保育所の付近にある園外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人) 調理室、便所 保育に必要な用具	従うべき基準 国と同一 国と同一 参酌基準	園と同一 園と同一 園と同一 国と同一	園と同一 「保育所の付近にある園外遊戯場に代わるべき場所を含む」のは、「園外遊戯場を設けることが困難な場合において市長が特に認める」場合に限定。 園と同一 園と同一	園と同一 園と同一 園と同一 園と同一	園と同一 園と同一 園と同一 園と同一	
	厚生労働大臣の指定地域における児童福祉の特別	保育室等に関する防火上の基準	参酌基準	国と同一	対象地域(規定なし) 国と同一	対象外 国と同一	対象外 国と同一	対象外 国と同一
	設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部購入可	参酌基準	国と同一	食事の外部購入規定なし(自園調理) 国と同一	食事の外部購入規定なし(自園調理) 国と同一	国と同一	国と同一
	職員(省令第33条)	保育士、嘱託員、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	条例:園と同一 募集要項:看護師、栄養士の配置	国と同一	国と同一	嘱託員有無の記載(義務規定)、乳児を入所させる保育所の保健師、看護師又は准看護師の配置(努力規定)	国と同一	国と同一
		保育士の総数(※各2人配置) 乳児0:1 1:2歳児0:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1(指定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 38:1 長時間 30:1	従うべき基準	条例:園と同一 募集要項:条例の基準に加え、休職休職保育士(条例の基準の保育士数+4人、小人数1位を切上げ)、専任保育士(専任保育士1人)すること。	国と同一	1歳児 3:1	国と同一	国と同一
	保育時間(省令第34条)	1日につき6時間を原則	参酌基準	国と同一	国と同一	国と同一	国と同一	国と同一
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同一	国と同一	国と同一	国と同一	国と同一	
保育指針の原則(省令第36条)	平等取扱いの原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同一	国と同一	「性別」欄が「有無」を通知	国と同一	国と同一	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同一	国と同一	国と同一	国と同一	国と同一	
その他	上記以外で定めている基準	事故防止の対策		特になし		特になし	特になし	
認可保育所の設備・運営を行う事業者の募集等に係る特例(分則)	①-1 認可保育所の設備・運営を行う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ①-2 認可保育所の設備・運営を行う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ①-3 社会福祉法人や既存の保育所施設・運営法人等による整備を優先しているもの ②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ③-1 公立保育所の設備・運営を行う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-2 公立保育所の設備・運営を行う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ④-1 認可保育所の設備・運営を行う事業者の募集等において、主体等において一定の制限を設けているもの ④-2 株式会社の人材は認められているが、有限会社や個人については認められていないもの	該当あり(①-2 安心こども基金を活用した新築及び②-1 公有地を活用した整備の募集は、募集要項で社会福祉法人等に限定)	該当あり(①-3 当初は社会福祉法人に限って募集し、応募数が必要数に達しない場合に社会福祉法人以外の法人にも公募の枠を広げることとしている。)	なし	該当なし	該当なし		

◎保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(指定都市)

条例名等	国	区分	愛知県名古屋市	東京都京都市	大阪府大阪市	大阪府堺市	兵庫県神戸市	
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)			名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定) 名古屋市保育所設置認可の基準等に関する要綱(平成24年4月改定)	京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年4月制定)	大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月28日制定) 大阪市認可保育所設置・運営法人募集要項(平成25年度)	堺市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月14日制定 条例第60号)	神戸市保育所等の設備及び運営に関する基準等を定める条例	
設置の基準(省令第32条)	0.1歳児を保育させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	2.3㎡/人	2.3㎡/人	0歳児5.0㎡/人、1歳児3.3㎡/人	国と同一	国と同一	
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同一	国と同一	国と同一	国と同一	
		医師室、調理室、便所	国と同一	国と同一	国と同一	国と同一	国と同一	
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同一	国と同一	国と同一	国と同一	
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同一	国と同一	国と同一	国と同一	国と同一	国と同一
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	(1)について、「市長が特に必要と認める場合は、保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む」と規定	国と同一	国と同一	国と同一	市長が特に認める場合は、「保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所をもってこれに代えることができる」と規定した。
		調理室、便所	国と同一	国と同一	国と同一	国と同一	国と同一	2才以上児のみの受け入れ施設においても医師室を必要
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同一	国と同一	国と同一	国と同一	国と同一
	厚生労働大臣の指定地域における趣意照会の特例	標準	対象外	対象地域(国と同一)	平成27年3月31日までの間に限り、乳児室、ほふく室及び保育室1.65㎡/人	国と同一	国と同一	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同一	国と同一	国と同一	国と同一	国と同一	国と同一
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同一	国と同一	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	国と同一	国と同一	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託員、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	国と同一	国と同一	国と同一	国と同一	国と同一	国と同一(調理員のうち1人以上は、栄養士たる調理員又は調理師免許を有する調理員とする。)	
	保育士の配属(最低2人配属) 乳児3:1 1-2歳児0:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1(認定こども園である保育所の場合) 3歳児 昼時間 35:1 夜時間 20:1 4歳以上児 昼時間 35:1 夜時間 30:1	従うべき基準	認定こども園である保育所の場合であっても、3歳児20:1、4歳以上児30:1と規定	乳児3:1 1歳児5:1 2歳児6:1 3歳児15:1 4歳以上児20:1 4歳以上児25:1	国と同一	国と同一	国と同一	国に加えて、1人以上の保育士を配置
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同一	国と同一	原則11時間	国と同一	国と同一	
保育の内容(省令第35条)	健康及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同一	国と同一	国と同一	国と同一	国と同一	
平等取扱いの原則(省令第9条)等	平等取扱いの原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同一	国と同一	国と同一	国と同一	国と同一	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同一	国と同一	国と同一	国と同一	国と同一	
その他	上記以外で定めている基準		<ul style="list-style-type: none"> ・なごや子ども条例の理念の追加 ・防犯及び事故防止の措置を規定 ・食糧及び飲料水の確保を規定 ・機嫌の保持を規定 ・暴力団の排除を規定 ・私立認定保育所の選考に関する事前協議を規定 	国と同一	特になし	特になし	保育所の長及び設置主体から暴力団員等を排除	
認可保育所の整備・運営に関する基準等の募集等に係る状況(分欄)	<ul style="list-style-type: none"> ①-1 認可保育所の整備・運営に関する募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ①-2 認可保育所の整備・運営に関する募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ①-3 社会福祉法人の認定を受ける募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ②-1 公営施設を活用した保育所を運営する募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ②-2 公立保育所の民営化を行う期の運営事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ②-3 公立保育所の民営化を行う期の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ③-1 認可保育所の整備・運営に関する募集等において、主体等に基づいて一定の制限を定めるもの ③-2 株式会社等の参入は認められているが、有限会社や個人については認められていないもの 		<ul style="list-style-type: none"> 該当あり①-3 名古屋市保育所設置認可の基準等に関する要綱において、保育所整備のための公募を行った際に、応募がない等、社会福祉法人等により制限が進まない状況が2回あった場合には、裁判法を認める対象とする旨を規定している 	<ul style="list-style-type: none"> 該当あり③-2 大阪府立保育所の民間移管については、平成25年度の募集要項では、大阪府、京都市、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県のいずれかにおいて、認可保育所を平成25年4月1日時点で3年以上運営している社会福祉法人に限定 	<ul style="list-style-type: none"> 該当あり③-2 公立保育所の民営化を行う期の運営事業者の募集等において、社会福祉法人又は新たに社会福祉法人を設立する個人に限定しているもの ③-2 市立保育所の民間移管の対象法人については、社会福祉法人に限定 ④-2 株式会社等の参入は認められているが、個人(新たに社会福祉法人を設立する場合は除く。)については認められていないもの 	<ul style="list-style-type: none"> 該当あり②-1 市有地を活用した保育所については、募集要項において社会福祉法人に限定 ③-2 市立保育所の民間移管の対象法人については、社会福祉法人に限定 		

③保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(指定都市)

条例名等	国	区分	岡山県岡山市	広島県広島市	福岡県北九州市	福岡県福岡市	熊本県熊本市
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第33号)			岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月29日制定) 岡山市認可保育所設置認定事業者募集要項(岡山市大分市)(平成25年10月)	広島市児童福祉施設設備基準条例(平成24年12月制定)	北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月制定) ※平成25年4月1日施行	福岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例(平成24年12月制定)	熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所 2歳以上児を入所させる保育所	乳児室(1.85㎡/人)	従うべき基準	3.3㎡/人	3.3㎡/人	3.3㎡/人	3.3㎡/人
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	ほふくしない乳幼児1.85㎡/人	ほふくする乳幼児3.3㎡/人	ほふくしない乳幼児1.85㎡/人	ほふくする乳幼児3.3㎡/人
		医务室、調理室、便所	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参照基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育室又は遊戯室(1.85㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		園外遊戯場(保育所の付近にある園外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
厚生労働大臣の指定地域における贈答品の特例	調理室、便所	参照基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育に必要な用具	参照基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育室等に関する防火上の基準	参照基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部購入可	参照基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	食事の外部購入規定なし(自園調理)	3歳以上の幼児に対する食事の提供について、保育所以外で調理し購入する方法により行う(外部購入)場合は、乳幼児の教育及び発達に配慮して適切な食事に調理すべき事項を定めた食費に関する計画に基づき食事を提供するよう義務付けた。
職員(省令第33条)	保育士、嘱託師、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	参照基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育士の配属(最低2人配属) 1歳児 1:1 2歳児 1:1 3歳児 20:1 4歳以上児 30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	1歳児 5:1 それ以外については、国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参照基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	1日につき8時間を原則(園所時間は、11時間とする)	国と同じ
保育の内容(省令第35条)	養育及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
平等取扱いの原則(省令第36条)	平等取扱いの原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参照基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
その他	上記以外で定めている基準		・暴力団員の排除・多様な手法を用いた評価・非常災害対策の充実・研修には、児童の権利擁護、虐待防止等の内容を盛り込むことを明記・事故発生時の適切かつ迅速な対応		「暴力団員の排除」について規定		児童福祉施設の職員は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものであってはならない。
認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集等に係る状況(分類)	①-1 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ①-2 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ①-3 社会福祉法人や既存の保育所施設・運営法人等による整備を優先しているもの ②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ③-1 公立保育所の整備・運営を行う指定管理者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-2 公立保育所の長官化を行う際の運営事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-3 公立保育所の長官化を行う際の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ④-1 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集等において、主体等に応じて一定の制限を定めるもの ④-2 株式会社の人材は認められているが、有限会社や個人については認められていないもの		当該あり(②-1 特定の公有地を活用した保育所については、募集要項において岡山市内で認可保育所又は認可幼稚園を10年以上運営している社会福祉法人又は学校法人に限定)	当該あり(②-1 公有地を活用した保育所を運営する法人の募集において、応募資格として社会福祉法人と学校法人に限定している)	当該あり ①-1 ※平成25年度募集要項において以下のとおり限定 市内に事務所または事業所を設置する次の法人 ①社会福祉法人(新たに設立予定を含む)、②市内で認可幼稚園を設置する既存の学校法人(ただし幼稚園型認定こども園の認可を受けること)、③その他の法人(日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人)	当該あり(①-1 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集において、応募資格として社会福祉法人、学校法人、宗教法人、その他の非営利法人(NPO法人、NDF法人、社団法人、財団法人等)を対象としている。) なし	

◎保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(中核市)

条例名等	国	区分	北海道旭川市	北海道釧路市	青森県青森市	岩手県盛岡市	秋田県秋田市
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)			旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月28日制定)	西館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年3月26日条例第22号)	青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例(平成24年12月制定) 盛岡市立保育所長官舎化計画(平成18年4月)	秋田市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年4月制定)
設備の基準 (省令第32条)	0,1歳児を 入所させる 保育所	乳児室(1.66㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	3.3㎡/人(乳児室又はほふく室)	国と同じ
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	3.3㎡/人(乳児室又はほふく室)	国と同じ
		医師室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を 入所させる 保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		園外遊戯場(保育所の付近にある園外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	「保育所の付近にある園外遊戯場に代わるべき場所を含む」は規定しない。	国と同じ
		調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
厚生労働大臣の指定地域における施設規模の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	
保育室等に関する防火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
設備の基準の特例(省令第32条の2)			一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
職員 (省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育士の配置(最低2人配置) 乳児8:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育の内容 (省令第35条)	遊戯及び保育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める規格に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育所運営の原則 (省令第36条)	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
衛生管理 (省令第37条)	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
その他	上記以外で定めている基準		特になし	特になし	特になし	特になし	
認可保育所の設置・運営に関する事項等(関係(分則))			過去に該当あり ③-1 公立保育所の民間移譲に係る公募を行った際、「安心こども基金」の補助(保育所緊急整備事業)を受けられる社会福祉法人に限定した。	なし	過去に該当あり ③-3 公立保育所長官舎の移管先法人公募に際し、安心こども基金による施設整備補助事業等の観点から、社会福祉法人等を対象法人としている。今後については、施設整備補助制度の状況などにより、見直しの可能性もある。		

○保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(中核市)

区	区分	福島県郡山市	福島県いわき市	栃木県宇都宮市	群馬県前橋市	群馬県高崎市	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第89号)	郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例(平成24年12月27日制定)	宇都宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月27日宇都宮市条例第40号)	前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年4月1日制定)	高崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	
設備の基準 (省令第32条)	0、1歳児をふ所を有する保育所	乳児室(1.65㎡/人)	3.3㎡/人	乳児室(1.65㎡/人) ※ただし、新設等については3.3㎡/人	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		ほふく室(3.3㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		事務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.65㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		園外遊戯場(保育所の付近にある園外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	2才以上児のみの受け入れ施設においても厨房室を必要	2才以上児のみの受け入れ施設においても厨房室を必要	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における児童福祉の特例	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ。但し、『保育所は、前項の規定により園外保育所外で調理し搬入する方法により食事の提供を行う場合においても、当該保育所内で調理したものを提供するように努めなければならない。』という基準を追加	
職員 (省令第33条)	保育士、嘱託員、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	乳児を入所させる保育所においては、保健師又は看護師を配置するよう努める。	保育士、嘱託員、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。) に追加、乳児を入所させる保育所での保健師又は看護師配置の努力規定	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	国と同じ	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 4時間程度利用 30:1 8時間程度利用 20:1 4歳以上児 30:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容等 (省令第35条)	食糧及び保育を一体的に行うこととその特長とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱いの原則 (省令第36条)	平等取扱いの原則、虐待等の禁止等	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	平等取扱いの原則に、『性別』の基準を追加	
衛生管理 (省令第37条)	衛生管理、入所者・職員健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準	非常災害に関する具体的計画の策定、保育所における関係機関との連携	非常災害に関する具体的計画の策定、保育所における関係機関との連携	児童福祉施設と非常災害対策(省令第6条)について、非常災害に対する具体的計画の策定に加え、職員や利用者への通知と連絡体制の整備、訓練の結果を踏まえた計画内容の検証と見直しについて規定	地域の連携強化、食育の強化、自然環境の推進(3歳以上の児にはしないように)	『(省令第6条関係)『児童福祉施設は、非常時における協力体制を確保するための、地域住民等との連携を図るよう努めなければならない。』という基準を追加	
認可保育所の設備・運営等に関する事項(分則)	<ul style="list-style-type: none"> ①-1 認可保育所の設備・運営等に関する事項等において、社会福祉法人等に規定しているもの ①-2 認可保育所の設備・運営等に関する事項等において、安心子ども基金の活用を前提として社会福祉法人等に規定しているもの ①-3 社会福祉法人や民間の保育施設・運営法人等による設備を確保しているもの ②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、社会福祉法人等に規定しているもの ②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心子ども基金の活用を前提として社会福祉法人等に規定しているもの ②-3 公立保育所の運営を行う指定事業者の募集等において、社会福祉法人等に規定しているもの ③-1 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、社会福祉法人等に規定しているもの ③-2 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、安心子ども基金の活用を前提として社会福祉法人等に規定しているもの ④-1 認可保育所の設備・運営等に関する事項等において、主体等に応じて一定の取組を定めることとしているもの ④-2 認定企業の参入は認めているが、有期会社や個人については認めていないもの 	該当なし	特になし	該当あり①③-3 公立保育所の民営化や幼保連携型認定こども園の保育所部分の整備・運営を行う事業者については、募集要項において「安心子ども基金」の補助(保育所緊急整備事業)を受けられる社会福祉法人等に限定)	特になし	該当なし	

●保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(中核市)

国	区分	埼玉県川越市	千葉県船橋市	千葉県柏市	神奈川県横浜質市	富山県富山市	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第3号)	川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例(平成25年4月制定)	船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月28日制定) 船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月13日制定) 船橋市民間保育所の設置等に関する事務取扱要領(平成25年4月1日施行)	柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例(平成24年12月制定) 柏市私立認可保育園の整備・運営等募集要領(平成25年10月)	児童福祉施設の設備に関する基準を定める条例(平成25年4月1日制定)	富山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定・平成25年4月1日公布)	
設備の基準(省令第32条)	0,1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.88㎡/人)	0歳児5.0㎡/人、1歳児3.3㎡/人	乳児室4.95㎡/人	園と同じ	園と同じ	
		ほふく室(3.3㎡/人)	園と同じ	ほふく室4.95㎡/人	園と同じ	園と同じ	
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室、調理室、便所	園と同じ	園と同じ	園と同じ	園と同じ	園と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	園と同じ	園と同じ	園と同じ	園と同じ
		保育室又は遊戯室(1.88㎡/人)	園と同じ	園と同じ	保育室又は遊戯室3.0㎡/人 ※保育室及び遊戯室を合算した面積	園と同じ	園と同じ
		園外遊戯場(保育所の付近にある園外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	園と同じ	園と同じ	園と同じ	園と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における設置面積の特例	調理室、便所	園と同じ	園と同じ	園と同じ	園と同じ	園と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	園と同じ	園と同じ	園と同じ	園と同じ
		保育室等に關する耐火上の基準	参酌基準	園と同じ	園と同じ	園と同じ	園と同じ
	設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部購入可	参酌基準	園と同じ	園と同じ	食事は自園調理のみ	園と同じ
職員(省令第33条)	保育士、園長、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	園と同じ	園と同じ	園と同じ	園と同じ	園と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準 園と同じ	園と同じ	園と同じ	乳児 2.57:1、1歳児 4.5:1、2歳児 5.2:1、3歳児 18:1、4歳児以上 27:1 (認定こども園である保育所)園と同じ	園と同じ	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	園と同じ	園と同じ	園と同じ	園と同じ	
保育の内容(省令第35条)	設備及び保育を一時的に行うことその他の特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	園と同じ	園と同じ	園と同じ	園と同じ	
平等取扱いの原則(省令第9条)	平等取扱いの原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	園と同じ	園と同じ	園と同じ	園と同じ	
衛生管理(省令第10条)	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	園と同じ	園と同じ	園と同じ	園と同じ	
その他	上記以外で定めている基準	特になし	特になし	特になし	特になし	管轄処理の公平性及び透明性を確保する観点から、児童福祉施設の入所者等からの情報の開示にあたり、第三者の関与を厳禁付ける	
認可保育所の設備・運営を担う事業者の募集等に關する状況(分欄)	①-1 認可保育所の設備・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ①-2 認可保育所の設備・運営を担う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提とし社会福祉法人等に限定しているもの ②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ③-1 公立保育所の募集化を行う際の運営事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-2 公立保育所の募集化を行う際の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ④-1 認可保育所の設備・運営を担う事業者の募集等において、主体等に応じて一定の募集を求めるなどしているもの ④-2 株式会社等の募集は認めているが、有限会社や個人については認めていないもの	該当なし	該当あり②-1 公有地を活用した保育所については、募集要項において社会福祉法人もしくは学校法人に限定	該当あり②-2 応募要件を法人格を有する者に限定	該当なし	該当あり③-2 公有地を活用した保育所(公立保育所の募集)については、募集要項において社会福祉法人又は既に市内で保育所などの児童福祉施設を運営している法人に限定	

○保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(中核市)

国		区分	石川県金沢市	長野県長野市	岐阜県岐阜市	愛知県豊橋市	愛知県豊田市
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第53号)		金沢市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例(平成24年12月制定) 金沢市保育所設置認可等基準(平成13年4月)	長野市特定児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月25日 長野市条例第53号)	岐阜市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	豊橋市児童福祉施設運営条例(平成24年12月制定)	豊田市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)
設備の基準 (省令第32条)	0.1歳児をとりこめる保育所	乳児室(1.85㎡/人)	5.0㎡/人(ただし、市長が特に認めるとき3.3㎡/人)	国と同じ	4.3㎡/人	乳児室(3.3㎡/人) 乳児用室(全面的な改築等をするまでは乳児室の面積1.85㎡)	乳児室(3.3㎡/人)
		保育室(3.3㎡/人)	5.0㎡/人(ただし、市長が特に認めるとき3.3㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		事務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	2歳以上児、保育室及び遊戯室がそれぞれ2.0㎡/人(ただし、遊戯室にあっては、市長が特に認めるとき1.0㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	園外遊戯場(保育所の付近にある園外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		厚生労働大臣の指定地域における居室環境の特例	特例	対象外	対象外	対象外	対象外
		保育室等に関する防火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の条件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部購入可	参酌基準	食事の外部購入規定なし(自園調理)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
職員 (省令第33条)	保育士、嘱託員、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	国と同じ	乳児 3:1 1歳児 5:1 2歳児 6:1 3歳児 16:1 4歳児 25:1 5歳児 30:1	国と同じ	(認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 30:1 4歳以上児 短時間 30:1 その他は国と同じ	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児15:1 4歳28:1 6歳30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳 短時間 30:1 長時間 20:1 4歳以上 短時間 30:1 長時間 30:1	
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容 (省令第35条)	養育及び保育を一体的に行うこととその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に資する。	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱いの原則 (省令第9条)	平等取扱いの原則、虐待等の禁止等	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理 (省令第10条等)	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準	特になし	・他の児童福祉施設等に対して、入所者等の情報を提供することの文章による同意 ・事故発生時の対応	・暴力団の排除 ・児童福祉施設と非常災害対策・食事 ・苦情への対応 ・事故発生時の防止及び事故発生時の対応	・非常災害対策(具体的な災害の例示、他の施設との協力体制の整備)	・第6条(児童福祉施設と非常災害)について、非常災害に対する具体的計画の策定と訓練の実施を、努力義務から義務規定とした。 ・第9条の2(公正な運営)について、市長の意見を聴いて公正な方法により行わなければならないとした。	
保育所の設置・運営を担う事業者の形態等に関する規定(分項)	①-1 認可保育所の設置・運営を担う事業者の形態等において、社会福祉法人等に限定しているもの ①-2 認可保育所の設置・運営を担う事業者の形態等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ①-3 社会福祉法人や長官の認可所設置・運営法人等による整備を優先しているもの ②-1 公立保育所の設置・運営を担う事業者の形態等において、社会福祉法人等に限定しているもの ②-2 公有財を活用した保育所を運営する事業者の形態等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ②-3 公立保育所の設置・運営を担う事業者の形態等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ③-1 認可保育所の設置・運営を担う事業者の形態等において、主体等に応じて一定の制限を求めているもの ③-2 株式会社等の入力は認めないが、有限会社や個人については認めないもの	①-3 制限はしていないが、原則として社会福祉法人とする。	③-2 公立保育所の民営化に際し、事業譲渡において、委託等先法人については、社会福祉法人又は学校法人に限定	該当あり①-2 「安心こども基金」に基づく施設整備の補助金は、社会福祉法人、学校法人(幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において、当該保育所の施設整備を行う場合に限り。)、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特別財団法人に限定	該当あり①-1 設置認可事項において、設置経営主体は原則として社会福祉法人又は学校法人としている		

◎保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(中核市)

	国	区分	愛知県岡崎市	滋賀県大津市	大阪府高槻市	大阪府東大阪市	大阪府豊中市	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第83号)		岡崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月26日制定)	大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	高槻市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月19日制定) 高槻市保育所施設整備事業者募集要項	東大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	
設備の基準 (省令第32条)	0.1歳児を入室させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	乳児室(3.3㎡/人)	乳児室1.65㎡/人(ほふくをする者にあつては3.3㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		ほふく室(3.3㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	2歳以上児を入室させる保育所	保育室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育に必要な用具		参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	
保育室等に關する防火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
設備の基準の特別(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
職員 (省令第33条)	保育士、嘱託員、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	(保育所) 乳児3:1 1歳児4:1 2歳児5:1 3歳児18:1 4歳以上児30:1 (認定こども園) 3歳児 短時間30:1 長時間20:1 4歳以上児 短時間30:1 長時間30:1	1:2歳児を5:1としたほかは国と同じ	国と同じ	乳児 3:1 1歳児 5:1 2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳以上児 30:1 (最低2人配置)	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1歳児5:1 2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容 (省令第35条)	養育及び教育を一元的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱いの原則 (省令第9条)等	平等取扱いの原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理 (省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員・調理員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準	特になし		-調理業務を委託する場合に外部搬入と同様の要件を課す規定を設ける -障害児保育を担当する保育士の配置について努力規定を設ける	特になし	特になし	国と同じ	
認可保育所の設備・運営を担う事業者の募集等に關する状況(分類)	①-1 認可保育所の設備・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ①-2 認可保育所の設備・運営を担う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ①-3 社会福祉法人や他の非営利法人等による募集を前提として、社会福祉法人等に限定しているもの ②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ②-3 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ③-1 認可保育所の設備・運営を担う事業者の募集等において、主幹等に応じて一定の基準を定めるなどしているもの ③-2 株式会社等の参入は認めているが、有限会社や個人については認めていないもの			「新制度を見据えた保育所の設置認可等について」をうけ今年9月から原則設置主体の制限をなくしているが、②-1 公有地を活用した保育所の設備者募集及び③-1 市立保育所の指定事業者募集の場合は社会福祉法人に限定する可能性はある。	該当あり(①-1 認可保育所の設備・運営を担う事業者募集において、応募資格を大阪府内に本拠や事務所等を置く社会福祉法人(設立予定法人含む)に限定)	該当あり(①-3 社会福祉法人からの募集が多数ある中で優先的な整備を行っている。)	①-3 豊中市内既存の保育所・幼稚園を運営している法人による整備	

○保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び適用状況等(中核市)

条例名等	国	区分	兵庫県姫路市	兵庫県西宮市	兵庫県尼崎市	奈良県奈良市	和歌山県和歌山市	
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第65号)			姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	西宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	尼崎市児童福祉施設に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例(平成24年12月制定)	奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日条例第55号) 奈良市民間保育所設置運営事業条例(平成24年10月)	和歌山県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	乳児室(3.3㎡/人)	0~1歳児3.3㎡/人	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		床ふく室(3.3㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		医師室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	2歳未満の子どもがいない保育所への医師室(医薬品等を備え、幼児が被害できる区画)の設置を義務付け	国と同じ	
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		保育室又は遊戯室(1.95㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		2歳以上児を入所させる保育所	園外遊戯場(保育所の付近にある園外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	国と同じ	園外遊戯場は、保育所の敷地内に設置すること。ただし、乳児又は満3歳に満たない幼児のみを入所させる保育所で、当該保育所の付近に園外遊戯場に代わるべき場所がある場合においては、この限りでない。	国と同じ	「園外遊戯場(保育所と同一敷地内に限る。ただし、市長が特に定める場合は、この限りでない。)」と規定	国と同じ
		園遊室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
厚生労働大臣の指定地域における遊戯室等の特別基準	参酌基準	国と同じ	対象地域(遊戯基準の緩和は行わない。)	国と同じ	国と同じ	国と同じ		
保育室等に関する防火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ		
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部購入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	食事の外部購入規定なし(自園調理)	国と同じ	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託員、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	保育士の配置(最低2人配置)	国と同じ	国と同じ	保育士又は調理師の配置を義務付け(調理業務の全部を委託する場合を除く)	国と同じ	国と同じ	
		乳児3:1 1~2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	国と同じ	保育士の配置 4歳以上児 20:1 (認定こども園である保育所の場合) 4歳以上児 長時間 20:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	食糧及び保育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
早等取返の原則、虐待等の禁止等(省令第9条)	早等取返の原則、虐待等の禁止等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)	衛生管理、入所者・職員等の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準		・児童福祉施設の長・暴力団員等であってはならない。 ・運営について、児童福祉施設の運営は、暴力団員等の支配を受けてはならない。	特になし	・1. 入所している者の安全・安心の確保、2. 関係機関との連携、信頼関係の構築に努めることを規定 ・運営内容の自己評価と改善を義務付けるとともに、その結果の公表に努めるよう規定 ・防災・防犯計画の策定や危機管理に必要な体制整備、職員及び利用者への取組内容の周知等の義務付け ・普通救命講習修了者の常時配置に努めることを規定 ・研修計画の策定や研修結果の記録の整備など計画的な人材育成に努めるよう規定 ・1. 管理者は暴力団員等ではないこと、2. 運営が暴力団等の支配を受けないことを規定 ・事故発生防止及び発生時の対応の義務付け	特になし	人権擁護推進、災害対策推進、安全管理対策推進及び食育推進の各推進者を置くこととしている。	
認可保育所の設置・運営を担う事業者の募集等に関する状況(分欄)	①-1 認可保育所の募集・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ①-2 認可保育所の募集・運営を担う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ①-3 社会福祉法人や政府の認可施設・運営法人による募集を優先しているもの ②-1 公有地を活用した保育所を設置する事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ②-2 公有地を活用した保育所を設置する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ②-3 公立保育所の募集・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-1 公立保育所の募集・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-2 公立保育所の募集・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの		該当あり①-①-2 安心こども基金の活用を前提とした認可保育所の募集・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの	該当あり②-1 公有地を活用した保育所については、募集事項において社会福祉法人又は学校法人に限定	該当あり③-2 公立保育所を民間に移管する保育所については、募集事項において社会福祉法人に限定	該当あり①-1 認可保育所の募集・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定	該当あり①-①-1、②-1について、本市社会福祉審議会との議決を指針としており、原則として平成12年12月21日時点において市内で認可保育所又は認可外保育施設を運営する者に限定している。	

◎保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(中核市)

条例名等	国	区分	岡山県倉敷市	広島県福山市	山口県下関市	香川県高松市	愛媛県松山市
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第3号)			倉敷市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月19日制定) 倉敷市児童福祉施設の運営に関する基準を定める規則(平成25年3月19日制定)	福山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年9月28日条例第34号)	下関市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月25日制定(条例第86号))	高松市社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例(平成24年12月制定)	松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月28日条例第89号) 松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月28日規則第28号)
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	国と同じ	3.3㎡/人	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		ほふく室(3.3㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		医師室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	2歳以上児を入所させる保育所	屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外
		保育室等に関する防火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の例(省令第32条の2)			一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部購入可	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
職員(省令第33条)	保育士、嘱託員、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準 国と同じ	国と同じ	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間35:1、長時間利用児(8時間) 20:1 4歳以上児 短時間35:1、長時間利用児(8時間) 30:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育の内容(省令第35条)	食糧及び教育を一体的に行うこととその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に拠う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
児童福祉施設の設備(省令第36条)	平等取組の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
衛生管理(省令第37条)	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ、調理従事者の検便について明記
その他	上記以外で定めている基準		倉敷市児童福祉施設の運営に関する基準を定める規則において、 ・児童福祉施設の設置者は、入所者等への食事の提供に当たっては、地産地消に努めるものとする。 ・児童福祉施設の設置者は、入所している乳幼児への食育を推進するため、保護者に対して食育に関する情報を発信するものとする。	特になし	幼幼連携型認定こども園である保育所の3～6歳児長時間保育推進委員のみなし保育士特例につき、過剰地域に限定。(国基準は地域限定なし)	・非常災害対策に関する具体的な計画の概要の表示 ・非常災害時の連携協力体制の整備 ・研修の実施および研修の機会の確保 ・記録の整備等 ・業務の質の評価等 ・給食における地産地消の推進 ・児童福祉施設における感染症等の対応マニュアルの策定	特になし
認可保育所の整備、運営を担う事業者の募集等に関する状況(分類)			認可保育所の整備、運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ①-1 認可保育所の整備、運営を担う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ①-2 社会福祉法人や認可の保育所設置、運営法人等による整備を優先しているもの ②-1 公有地を指定した保育所を設置する事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ②-2 公有地を指定した保育所を設置する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ③-1 公立保育所の整備を行う指定管理等の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-2 公立保育所の民間化を行う際の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ④-1 認可保育所の整備、運営を担う事業者の募集等において、主体等に応じて一定の制限を求めているもの ④-2 株式会社への入社は認められているが、有限会社や個人については認められていないもの	特になし③-2 本市が推進している公立保育所の民間移管については、市内で保育所を設置経営している社会福祉法人に限定)	該当あり①-2 安心こども基金の活用を前提として募集要項において社会福祉法人に限定)	特になし	

◎保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び適用状況等(中核市)

	国	区分	高知県高知市	福岡県久留米市	長崎県長崎市	大分県大分市	宮崎県宮崎市	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第83号)		高知市児童福祉施設最低基準条例(平成24年4月1日制定、平成24年10月1日施行)	久留米市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月14日制定)	長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例(平成24年12月制定)	大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	宮崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月制定)	
設備の基準(省令第32条)	0,1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	国と同じ	〇歳児3.3㎡/人、1歳児3.3㎡/人	ほふくをしない乳幼児(1.65㎡/人)	国と同じ	国と同じ	
		ほふく室(3.3㎡/人)	国と同じ	国と同じ	ほふくをする乳幼児(3.3㎡/人)	国と同じ	国と同じ	
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を保育する保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	国と同じ	国と同じ	2才以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必要	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ		
厚生労働大臣の指定地域における遊戯設備の特例	国準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	
保育室等に関する防火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部購入可	参酌基準	食事の外部購入規定なし(自由調理)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託員、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	国と同じ	国と同じ	国と同じ(嘱託調理員の努力義務)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児38: (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	認定こども園である保育所の増設増利用の職員配置基準を適用原則見直しと見直しとする	国と同じ	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 30:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間、長時間とも 30:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育時間(省令第34条)	1日につき9時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	養育及び保育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱いの原則(省令第9条)等	平等取扱いの原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	調理する旨に対し、毎月1回以上の検便を義務付ける。	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準	特になし	特になし	暴力団の排除のための措置	特になし	【一般原則等】(省令第5条関係) ・人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等の必要な体制の整備 ・上記について職員研修の実施 【非常災害等】(省令第8条関係) ・災害の態様ごとの計画作成、内容の検証及び見直し ・自主防災組織や近隣住民との連携による協力体制の確立 【食等】(省令第11条関係) ・食育の推進を図るための責任者の設置に努めること ・食育の推進のための計画を定める等の措置を講じるよう努めること 【暴力団の排除等】 ・運営について、暴力団員及び暴力団関係者の支配を受けてはならない 【報酬等の支払等】 ・入所している乳幼児の保護者の子育て力の向上に資する支援を行うよう努めること	特になし	
認可保育所の設備・運営を行う事業者の募集等に関する事項(分則)	①-1 認可保育所の設備・運営を行う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ①-2 認可保育所の設備・運営を行う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を条件として社会福祉法人等に限定しているもの ①-3 社会福祉法人や既存の保育所施設・運営法人等による整備を優先しているもの ②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を条件として社会福祉法人等に限定しているもの ③-1 公立保育所の管理を行う指定管理者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-2 公立保育所の設置を行う際の運営事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-3 公立保育所の廃止を行う際の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を条件として社会福祉法人等に限定しているもの ④-1 認可保育所の設備・運営を行う事業者の募集等において、主体等に応じて一定の取組を求めるとしているもの ④-2 株式会社等の参入は認めているが、有限会社や個人については認めないもの	なし	該当あり(①-1 認可保育所の設備・運営を行う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定 H22.12)(②-1 市立保育所の管理を行う指定管理者の募集事項において、社会福祉法人等に限定 H21.11)	該当あり(①-2 安心こども基金に基づく認可保育所の増設増等に関する補助金については、募集において社会福祉法人、学校法人(幼保連携型認定こども園を構成する保育所の施設整備を行う場合に限り)等に限定)	①-1 条例に規定はないが、新たに保育所の事業者を公募する際には、その募集要項を作成し、その要項内で設置者を社会福祉法人または学校法人に限定していた。	該当あり(②-1 22年度からの東高岡保育所の指定管理者については、募集要項において市内で認可保育所を運営する法人に限定)		

◎保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(中核市)

	国	区分	鹿児島県鹿児島市	沖縄県那覇市
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第82号)		鹿児島市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月制定)	那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定 条例第88号)
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入室させる保育所	乳児室(1.88㎡/人)	国と同じ	国と同じ(本市条例第34条)
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ(" ")
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ(" ")
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ(" ")
		保育室又は遊戯室(1.88㎡/人)	国と同じ	国と同じ(" ")
	2歳以上児を入室させる保育所	屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ(" ")
			国と同じ	国と同じ(" ")
		調理室、便所	国と同じ	国と同じ(" ")
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ(" ")
	厚生労働大臣の指定地域における遊戯面積の特例	標準	対象外	対象外
保育室等に関する防火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ(本市条例第34条)	
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ(" ")
職員(省令第33条)	保育士、嘱託員、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)		国と同じ	国と同じ(本市条例第36条)
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準 国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ(本市条例第37条)
保育の内容(省令第35条)	遊戯及び保育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に拠る。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ(本市条例第38条)
保育施設の原則(省令第9条)	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ(本市条例第12条)
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ(本市条例第14条)
その他	上記以外で定めている基準		非常災害対策(国の基準に加えて、立地環境に於いて災害の危険などに計画を立てることや、関係機関や地域との連携に努めること等)について規定している	特になし
認可保育所の設備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	①-1 認可保育所の設備・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ①-2 認可保育所の設備・運営を担う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ①-3 社会福祉法人や協会の施設や設備・運営法人等による募集を優先しているもの ②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ③-1 公立保育所の増設を行う国営事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-2 公立保育所の民営化を行う国の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ③-3 公立保育所の民営化を行う国の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ④-1 認可保育所の設備・運営を担う事業者の募集等において、主体等に応じて一定の制限を求めるなどしているもの ④-2 株式会社等の参入は認めているが、有限会社や個人については認めていないもの		該当なし	該当あり(①-2 安心こども基金を活用する認可保育所の設備・運営を担う事業者の募集において、応募資格として社会福祉法人に限定している)

区	区分	宮城県大崎市	宮城県松島市	茨城県水戸市	埼玉県川口市	埼玉県新城市	埼玉県草加市	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第83号)	大崎市保育所条例(平成18年3月制定)、大崎市保育所管理規則(平成18年3月制定)、大崎市保育の施設に関する条例(平成18年3月制定)、大崎市保育の実施に関する規則(平成18年3月制定)、大崎市子育て支援総合施設条例(平成18年3月制定)、大崎市子育て支援総合施設条例施行規則(平成18年3月制定)	該当なし	児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月27日制定)	児童福祉法施行条例(平成24年12月制定)	児童福祉法施行条例(平成24年12月制定)	平成27年4月開設の草加市民間認可保育所運営基準条例(平成28年10月)	
設備の基準 (省令第32条)	0、1歳児を保育する保育所	乳児室(1.85㎡/人)	園に準じる	県と同じ	園と同じ	0-1歳児3.3㎡/人	0歳児3.3㎡/人、1歳児3.3㎡/人	0歳児3.3㎡/人、1歳児3.3㎡/人
		ほふく室(3.3㎡/人)	園に準じる	県と同じ	園と同じ	園と同じ	0歳児3.3㎡/人	0歳児3.3㎡/人、1歳児3.3㎡/人
		洗濯室、調理室、便所	園に準じる	県と同じ	園と同じ	園と同じ	園と同じ	園と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	園に準じる	県と同じ	園と同じ	園と同じ	園と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.88㎡/人) 屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わらるべき場所を含む。)(3.2㎡/人)	園に準じる	県と同じ	園と同じ	園と同じ	園と同じ	園と同じ
		調理室、便所	園に準じる	県と同じ	園と同じ	園と同じ	園と同じ	園と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	園に準じる	県と同じ	園と同じ	園と同じ	園と同じ
厚生労働大臣の指定地域における種別園等の設置	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	
保育室等に備える防火上の基準	参酌基準	園に準じる	県と同じ	園と同じ	園と同じ	園と同じ	園と同じ	
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	園に準じる	園と同じ	園と同じ	園と同じ	園と同じ	
職員 (省令第33条)	保育士、調理師、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	園に準じる	県と同じ	園と同じ	園、県と同じ	園と同じ	園と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 長時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	参酌基準	園に準じる	県と同じ	園と同じ	川口市基準 0歳児3:1、1歳児5:1、2歳児6:1、3歳児17:1、4-5歳児27:1	園と同じ	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 ※民間認可保育所が次の草加市基準を満たす場合は、市から運営費補助あり。 1歳児5:1 3歳児17:1 5歳児25:1
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	原則10時間	県と同じ	園と同じ	原則11時間	園と同じ	
保育の内容 (省令第35条)	異園及び保育を一体的に行うこととその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	参酌基準	園に準じる	県と同じ	園と同じ	園、県と同じ	園と同じ	
平等取組の原則 (省令第9条)等	平等取組の原則、虐待等の禁止等	参酌基準	園に準じる	県と同じ	園と同じ	園、県と同じ	園と同じ	
衛生管理 (省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の間接診断等	参酌基準	園に準じる	園と同じ	園と同じ	園と同じ	園と同じ	
その他	上記以外で定めている基準	特になし	県と同じ	特になし	特になし	園と同じ	園と同じ	
認可保育所の設置・運営を担う事業者の募集等に関する規定(分類)	<p>①-1 認可保育所の設置・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの</p> <p>①-2 認可保育所の設置・運営を担う事業者の募集等において、安心子ども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの</p> <p>①-3 社会福祉法人や協会の設置施設・運営法人等による設置を前提としているもの</p> <p>②-1 公営施設を活用した保育所を設置する事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの</p> <p>②-2 公営施設を活用した保育所を設置する事業者の募集等において、安心子ども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの</p> <p>③-1 公立保育所の管理を行う指定管理の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの</p> <p>③-2 公立保育所の運営化を行う際の運営事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの</p> <p>④-1 認可保育所の設置・運営を担う事業者の募集等において、主幹等に就いて一定の責務を定めるなどしているもの</p> <p>④-2 株式会社等の参入は認められているが、有価証券と個人については認めないもの</p>	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	該当あり(③-1 平成27年4月開設に向けた保育所公募については、法人設立予定も含め、社会福祉法人、学校法人、医療法人、NPO法人に限定)	

国		区分	千葉県市川市	千葉県松戸市	千葉県市原市	千葉県浦安市	千葉県 茨山市	中央区	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第83号)		市川市立保育園の設置及び管理に関する条例(昭和29年条例第34号) 市川市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成18年条例第2号)	千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する条例(平成24年12月制定)	平成25年度市原市民間保育所設置運営者再募集要綱(平成26年8月)		県条例を基準とする		
設備の基準 (省令第32条)	0.1歳児を 入所させる 保育所	乳児室(1.65㎡/人)	条例にて独自の基準は設けていない。	0歳児3.3㎡/人、1歳児3.3㎡/人			県と同じ	公立:0歳児6.0㎡/人以上、1歳児3.5㎡/人以上	
		ほふく室(3.3㎡/人)	条例にて独自の基準は設けていない。	1歳児3.3㎡/人			県と同じ		
		医師室、調理室、便所	条例にて独自の基準は設けていない。	県と同じ			県と同じ		
	2歳以上児を 入所させる 保育所	保育に必要な用具	参酌基準	条例にて独自の基準は設けていない。	県と同じ			県と同じ	公立:2.0㎡/人以上
		保育室又は遊戯室(1.98㎡/人) 屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	条例にて独自の基準は設けていない。	県と同じ			県と同じ	
		調理室、便所 保育に必要な用具	参酌基準	条例にて独自の基準は設けていない。	県と同じ			県と同じ	
設備の基準の特例(省令第32条の2)	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	該当地域(条例にて独自の基準は設けていない。)	対象外	対象外	対象外	対象外	該当地域、ただし運用なし	
	保育室等に関する防火上の基準	参酌基準	条例にて独自の基準は設けていない。	県と同じ			県と同じ		
職員 (省令第33条)	保育士、嘱託員、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	条例にて独自の基準は設けていない。	県と同じ			県と同じ		
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児8:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	条例にて独自の基準は設けていない。	県と同じ 民間保育所:千葉県と同じ 市立保育所:保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児5:1 3歳児15:1 4歳以上児20:1(条例等の基準は別)				県と同じ	公立:1歳児5:1
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	条例にて独自の基準は設けていない。	原則保育時間8時間、開所時間11時間			県と同じ		
保育の内容 (省令第35条)	施設及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	条例にて独自の基準は設けていない。	県と同じ			県と同じ		
平等取扱いの原則(省令第9条)	平等取扱いの原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	条例にて独自の基準は設けていない。	県と同じ			県と同じ		
衛生管理 (省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	条例にて独自の基準は設けていない。	県と同じ			県と同じ		
その他	上記以外で定めている基準		条例にて独自の基準は設けていない。	特になし			県と同じ		
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に関する状況(分類)									
①-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの									
①-2 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提とした社会福祉法人等に限定しているもの									
②-1 社会福祉法人や認可の保育所設置・運営法人等による申請を優先しているもの			③-1 現在、指定管理者制度により運営を行っている保育園(7園)については、市川市立保育園の設備及び管理に関する条例 第10条第2項において、指定管理者の指定の基準は、市川市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例 第2条に定めるもののほか、法第35条第4項に規定する認可を得て保育所を運営している社会福祉法人とされている。						
②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提とした社会福祉法人等に限定しているもの						該当あり(①-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集において、応募資格として関に社会福祉法人であるか社会福祉法人を設立する見込みが該当していないため、施設整備にかかる補助金が交付されないことから、応募者として株式会社を除外とした。)			
②-3 公立保育所の長寿化を行う際の運営事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの						②-2 平成21年度及び平成25年度に市有地を譲渡等とし、保育所の設置運営者の公募を行っているが、安心こども基金の「保育所緊急整備事業」では施設整備費の補助対象事業者として株式会社法人が該当していないため、施設整備にかかる補助金が交付されないことから、応募者として株式会社を除外とした。			
③-2 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提とした社会福祉法人等に限定しているもの									
④-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、主体等に応じて一定の業績を求められているもの						該当なし			
④-2 株式会社の人材は認められているが、有限会社や個人については認められていないもの									

	国	区分	港区	新宿区	文京区	豊田区	江東区	品川区	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)			運用			江東区私立保育所扶助要綱(昭和55年3月)	明文規定なし ※認可に向けた協議の際に、事業者に依頼	
設備の基準 (省令第32条)	0,1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.95㎡/人)			0歳児5.0㎡/人				
		保育に必要の用具	従うべき基準						
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.95㎡/人)							
		保育に必要の用具	従うべき基準						
	厚生労働大臣の指定地域における児童園の特別		保育室又は遊戯室(1.95㎡/人)						
	保育室等に関する防火上の基準		保育に必要の用具	参酌基準					
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可		参酌基準		食事の外部搬入規定なし(自園調理)	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	食事の外部搬入規定なし(自園調理)		
職員 (省令第33条)	保育士、嘱託員、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)								
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1		従うべき基準	公立:1歳児5:1 1歳児5:1	公立:1歳児5:1	1歳児5:1	1歳児5:1	1歳児5:1	
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則		参酌基準						
保育の内容 (省令第35条)	養育及び保育を一体的に行うことと其の特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める規制に従う。		従うべき基準						
平等取組の原則(省令第9条)等	平等取組の原則、虐待等の禁止等		従うべき基準						
衛生管理 (省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等		参酌基準						
その他	上記以外で定めている基準								
<p>認可保育所の設備・運営に関する事業者の基準等に関する状況(分欄)</p> <p>①-1 認可保育所の設備・運営に関する事業者の基準等において、社会福祉法人等に規定しているもの</p> <p>①-2 認可保育所の設備・運営に関する事業者の基準等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に規定しているもの</p> <p>①-3 社会福祉法人や政府の保育所設置・運営法人等による設備を供出しているもの</p> <p>②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の基準等において、社会福祉法人等に規定しているもの</p> <p>②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の基準等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に規定しているもの</p> <p>③-1 公立保育所の管理を行う指定管理者の基準等において、社会福祉法人等に規定しているもの</p> <p>③-2 公立保育所の運営化を行う際の運営事業者の基準等において、社会福祉法人等に規定しているもの</p> <p>③-3 公立保育所の運営化を行う際の運営事業者の基準等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に規定しているもの</p> <p>④-1 認可保育所の設備・運営に関する事業者の基準等において、主務省に依りて一定の規制を定めるなどしているもの</p> <p>④-2 株式会社等の参入は認められているが、有価会社や個人については認められていないもの</p>									

国		区分	目録区	大田区	世田谷区	渋谷区	中野区	杉並区
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第83号)		平成25年度費目物件による認可保育所開設事業者募集要項	・民間保育所に対する法外措置実施要綱 ・大田区立保育園運営事業者プロポーザル応募要項	○世田谷区民間保育所法外措置実施要綱 ○世田谷区民間保育所助成事業実施要綱	渋谷区保育扶助要綱	中野区保育所条例 中野区保育所における保育に関する条例 中野区保育所事業扶助要綱	杉並区立保育所条例 杉並区私立保育所施設整備補助金交付要綱 杉並区保育扶助要綱
設備の基準 (省令第32条)	0,1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	公立:0歳児5.0㎡/人		0歳児5.0㎡/人	0歳児5.0㎡/人	0歳児5.0㎡/人	0歳児5.0㎡/人
		ほふく室(3.5㎡/人)						
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.65㎡/人)	参酌基準					
		保育室又は遊戯室(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)		参酌基準				
厚生労働大臣の指定地域における設置面積の特例	保育に必要の用具	参酌基準						
設備の基準の特例(省令第32条の2)	保育室等に關する耐火上の基準	参酌基準						
職員 (省令第33条)	保育士、嘱託師、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	参酌基準						
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児9:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	1歳児5:1	1歳児5:1	1歳児5:1	公立:1歳児5:1	1歳児5:1	1歳児5:1	
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準						
保育の内容 (省令第35条)	養育及び保育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	参酌基準						
平等取扱いの原則 (省令第9条)等	平等取扱いの原則、虐待等の禁止等	参酌基準						
衛生管理 (省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準						
その他	上記以外で定めている基準						園長に關しては、実務経験7年以上を要する。	
認可保育所の設置・運営を行う事業者の募集等に關する状況(分類)								
①-1 認可保育所の設置・運営を行う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ①-2 認可保育所の設置・運営を行う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ②-1 社会福祉法人や政府の認可を受けた事業者等による募集を優先しているもの ②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-1 公立保育所の設置・運営を行う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-2 公立保育所の設置・運営を行う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ④-1 認可保育所の設置・運営を行う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ④-2 認可保育所の設置・運営を行う事業者の募集等において、主幹等に応じて一定の業種を定めることとしているもの		該当あり(②-2: 公有地を活用した保育所を運営する法人の募集において、安心こども基金の活用を前提として、応募資格として社会福祉法人に限定。③-1 区立保育園の管理を行う指定管理者の募集において、応募資格として富利を目的としない法人格を有する事業者に限定)	該当あり(③-2: 区立保育園の設置・運営に關して事業者の募集において、応募資格として社会福祉法人に限定している)					

	国	区分	豊島区	北区	板橋区	練馬区	足立区	江戸川区
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第45号)			東京都北区立保育所条例施行規則 東京都北区私立保育所運営費補助要綱 東京都北区保育所運営費扶助要綱	板橋区保育所事業実施要綱		足立区〇〇保育所運営費等募集要項 足立区〇〇保育所指定管理者募集要項 保育扶助要綱	なし
設備の基準 (省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.05㎡/人)		運用で0.5㎡/人を標準としている。	0.5㎡/人			
		ほふく室(3.3㎡/人)						
	2歳以上児を入所させる保育所	医務室、調理室、便所						
		保育に必要な用具	参酌基準					
		保育室又は遊戯室(1.98㎡/人) 屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準					
保育に必要な用具	参酌基準							
児童労働大臣の指定地域における児童労働の禁止	同様	該当地域、ただし適用なし	該当地域、ただし適用なし	該当地域、ただし適用なし	該当地域、ただし適用なし	該当地域、ただし適用なし	該当地域、ただし適用なし	
保育室等に関する防火上の基準	参酌基準							
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部購入可							食事の外部購入規定なし(自園調理)
職員 (省令第33条)	保育士、主任教、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)						・定員20人から40人及び定員60人から149人の施設に対し調理員1人、定員160人以上の施設に対し調理員2人を地配置 ・産前保育施設に調理員を1人増配置	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準		1歳児5:1 運用では、産前産後については0名以上の園に6名以上の園は専任職員以上・9名以上の園については兼務員とする。	1歳児5:1 ・定員20人から50人まで及び91人以上の施設に対し、専任職員1人を増配置。 ・定員50人以上の施設については保育士1人、専任職員1人以上の施設については保育士2人を増配置。 ・定員50人から59人まで及び60人から149人までの施設に対し、専任職員1人、保育士1人以上の施設に対し、専任職員2人を増配置。		1-2歳児5:1 ・定員20人から60人及び定員91人以上の施設に対し、保育士1人を増配置	1歳児5:1
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則		参酌基準					
保育の内容 (省令第35条)	養育及び保育を一体的に行うことをその特色とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。		従うべき基準					
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等		従うべき基準					
衛生管理 (省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員等の健康診断等		参酌基準					
その他	上記以外で定めている基準							
認可保育所の設備・運営に関する基準(省令第45号)			認可保育所の設備・運営に関する基準(省令第45号)					
1-1 認可保育所の設備・運営に関する基準(省令第45号)において、社会福祉法人等に規定しているもの			1-1 認可保育所の設備・運営に関する基準(省令第45号)において、社会福祉法人等に規定しているもの					
1-2 認可保育所の設備・運営に関する基準(省令第45号)において、認可保育所を指定しているもの			1-2 認可保育所の設備・運営に関する基準(省令第45号)において、認可保育所を指定しているもの					
1-3 社会福祉法人や既存の保育所施設・運営法人等による整備を促しているもの			1-3 社会福祉法人や既存の保育所施設・運営法人等による整備を促しているもの					
1-4 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、社会福祉法人等に規定しているもの			1-4 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、社会福祉法人等に規定しているもの					
2-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を促しているもの			2-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を促しているもの					
2-2 公立保育所の長官化を行う際の運営等に関する事項において、社会福祉法人等に規定しているもの			2-2 公立保育所の長官化を行う際の運営等に関する事項において、社会福祉法人等に規定しているもの					
2-3 公立保育所の長官化を行う際の運営等に関する事項において、安心こども基金の活用を促しているもの			2-3 公立保育所の長官化を行う際の運営等に関する事項において、安心こども基金の活用を促しているもの					
3-1 認可保育所の設備・運営に関する基準(省令第45号)において、主務等に応じて一定の事項を定めるもの			3-1 認可保育所の設備・運営に関する基準(省令第45号)において、主務等に応じて一定の事項を定めるもの					
3-2 株式会社等の参入は認めているが、有限会社や個人については認めていないもの			3-2 株式会社等の参入は認めているが、有限会社や個人については認めていないもの					
			該当あり ②-1 公有地を活用した保育所については、募集要項において社会福祉法人に限定。 ③-2 区立保育園から私立保育園への民営化を行う際、募集要項において社会福祉法人に限定。 ④-1 区立保育所の運営業務委託については、募集要項において東京都、埼玉県、千葉県および神奈川県で定員60名以上の認可保育所を運営している法人として ④-2 区立保育所の運営業務委託については、募集要項において東京都、埼玉県、千葉県および神奈川県で認可保育園を運営している法人として					

国		区分	八王子市	立川市	武蔵野市	三鷹市	府中市	調布市	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第83号)		平成25年度八王子市保育所運営費支弁要綱	なし			設備の基準及び職員については上乗せて東京都保育所事業実施要綱(旧部基準)を準用	府中市保育所運営費等の支出に関する要綱	明文規定なし ※認可に向けた協議の際に、事業者に依頼
設備の基準 (省令第32条)	0.1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	従うべき基準	0歳児6.0㎡/人(0歳児定員6人以上の場合、ただし、定員を超過した入所児については2.5㎡/人で可)、0歳児定員6人以上の場合及び1歳児3.5㎡/人	0歳児6.0㎡/人	0歳児5.0㎡/人	原則 0歳児5.0㎡/人		
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準						
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室、調理室、便所	参照基準	0歳児(0歳児定員6人以上の場合)について、調乳室(調乳スペースでも可)、沐浴室及び便所を設けること専用野外遊戯場の設置に努めること					
		保育に必要な用具	参照基準	0歳児(0歳児定員6人以上の場合)について、0歳児の心身発達に対応した遊具その他常備用備品を整備すること					
厚生労働大臣の指定地域における児童福祉施設	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	従うべき基準	屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)						
	調理室、便所	参照基準	保育に必要な用具						
設備の基準の特例(省令第32条の2)	厚生労働大臣の指定地域における児童福祉施設	標準	対象外	該当地域、ただし適用なし	該当地域、ただし適用なし	該当地域、ただし適用なし	該当地域、ただし適用なし	該当地域、ただし適用なし	
	保育室等に関する防火上の基準	参照基準							
職員 (省令第33条)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参照基準		食事の外部搬入規定なし(自園調理)		食事の外部搬入規定なし(自園調理)			
	保育士、嘱託員、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	保健師等(0歳児定員6人以上の場合、1人配置)			公立の保育園には栄養士、保健師等を配置			
保育士等の配置(最低2人配置)	乳児5:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1	従うべき基準	保健師等(0歳児定員6人以上の場合、1人配置)			公立1歳児5:1 4歳以上児25:1	1歳児5:1	1歳児5:1 4歳以上児25:1	
	3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	参照基準	1歳児5:1 4歳以上児30:1(市の規程基準として27:1) 児童養育士3人を増配(11時間所対応児童養育士を1人増配) 調理員の配置 定員59人以下2人、定員60人以上149人以下3人、定員150人以上4人、(0歳児定員6人以上の場合、1人を増配)	公立1歳児5:1 3歳児16:1 4歳児24:1 5歳児28:1					
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則	参照基準							
保育の内容 (省令第35条)	養育及び保育を一体的に行うこととその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準							
平等取組の原則 (省令第9条)等	平等取組の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準							
衛生管理 (省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参照基準							
その他	上記以外で定めている基準								
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)									
①-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの									
①-2 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの									
①-3 社会福祉法人や政府の保育所設置・運営法人等による整備を優先しているもの									
②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの									
②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの									
②-3 公立保育所の運営を行う指定管理者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの									
③-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、主体等に応じて一定の制限を定めるなどしているもの									
③-2 株式会社等の参入は認められているが、有限会社や個人については認めないもの									
該当あり(①-1 新設保育所事業者募集要項において、東京都内で認可保育所を運営している社会福祉法人であることと併せて、①-1 八王子市立保育園指定管理者募集要項において、東京都内で認可保育所を運営している社会福祉法人であることと併せて、)									
該当あり(②-1 公有地を活用した保育所については、募集要項において社会福祉法人に限定)									
該当あり(②-2 市有地を活用した保育所については、社会福祉法人及びNPO法人に限定)(②-3 民間活力導入(公立保育所の民営化)においては、都内の社会福祉法人に限定。)									

条例名等	国	区分	町田市	小金井市	小平市	日野市	東村山市	国分寺市	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第53号)		東京児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例・条例施行規則を準用 設備の基準及び職員の一部については町田市長 児保育所運営費支弁要綱(平成17年4月1日)にて 上乗せ基準を設置	明文規定なし ※認可に向けた協議の際に、事業者に依頼	明文規定なし ※認可に向けた協議の際に、事業者に依頼	日野市長児保育所運営費支弁要綱	緑有地活用による地域の福祉インフラ整備事業に 係る東村山市協議事項チェックリスト(2010年4月)		
設備の基準 (省令第32条)	0,1歳児を 受け入れる 保育所	乳児室(1.65㎡/人)	0歳児5.0㎡/人 ※0歳児は乳児室又はほふく室 で5.0㎡/人を満たしていること。	原則 0歳児3.3㎡/人	0歳児5.0㎡/人	私立:0歳児5.0㎡/人(異力化を行う場合は3.3㎡/人)			
		ほふく室(3.3㎡/人)							
	2歳以上児を 受け入れる 保育所	保育室、調理室、便所							
		保育に必要の用具	参酌基準						
設備の基準 (省令第32条)	2歳以上児を 受け入れる 保育所	保育室又は遊戯室(1.65㎡/人) 遊外遊内室(保育所の付帯にある遊外 遊内室に代わるべき場所を含む。)(3.3 ㎡/人)				遊外遊内室は壁と天井(原則として敷地内の地面上に 基準面積を確保)	4.95㎡(野力設備)		
		保育に必要の用具	参酌基準						
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の 特別	参酌基準	対象外	該当地域、ただし適用なし	該当地域、ただし適用なし	対象外	該当地域、ただし適用なし	対象外	
	保育室等に関する防火上の基準	参酌基準							
設備の基準 (省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する 食事の外部購入可	参酌基準	食事の外部購入規定なし	食事の外部購入規定なし(自衛調理)	自衛調理				
職員 (省令第33条)	保育士、嘱託員、調理員(※調理業務の全部を 委託する場合、調理員を置かないことができ る。)	従うべき 基準			0歳児保育実施園:看護師				
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上 児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき 基準	1歳児6:1	1歳児5:1	1歳児5:1	1歳児6:1			
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準							
保育の内容 (省令第35条)	養育及び教育を一体的に行うこととその特性とし、そ の内容については、厚生労働大臣が定める指針に 従う。	従うべき 基準							
平等取組の原則 (省令第9条)等	平等取組の原則、虐待等の禁止等	従うべき 基準							
衛生管理 (省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準							
その他	上記以外で定めている基準						駐車施設(6台以上)、駐輪場(施設定員の1割以 上)を確保すること		
認可保育所の設備・運営を担う事業者の募集等に関する状況(分類)									
(1)-1 認可保育所の設備・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの									
(1)-2 認可保育所の設備・運営を担う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの									
(2) 社会福祉法人や政府の指定する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの									
(3) 1 公立保育所の設備・運営を行う指定管理の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの									
(3) 2 公立保育所の設備・運営を行う際の運営事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの									
(3) 3 公立保育所の設備・運営を行う際の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの									
(4)-1 認可保育所の設備・運営を担う事業者の募集等において、主体等に応じて一定の募集条件を定めているもの									
(4)-2 株式会社等の募集は認められているが、有限会社や個人については認められていないもの									
該当あり(3)-2 公立保育園の初の民間化(移管・民営民営化)実施に当たり、市内で保育施設に良好な実績がある社会福祉法人に限定して公募理由として、市有地の無償貸付を前提とし、民間化として公立保育園における保育事業との一定の継続性の確保等、市の関与のもと保育園運営に對して諸条件が付されること、また市内に既設(私立)保育園がある場合、保護者が身近に園の運営状況を確認できる安心感を醸成することなどを考慮し、公募条件を設定。なお、民間化に関するガイドラインの策定時点では、市内の既設私立保育園は社会福祉法人運営のみであった。									
該当あり(1)-1 認可保育所の設備・運営を担う事業者については市内の社会福祉法人に限定									
(4)-2 保育所緊急整備事業の設置主体(社会福祉法人、学校法人等)+株式会社は設置主体として認められている(それ以外は設置主体として認められていない)。									

国	区分	東京都	清瀬市	東久留米市	多摩市	稲城市	西東京市
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)	東京都児童園運営費等支弁要綱			多摩市民園保育所運営実施要綱	稲城市立保育所設置条例	西東京市立保育所設置条例施行規則
設備の基準 (省令第32条)	0.1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	0歳児5.0㎡/人(定員弾力化を行う場合、3.3㎡/人)		0歳児5.0㎡/人	0歳児5.0㎡/人	
		ほふく室(3.3㎡/人)					
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)					
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)					
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外側給入可			自園調理		食事の外側給入規定なし(自園調理)	
職員 (省令第33条)	保育士、嘱託員、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)						
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定子ども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準		1歳児5:1	1歳児5:1	1歳児5:1	1歳児5:1
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準					
保育の内容 (省令第35条)	通園及び教育を一体的に行うこと並にその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準					
平等取扱いの原則 (省令第9条)等	平等取扱いの原則、虐待等の禁止等	従うべき基準					
衛生管理 (省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準					
その他	上記以外で定めている基準						
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に関する状況(分類)		<p>①-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの</p> <p>①-2 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、安心子ども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの</p> <p>①-3 社会福祉法人や親等の保育所設置・運営事業者等による整備を優先しているもの</p> <p>②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心子ども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの</p> <p>②-2 公立保育所の増設を行う指定管理者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの</p> <p>②-3 公立保育所の民営化を行う際の運営事業者の募集等において、安心子ども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの</p> <p>③-1 認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、主務等に依りて一定の資格を定めるなどしているもの</p> <p>③-2 株式会社等の法人は認めているが、有限会社や個人については認めていないもの</p>					

○保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(平成26年4月1日現在の神埼児童数90人以上の市区町)

国	区分	神奈川県藤沢市	神奈川県茅ヶ崎市	神奈川県大和市	大府市	大府市	大府市
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第83号)	藤沢市認可保育所設置運営法人募集要項(2013年7月)	茅ヶ崎市民間認可保育所運営法人候補者募集要項(平成25年5月)	大和市長民間認可保育所運営法人募集要項	茨木市立保育所民営化移管先法人募集要項		該当なし
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を保育する保育所	乳児室(1.65㎡/人)	県条例と同じ	県条例と同じ	県条例と同じ	府条例と同じ	
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	県条例と同じ	県条例と同じ	府条例と同じ	
		医師室、調理学、便所	県条例と同じ	県条例と同じ	県条例と同じ	府条例と同じ	
		保育に必要な用具	参酌基準	県条例と同じ	県条例と同じ	府条例と同じ	
	2歳以上児を保育する保育所	保育室又は遊戯室(1.66㎡/人)	県条例と同じ	県条例と同じ	県条例と同じ	府条例と同じ	
		園外遊戯場(保育所の付近にある園外遊戯場を代わることができる場合)(3.3㎡/人)	従うべき基準	県条例と同じ	県条例と同じ	府条例と同じ	
		調理学、便所	県条例と同じ	県条例と同じ	県条例と同じ	府条例と同じ	
		保育に必要な用具	参酌基準	県条例と同じ	県条例と同じ	府条例と同じ	
	厚生労働大臣の指定地域における運営面積の特例	参酌基準	該当地域(県条例と同じ)	該当地域(県条例と同じ)	該当地域(県条例と同じ)	対象外	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	県条例と同じ	県条例と同じ	県条例と同じ	府条例と同じ	
設備の基準の特別(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	県条例と同じ	県条例と同じ	府条例と同じ		
職員(省令第33条)	保育士、嘱託員、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	県条例と同じ	県条例と同じ	府条例に追加で調理師配置		
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児3:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	1歳児5:1 その他は県条例と同じ	県条例と同じ	1歳児 4:1、3歳児 16:1(その補については、県条例と同じ) 上記に加え、調理員に対する保育士配置基準 3:1	保育士の配置(最低2人配置) 乳児 3:1 1歳児 5:1 2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳以上児 30:1 下線部分が府条例との相違点		
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	県条例と同じ	県条例と同じ	府条例と同じ		
保育の内容(省令第35条)	養育及び保育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	県条例と同じ	県条例と同じ	府条例と同じ		
平等取扱いの原則(省令第9条)等	平等取扱いの原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	県条例と同じ	県条例と同じ	府条例と同じ		
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	県条例と同じ	県条例と同じ	府条例と同じ		
その他	上記以外で定めている基準	特になし	既存の建物を改修する場合は、当該建物が新設基準を満たしていること。	延長保育事業の実施、一時預かり事業の実施、地域児童センター事業の実施、第三者評価制度の受審(6年以内)	施設長は、保育所で3年以上施設長又は幹部職員としての経験を有する者 ※養育士を法人内に1人配置		
認可保育所の設備・運営に関する基準等の制定状況(分類)		制定あり		該当なし		該当なし	
①-1 認可保育所の設備・運営に関する基準等の制定状況(分類)		制定あり		該当なし		該当なし	
①-2 認可保育所の設備・運営に関する基準等の制定状況(分類)		制定あり		該当なし		該当なし	
①-3 社会福祉法人等が設置する認可保育所の設備・運営に関する基準等の制定状況(分類)		制定あり		該当なし		該当なし	
②-1 公立保育所の設備・運営に関する基準等の制定状況(分類)		制定あり		該当なし		該当なし	
②-2 私立保育所の設備・運営に関する基準等の制定状況(分類)		制定あり		該当なし		該当なし	
②-3 公立保育所の設備・運営に関する基準等の制定状況(分類)		制定あり		該当なし		該当なし	
③-1 認可保育所の設備・運営に関する基準等の制定状況(分類)		制定あり		該当なし		該当なし	
③-2 株式会社等の法人が設置する認可保育所の設備・運営に関する基準等の制定状況(分類)		制定あり		該当なし		該当なし	

国	区分	兵庫県宝塚市	兵庫県明石市	福知山船場町	熊本市船場町	熊本県 合志市	熊本県 益城町
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第83号)	該当なし	該当なし	船場町新設保育所設置・運営法人募集要項	船場町民間保育所設置認可募集要項(平成25年8月制定)	熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月制定)	益城町民間保育所設置希望募集要項
設備の基準(省令第32条)	0.1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)		県条例に同じ	県に同じ	県と同じ	県と同じ
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	県条例に同じ	県に同じ	県と同じ	県と同じ
		医務室、調理室、便所		県条例に同じ	県に同じ	県と同じ	県と同じ
		保育に必要な用具	参照基準	県条例に同じ	県に同じ	県と同じ	県と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)		県条例に同じ	県に同じ	県と同じ	県と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	県条例に同じ	県に同じ	県と同じ	県と同じ
		調理室、便所		県条例に同じ	県に同じ	県と同じ	県と同じ
		保育に必要な用具	参照基準	県条例に同じ	県に同じ	県と同じ	県と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における運営種類の性質	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	保育室等に関する防火上の基準	参照基準		県条例に同じ	県に同じ	県と同じ	県と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部購入可	参照基準		食事の外部購入規定なし(自園調理)	県に同じ	県と同じ	県と同じ
職員(省令第33条)	保育士、嘱託員、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)			県条例に同じ	県に同じ	県と同じ	県と同じ
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児0:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準		県条例に同じ	県に同じ	県と同じ	県と同じ
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参照基準		県条例に同じ	県に同じ	県と同じ	県と同じ
保育の内容(省令第35条)	遊戯及び保育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準		県条例に同じ	県に同じ	県と同じ	県と同じ
平等取扱の原則(省令第9条等)	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準		県条例に同じ	県に同じ	県と同じ	県と同じ
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参照基準		県条例に同じ	県に同じ	県と同じ	県と同じ
その他	上記以外で定めている基準			県条例に同じ	県に同じ	県と同じ	該当なし
保育所の設備・運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(平成25年4月1日現在の特例児童数50人以上の市区町)				①-2 安心こども基金の活用を前提として認可保育所の設置・運営を担う法人について募集した際、定員90名以上の認可保育所を5年以上運営する社会福祉法人に限定している	①-2 安心こども基金の活用を前提とし、熊本県内の社会福祉法人又は開設までに社会福祉法人認可を受けることが見込まれること。	該当なし	①-2 安心こども基金の活用を前提とし、熊本県内の社会福祉法人又は開設までに社会福祉法人認可を受けることが見込まれること。

国	区分	沖縄県沖縄市	沖縄県浦添市	沖縄県宜野湾市	沖縄県八重瀬町	沖縄県豊見城市	沖縄県糸満市		
条例名称	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第83号)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月制定)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月制定) 施設設備等に基準事項を作成するため、現在、基準事項はありません。	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月制定) 平成25年度宜野湾市認可保育所設置事業費募集要項	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月制定)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月制定) 豊見城市認可保育所設置運営事業費募集要項(平成25年10月)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月制定) 糸満市認可保育所設置・運営法人募集要項(平成25年度)		
設備の基準 (省令第32条)	0,1歳児を保育する保育所	乳児室(1.65㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ		
		ほふく室(3.3㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ		
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ		
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ		
	2歳以上児を保育する保育所	保育室又は遊戯室(1.90㎡/人) 園外遊戯場(保育所の付近にある園外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ		
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ		
		厚生労働大臣の指定地域における居室面積の制限	標準	対象外	対象外	対象外	対象外		
	保育室等に関する防火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ		
	設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	原則、園内調理	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
職員 (省令第33条)	保育士、嘱託員、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ		
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児0:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (託児こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ		
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	原則、11時間	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ		
保育の内容 (省令第35条)	養育及び保育を一体的に行うこととその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に依る。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ		
平等取組の原則 (省令第9条等)	平等取組の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ		
衛生管理 (省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ		
その他	上記以外で定めている基準	特になし	特になし	国と同じ	特になし	特になし	特になし		
認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集等に関する状況(分欄)		認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ①-2 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ①-3 社会福祉法人が既存の保育施設(専任法人型)による整備を優先しているもの ②-1 公立保育所の整備を行う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ②-2 公立保育所の民間化を行う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-1 公立保育所の民間化を行う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ④-1 公立保育所の整備を行う施設管理の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ④-2 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集等において、主幹等に応じて一定の負担を定めるなどしているもの ④-3 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集等において、有期会社や個人については認めないもの		①-1 該当あり(開所する期日までに社会福祉法人認可取得を予定している) ①-2 これまでの施設整備では、社会福祉法人を对象とする。(社会福祉法人へ移行する認可外保育施設含む)。		該当あり(①-1 認可保育所設置主体を、社会福祉法人、市内学校法人に限定)		①-1 社会福祉法人に限定(これから社会福祉法人を申請する方も含む) 該当なし(現在、選定している事業者の募集においては、限定していません。)	

	国	区分	沖縄県うるま市	沖縄県宮古島市	沖縄県南城市	沖縄県北谷町	沖縄県石垣市	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第85号)		沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月制定)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月制定)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月制定) 南城市立保育所児童化基本方針(平成19年11月)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月制定)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月制定)	
設備の基準 (省令第32条)	0.1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		従うべき基準						
		ほふく室(3.3㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		医師室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.96㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		園外遊戯場(保育所の付帯にある園外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
調理室、便所		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ		
保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ		
厚生労働大臣の指定地域に在る層別面積の特例	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外		
保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ		
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
職員 (省令第33条)	保育士、嘱託員、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	従うべき基準							
保育士の配置(最低2人配置)	乳児3:1 1-2歳児0:1 3歳児20:1 4歳以上児0:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容 (省令第35条)	設備及び保育を一体的に行うこととその特長とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取組の原則(省令第9条)等	平等取組の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理 (省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	
認可保育所の設備・運営を担う事業者の募集等に関する状況(分譲) ①-1 認可保育所の設備・運営を担う事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ①-2 認可保育所の設備・運営を担う事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ①-3 社会福祉法人や既存の保育所設備・運営法人等による設備を優先しているもの ②-1 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ②-2 公有地を活用した保育所を運営する事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ②-3 公立保育所の募集化を行う際の運営事業者の募集等において、社会福祉法人等に限定しているもの ③-1 公立保育所の募集化を行う際の運営事業者の募集等において、安心こども基金の活用を前提として社会福祉法人等に限定しているもの ③-2 認可保育所の設備・運営を担う事業者の募集等において、主体等に応じて一定の募集を求めるもの ③-3 株式会社等の参入は認められているが、有限会社や個人については認めないもの			①-1 該当あり(開所する前日までに社会福祉法人認可取得を予定していること)	該当無し	③-2 公立保育所の募集化に当たって、設置主体を社会福祉法人に限定(これから社会福祉法人を申請する者を含む)	②-1 該当あり(公有地を活用した保育所については、募集要項において社会福祉法人又は社会福祉法人取得予定者に限定)	①-2 「安心こども基金」に基づく補助金の交付は、社会福祉法人に限定。	

規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）において個別措置事項（別添3）
として掲げられた保育士数増加策への対応案

1 規制改革実施計画（閣議決定）に掲げられた保育士数増加策の内容と対応方針

①保育士試験における合格免除期間を3年間から5年程度に延長すること

対応

保育所、認可外保育施設等で働きながら保育士を目指す者の合格免除期間を5年に延長。

②保育士試験を年2回実施すること

対応

- 年2回実施するためには、受験料を少なくとも約8千円引き上げる必要がある。
一方、受験者増の効果は一時的であり、数年で年1回の場合と同数程度の受験者数となる。
このため、年2回実施しても受験者数は年1回と変わらないが受験料は現行よりも高いという結果になる。
- 保育士の確保に向け、潜在幼稚園教諭（推定30万人以上）の保育士資格取得を支援する。
一定の実務経験を有する幼稚園教諭について、保育士試験の試験科目免除による資格取得を支援するための総合的な取組を行う。

③保育士登録について迅速化を図ること

対応

- 登録事務に要する期間を7日短縮することで、申請から最短で3週間で登録可能とする。
- 併せて、登録手続中の者であっても、保育所運営費等における一定の者に係る経費を支弁することができるようにする。

2-① 対応案: 保育士試験の合格免除期間の延長について

現行: 受験年に合格した科目は、翌2年間、既に合格した科目として受験を免除

対応: 保育所、認可外保育施設等で働きながら保育士を目指す者の合格免除期間を5年に延長

【考え方】

- ・ 保育現場で働きながら保育士を目指す者の資格取得を支援することは効果的。
- ・ 保育所や認可外保育施設等の保育現場で、保育に従事している者は、日々の保育の中で、合格した試験科目の内容を実践することで、合格当時の知識等が維持され、保育士としての質を維持することができるため、勤務経験に応じて合格免除期間を延長する。

※保育現場に従事しておらず、合格当時の知識が維持される状況にない者にまで合格期間を延長することは、質を担保した確保策にならない

免除期間	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
3年					
4年 (1年延長)					
5年 (2年延長)					

2-② 対応案:保育士試験の年2回実施について

現行: 年1回実施

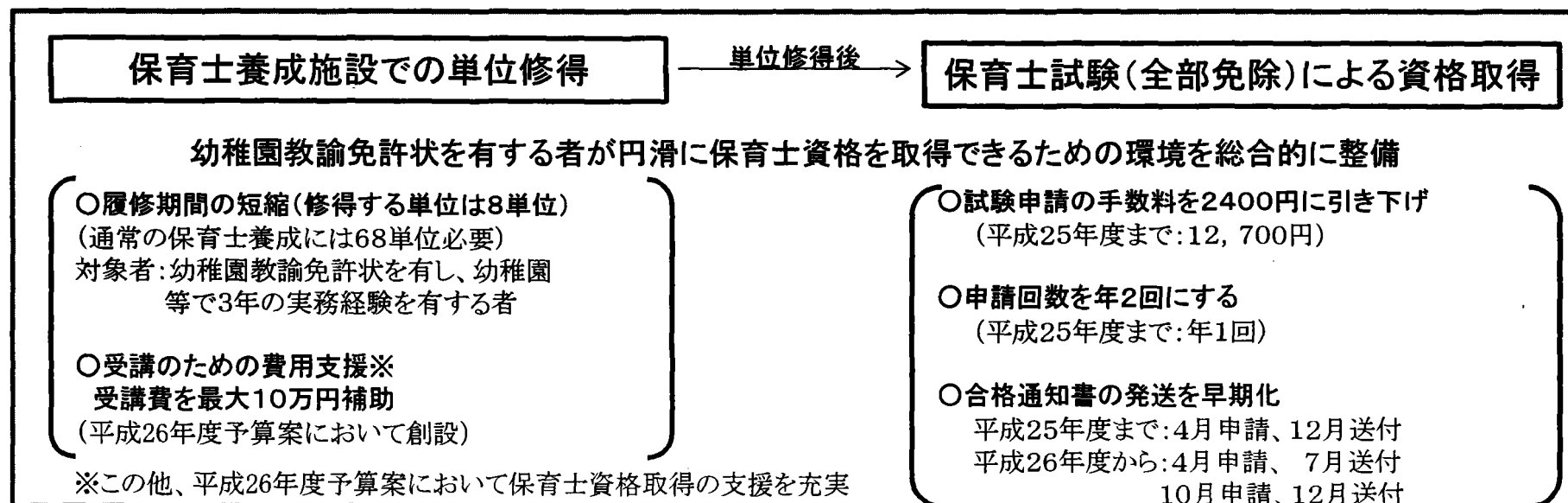
対応: ○ 年2回にした場合の受験料・受験者数の試算を行った結果を踏まえ、現行どおり年1回とする。

- ・年2回実施した場合には、現行から受験料を約8千円引き上げる必要がある。
→ 受験者の負担増となり、結果、受験者数の減少につながる可能性もある。
- ・一方、受験者増の効果は一時的であり、4年目以降の受験者数は年1回の場合と変わらない。
- ・このため、年2回実施しても受験者数は年1回と変わらないに関わらず、受験料は現行よりも高いという結果になる。

○ 保育士の確保に向け、潜在幼稚園教諭(推定30万人以上)の保育士資格取得を支援する。

具体的には、幼稚園教諭免許状を有する者について、以下の対応を実施。

- ・幼稚園や保育所等における実務経験を最大限考慮して、保育士養成施設において修得する単位数を8単位とする
- ・保育士養成施設における単位修得に要する受講費を支援する
- ・試験申請の手数料を2,400円に引き下げる
- ・保育士試験の申請回数を年2回に増やし、合格通知の発送を早期化する



【年2回実施した場合の受験者数、合格者数、受験料の試算】

○試算結果

- ・ 年2回にした場合は20,400円以上(初年～3年目)となる見込み。
- ・ 当初は合格者数が一定程度増加すると見込まれるが、その効果は短期間しか持続しないと見込まれる。
- ・ 平成23～25年試験の3か年平均実績を用いて推計したが、試験料が増えることの影響を加味した場合には、更に受験者数が減少することが見込まれる。

	年1回		年2回	
	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数
初年	51,000	9,000	90,000	17,000
2年目	52,000	9,000	68,000	12,000
3年目	52,000	9,000	59,000	10,000

現行
12,700円
↓
20,400円

	年1回		年2回	
	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数
4年目	53,000	9,000	55,000	10,000
5年目	53,000	9,000	53,000	9,000
6年目	53,000	9,000	53,000	9,000

現行
12,700円
↓
26,000円

○試算の前提と留意点

① 1回目の実施時期は、現行試験の実施時期(8月に筆記試験)とする

- ・ 現行試験では、筆記試験を8月、実技試験を10月に実施。12月上旬に合格通知が届き、12～2月に保育士登録を行うことで、4月からのスムーズな就業につなげている。
- ・ 現行の8月試験は、大学等が夏期休業中であるため、安価に試験会場を確保することが可能。

② 2回目の実施時期は、8月試験不合格者が2回目試験の受験申込みを行える時期にすること、試験会場を比較的安価に確保できることに配慮し、2月とする

- ・ 2月は大学が春季休業中であり、他の月よりも会場が確保しやすいものの、大学の入試等もあることから、8月よりも大学以外の試験会場が相当数増え、試験料増に影響する。(8月は67会場のうち53会場が大学)

③ 年2回実施による試験機関の実施体制の確保

- ・ 人員確保やセキュリティに配慮した執務スペースの確保が必要
(人員確保は試算で見込んでいるが、執務スペースの確保・拡大については試算では見込んでいない)
- ・ 筆記試験の問題作成や実技試験の試験官の人材確保が必要

2-③ 対応案:保育士登録の迅速化

登録事務の迅速化

現行:保育士登録には、申請から約1~2ヶ月要する

対応:登録事務に要する期間を7日短縮することで、申請から最短で3週間で登録可能とする。

(保育士登録実施機関(登録事務処理センター)における登録までの執務期間を3日、都道府県の執務期間を4日短縮※)

※ 登録の責任主体である都道府県の意向を調査。約6割の都道府県が4日短縮可能と回答。

※ ただし、毎年3月は、保育士養成施設の卒業生に係る保育士登録業務があり、他の月とは業務量が相当に異なる(毎月約2千件の登録があるが、3月については約4万件の審査が必要)ため、3月分については、都道府県からの意見も踏まえ、都道府県における執務期間は短縮せず、通常どおりの対応とする。

(保育士試験合格者は1月・2月登録が主。3月分は4月就職を見越しての登録であることを踏まえれば、登録に他の月よりも若干日数を要しても問題ない。)

登録手続中でも運営費等を支弁

現行:保育所運営費等の支弁対象は、保育士登録された者

対応:保育所運営費等における加算に対応するために必要となる保育士の確保を支援するため、保育所運営費における

・「休けい保育士」

・「主任保育士の専任加算における代替保育士分」と、

補助事業として実施している

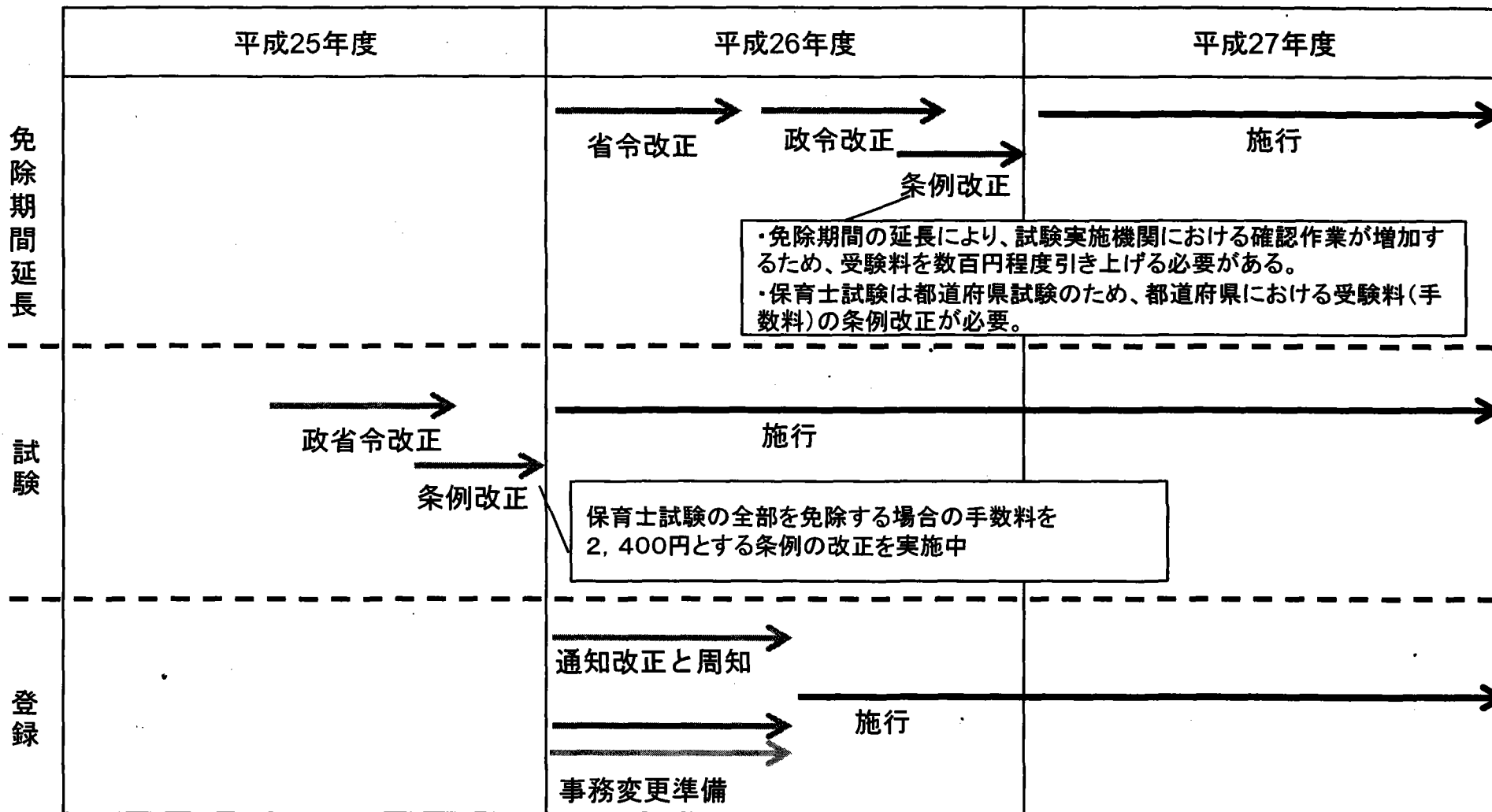
・「延長保育における加配分の保育士」

については、保育士登録手続中の者であっても保育士と同等に取り扱い、保育所運営費等を支弁することができるようにする。

※配置基準における保育士は、児童福祉法に基づき登録された保育士である必要があるため、この部分について柔軟な取り扱いをすることは困難。

3 実施手順

厚生労働省において、速やかに政省令等の整備を行う



→ 厚労省における対応

→ 自治体における対応

→ 保育士登録事務処理センターにおける対応

「いわゆる健康食品をはじめとする
保健機能を有する成分を含む加工食品
及び農林水産物の機能性表示の容認」
の検討状況について

平成25年5月1日

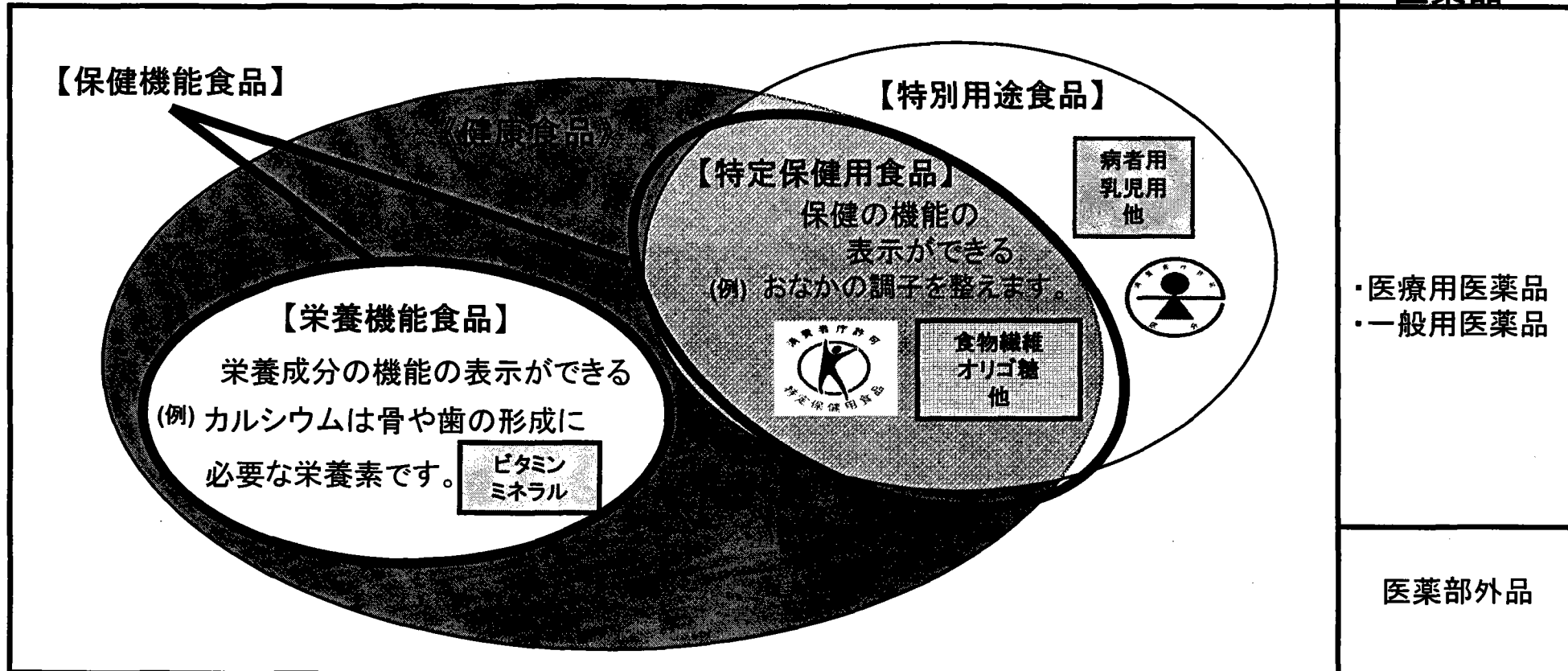
消費者庁

現行の食品の機能性表示制度

- 「特定保健用食品」には、その摂取により当該保健の目的が期待できる旨の表示をすることができる。
- 「栄養機能食品」には、栄養成分の機能の表示をすることができる。
- 「特定保健用食品」及び「栄養機能食品」を「保健機能食品」という。
- 保健機能食品以外の食品には、保健の機能や栄養成分の機能の表示をすることができない。

食品

医薬品



規制改革実施計画及び日本再興戦略

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)

事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
いわゆる健康食品をはじめとする保健機能を有する成分を含む加工食品及び農林水産物の機能性表示の容認	特定保健用食品、栄養機能食品以外のいわゆる健康食品をはじめとする保健機能を有する成分を含む加工食品及び農林水産物について、 <u>機能性の表示を容認する新たな方策</u> をそれぞれ検討し、結論を得る。なお、その具体的な方策については、民間が有しているノウハウを活用する観点から、その食品の機能性について、国ではなく企業等が自らその科学的根拠を評価した上でその旨及び機能を表示できる <u>米国のダイエタリーサプリメントの表示制度</u> を参考にし、 <u>企業等の責任</u> において科学的根拠のもとに機能性を表示できるものとし、かつ、一定のルールの下で加工食品及び農林水産物それぞれについて、 <u>安全性の確保</u> (生産、製造及び品質の管理、健康被害情報の収集)も含めた運用が可能な仕組みとすることを念頭に検討を行う。	平成25年度検討、平成26年度結論・措置 (加工食品、農林水産物とも)	消費者庁 厚生労働省 農林水産省

日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)

○食の有する健康増進機能の活用

- ・ いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に関し、企業等の責任において科学的根拠のもとに機能性を表示できる新たな方策について、今年度中に検討を開始し、来年度中に結論を得た上で実施する。検討に当たっては、国ではなく企業等が自らその科学的根拠を評価した上でその旨及び機能を表示できる米国のダイエタリーサプリメントの表示制度を参考にしつつ、安全性の確保も含めた運用が可能な仕組みとすることを念頭に行う。
- ・ 食の有する健康増進機能の解明・評価や、健康増進機能を有する食材・食品の開発・普及促進を図る。

新制度に向けての基本的な考え方

安全性の確保

消費者の誤認を招かない、
自主的かつ合理的な商品選択に資する表示制度

機能性表示を行う
に当たって必要な
科学的根拠の設定

適正な表示による
消費者への情報提供

食品の新たな機能性表示制度の検討に向けて想定される主な論点

国ではなく企業等が自らその科学的根拠を評価した上で、その旨及び機能を表示できる制度



安全性の確保

- ① 対象となる食品(加工食品及び農林水産物)・成分の範囲
- ② 生産・製造及び品質の管理
- ③ 摂取量の在り方
- ④ 健康被害等の情報収集
- ⑤ 危険な商品の流通防止措置等

機能性の表示

- ① 企業等が自ら機能性を評価する科学的根拠のレベル
- ② 適切な機能性表示の範囲
- ③ 消費者に誤解を与えないための情報の在り方

食品表示制度としての国の関与

- ① 安全性の確保及び機能性の表示の適切性を担保するための手続
- ② 消費者庁と厚生労働省、農林水産省との役割分担

消費者の誤認を招かない、自主的かつ合理的な商品選択に資する表示制度

食品の新たな機能性表示制度に関する検討会

経緯

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)

日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)

- いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に関し、企業等の責任において科学的根拠をもとに機能性を表示できる新たな方策について、平成25年度中に検討を開始し、平成26年度中に結論・措置することとしている。

構成員

赤松 利恵	お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科准教授
梅垣 敬三	(独)国立健康・栄養研究所情報センター長
大谷 敏郎	(独)農業・食品産業技術総合研究機構理事・食品総合研究所所長
合田 幸広	国立医薬品食品衛生研究所薬品部長
河野 康子	一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長
児玉 浩子	帝京平成大学健康メディカル学部健康栄養学科教授
相良 治美	月刊「食生活」編集長
清水 俊雄	名古屋文理大学健康生活学部フードビジネス学科教授
関口 洋一	健康食品産業協議会会長
津谷 喜一郎	東京大学大学院薬学系研究科特任教授
寺本 民生	帝京大学臨床研究センター長(座長代理)
松澤 佑次	大阪大学名誉教授、一般財団法人住友病院院長(座長)
宮島 和美	公益社団法人日本通信販売協会理事
森田 満樹	消費生活コンサルタント

食品の新たな機能性表示制度に関する検討会

- 左記の閣議決定を受け、消費者庁長官のもと、学識経験者、消費者関連団体、事業者団体等で構成する「食品の新たな機能性表示制度に関する検討会」を設置し、企業等の責任において科学的根拠をもとに機能性を表示できる新たな方策について、検討を開始
- 平成26年夏を目途に報告書を取りまとめる予定

開催実績及び今後の検討予定

第1回 (平成25年12月20日)	①食品の機能性表示をめぐる事情について ②今後の検討事項等及び進め方について
第2回 (平成26年1月31日)	①食品の新たな機能性表示制度における安全性の確保について (対象となる食品(加工食品及び農林水産物)・成分の範囲・摂取量の在り方)
第3回 (平成26年2月25日)	①食品の新たな機能性表示制度における安全性の確保について (生産・製造及び品質の管理)
第4回 (平成26年4月4日)	①食品の新たな機能性表示制度における安全性の確保について (健康被害等の情報収集・危険な商品の流通防止措置等) ②食品の新たな機能性表示制度における機能性の表示の在り方について
第5回 (平成26年5月2日開催予定)	①機能性の評価及び表示の在り方について
第6回	①機能性の評価及び表示の在り方について ②国の関与の在り方について
第7回	①取りまとめ(課題と対応方向)
第8回	②取りまとめ(報告書案の取りまとめ)

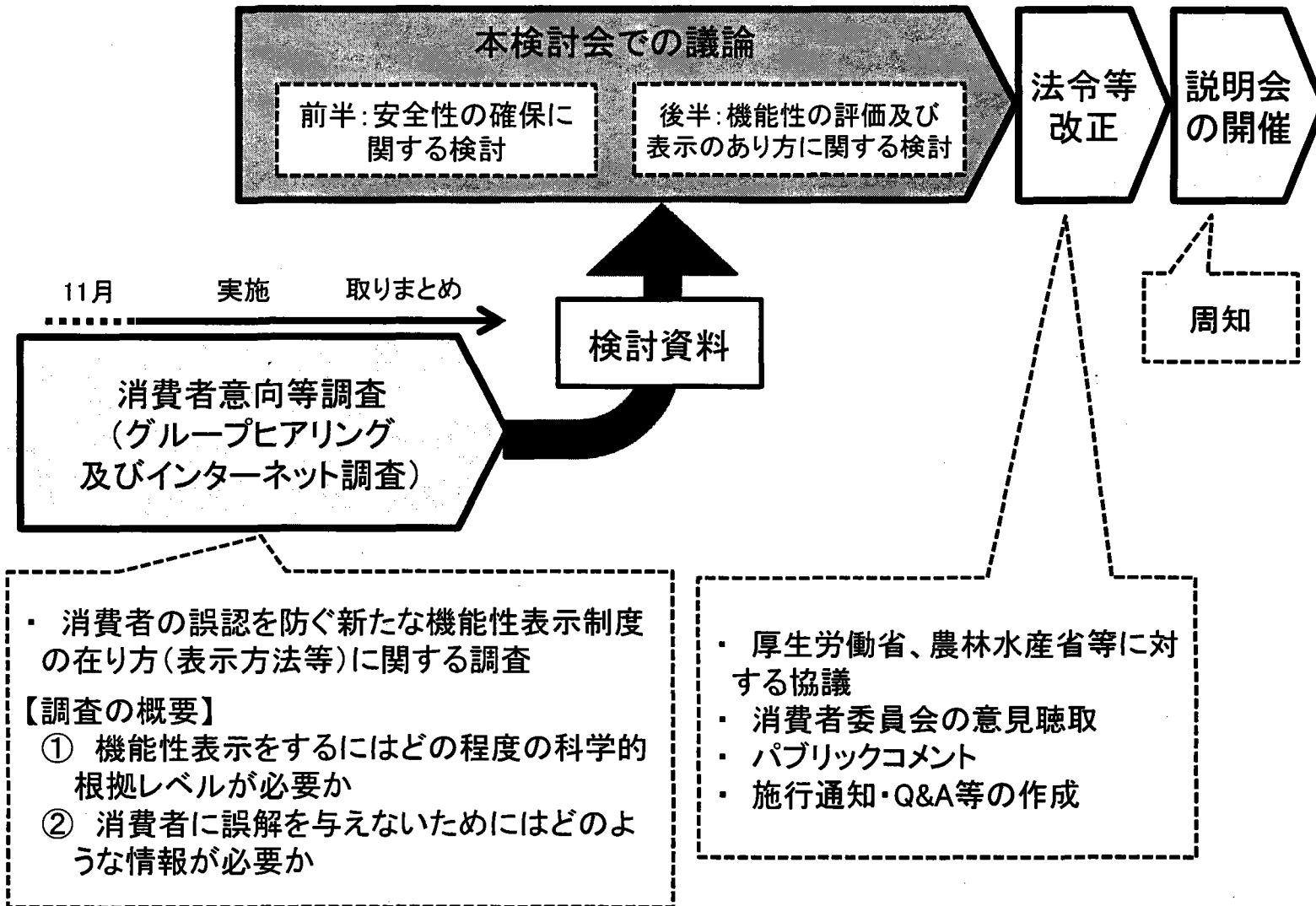
新たな機能性表示の実施に向けたスケジュール

平成25年度

平成26年度

成長戦略閣議決定

新たな機能性表示制度の実施



健康・医療WGで更に精査・検討を要する提案事項

「規制改革ホットライン」として事務局に提案事項が寄せられ、所管省庁から回答を得たもののうち、規制改革会議ホットライン対策チームにおいて内容審査を行い、ワーキング・グループで更に精査・検討を要すると認めたものは次のとおりです。

提言事項	対応※	ページ
1 医薬品登録販売者制度の見直し（テレビ電話等情報通信技術を活用することによる登録販売員制度の見直し）	○	2
2 薬局での指先自己穿刺検査に関する規制緩和	◎	4
3 社会福祉法人認可保育園の透明化強化を	◎	5
4 特養を民間でできる事を提案します	◎	6
5 社会福祉法人の役員構成についての提言	◎	7
6 医療費抑制はレセプト審査の規制緩和で可能	◎	8
7 特別用途食品の許可申請手続きの合理化、迅速化	○	9
8 特別用途食品の規格・許可表示の見直し	○	10
9 セルフケア領域に適する自己検査薬のOTC（一般用医薬品）化	◎	11
10 患者情報の共有・連携のための個人情報保護条例のあり方	○	12
11 遠隔診療における一部医療機器等の操作者限定条項の緩和	○	14
12 医療機器の保守点検業務における責任技術者の所在地要件の緩和	○	16
13 地域包括支援センターの委託先の選定における公募および選定理由の公表の推奨	◎	18

※◎はWGとして対応すべきもので、○は事務局として対応すべきもの。

項目番号1

提案事項	医薬品登録販売者制度の見直し（テレビ電話等情報通信技術を活用することによる登録販売員制度の見直し）
具体的内容	<p>登録販売者の常備配置要件について、テレビ電話などの情報通信技術の活用による、登録販売者との常時接続による説明・応答可能な環境を整備することを条件として要件適合とする。</p> <p>【提案理由】</p> <p>登録販売者は店舗販売業営業時間中は常駐配置義務があり、登録販売者不在時の顧客の緊急需要に応えられない実態がある（第2類及び第3類医薬品は、当該医薬品販売時における当該医薬品の情報提供は義務化されていないが、顧客より相談があった場合は説明義務が有る）。なお、昨年度同様の要望を提出したところ、厚生労働省から、「一般用医薬品は…（中略）…リスクを併せ持つものです。</p> <p>したがって、その適切な選択と適正な使用を確保するためには、専門家が対面で情報提供・相談応需を行って販売すべきです」との回答があった。情報通信技術を用いて即座に顧客の質問に回答できるシステムを構築・導入すれば、登録販売者常駐配置と同等の環境を整えられることとなり、登録販売者不在時の顧客の緊急な販売要請に応えられる。</p> <p>今後の高齢化進行に伴い、交通弱者となった顧客が増加する点、小売店数が継続して減少している点を鑑みても、近隣のコンビニエンスストアを日常的に利用する機会は多くなっている。こうした社会環境の変化に対応できる、便利な店舗としての役割として、医薬品の取扱いは必須と考える。</p>
提案主体	日本経済団体連合会

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	店舗販売業における専門家の配置については、薬事法第28条の規定により、実地に管理することを求めるとともに、薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令第2条の規定により、一般用医薬品を販売する営業時間内の常時配置を求めています。
該当法令等	薬事法
措置の分類	対応不可
措置の概要	一般用医薬品を販売等するに当たっては、医薬品の安全性確保や適正使用といった観点から、情報提供や相談応需、店舗の管理等は、医薬品の効能・効果や副作用等に関する知識と経験を有する薬剤師や登録販売者が行うべき重要な業務であり、医薬品を販売する時間における専門家の常時配置を求めているところです。

対応方針	WG事務局で検討→対応済み
検討状況	規制改革会議にて「一般用医薬品のインターネット販売」というテーマで議論を行い、平成25年12月に成立した薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律により、医薬品のうち薬局医薬品と要指導医薬品を除く一般用医薬品については、インターネット販売が認められた。

一方、営業時間内における専門家(薬剤師又は登録販売者)の常駐については、一般用医薬品の販売ルール策定作業グループにおいて、「引き続き義務付けることとする」との見解が出された。なお、同作業グループにおいて、「医薬品の保管や搬送等のプロセスは店舗管理者の管理業務に含まれる」とされ、これらの管理業務についても専門家(薬剤師又は登録販売者)が担当すべきであることが明確化された。

項目番号2

提案事項	薬局での指先自己穿刺検査に関する規制緩和
具体的内容	指先の自己穿刺による検査を薬局で行ってよいという臨床検査技師法の解釈(衛生検査所に該当しないという解釈)を新たな厚労省通知により明確化すること。
提案主体	糖尿病診断アクセス革命事務局

所管省庁：厚生労働省	
制度の現状	人体から排出され、又は採取された検体について臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第2条に規定する検査を業として行う場所を開設しようとする者は、所在地の都道府県知事の登録を受けなければなりません。
該当法令等	臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第2条、第20条の3
措置の分類	検討
措置の概要	簡易診断を受けられる環境整備については、現在、産業競争力会議で議論されており、その結果を踏まえ、平成25年度中に検討を行います。

対応方針	WGで検討 ⇒ 対応済み
検討状況	事務局から要望元にヒアリングを実施。 臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設の一部が改正され、衛生検査所の登録が不要な生化学的検査を行う施設（検体測定室）が新たに追加され、「検体測定室に関するガイドライン」の下で、薬局における自己穿刺による検査が可能となった。

項目番号3

提案事項	社会福祉法人認可保育園の透明化強化を
具体的内容	社会福祉法人による民間認可保育園に投入した税金がある一定以上の巨額な場合は任意でなく必ず公開とする。
提案主体	個人

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	現在、社会福祉法人の財務諸表については、法律上、サービス利用を希望する者から要請があった場合に閲覧させなければならないよう、規定しているほか、通知上、広報誌やインターネットを活用すること等により自主的に公表することが適当であるとしております。
該当法令等	社会福祉法第44条等
措置の分類	検討
措置の概要	平成24年度分の財務諸表については、広報誌やインターネット等により公表するよう、社会福祉法人に対して周知するとともに指導することとしております。 今後、すべての社会福祉法人について、平成25年度分以降の財務諸表の公表を行います。公表がより効果的に行われるための具体的な方策について、平成25年中に結論を得る予定です。

対応方針	WGで検討 ⇒ 対応済み
検討状況	規制改革会議にて「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットィング確立」というテーマで議論を行い、4月16日の第29回規制改革会議にて、財務諸表や内部留保などの情報開示など社会福祉法人の経営管理の強化を求める意見をとりまとめた。

項目番号4

提案事項	特養を民間でできる事を提案します
具体的内容	<p>特養を、民間ができる仕組みを考える時に、民間の質の問題だと思えます。確かに、民間業者には、質の面で大きく差があると思えますが、社会福祉法人よりもサービスの質を追求している業者は、数多くあるのが現状です。民間は、サービスの質を上げなければ生き延びていけないのが、原理原則です。そこで、現在の民間で、ある程度の質を保っている民間業者に、特養ができる規制緩和を求めます。</p> <p>このことによって、特養全体の質の向上を図れると思えます。そして、社会福祉法人の税金の優遇をやめるべきだと思えます。税金の優遇をしなければ、経営がやっつけられない社会福祉法人があるとすれば、いつでも民間は変わって運営できます。また、特養は、積極的に生活保護の人を受け入れていかなければならないと思えます。</p>
提案主体	個人

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	<p>特養の設置主体について</p> <p>特養は、重度の要介護者や、低所得の高齢者が多く入所しており、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護者高齢者の「終の棲家」としての側面を持っていること ・低所得者の負担軽減を積極的に実施する必要があること <p>等から、その運営に当たっては、高い公益性と安定性の担保が必要不可欠です。このため、特養の設置主体は、原則として、地方公共団体、社会福祉法人等に限定されているところです。</p>
該当法令等	老人福祉法第15条第1項、第3項及び第4項
措置の分類	その他（他に分類できないもの）
措置の概要	<p>平成23年6月に成立した「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、社会医療法人による特養の設置を可能とする旨の条項が盛り込まれていましたが、国会修正により、当該条項が削除された経緯があり、特養の設置主体については、高い公益性と安定性の担保が不可欠のため、地方公共団体、社会福祉法人等に限定しています。</p>

対応方針	WGで検討 ⇒ 対応済み
検討状況	<p>規制改革会議にて「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットィング確立」というテーマで議論を行い、4月16日の第29回規制改革会議にて、特別養護老人ホームは中重度の要介護者かつ低所得の支援を中心とした公的性格の高い施設とし、株式会社との役割分担を図ることで、イコールフットィングの確立を求める意見を取りまとめた。</p>

項目番号5

提案事項	社会福祉法人の役員構成についての提言
具体的内容	社会福祉法人、特に保育園経営の法人に身内（同族）による役員構成が目に見えぬ形で横行している。法人の役員構成には身内の人数規制があるが、しかし理事長がお母さん、娘、息子が理事更には園長を兼任している等同族支配で運営しているのが現実。この事によって職員が将来性と展望が出来ない為優秀な職員が退職してゆく様な結果になっている。是非検討を願いたい。
提案主体	個人

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	社会福祉法人の役員については、専横的な法人運営を防止する観点から、法律上、親族等の「特殊関係者」が役員数の2分の1を超えてはならないこととしているほか、通知において、法人の定款で定める「特殊関係者」については、理事の定数に応じ、具体的に定めています。
該当法令等	社会福祉法第36条、56条、社会福祉法人の認可について(平成12年12月1日 障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号)
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	本提案の事案では、所轄庁及び法律又は法人の定款に違反しているかどうかは不明ですが、違反する場合には、所轄庁による指導等の対象となります。

対応方針	WGで検討 ⇒ 対応済み
検討状況	規制改革会議にて「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットィング確立」というテーマで議論を行い、4月16日の第29回規制改革会議にて、財務諸表や内部留保、役員報酬などの情報開示や調達等の公平性・妥当性の確保など経営管理の強化を求める意見を取りまとめた。

項目番号6

提案事項	医療費抑制はレセプト審査の規制緩和で可能
具体的内容	<p>今行われているレセプト審査は、都道府県により審査が甘いなど多くの問題がある。その要因は、レセプトを請求している医師等が行う身内審査であり、透明・公正な審査とは言えず、その弊害は大きいと思う。</p> <p>支払基金の運営費総額約八百億円に対して、支払基金での査定金額は僅か二百数十億円である。現在、健保組合が支払基金で審査したレセプトを再審査し成果を上げている。今後、直接審査を無条件で認めれば、莫大な金額が査定でき、医療機関もより正しい請求を心がけると思う。厚労省は2002年末、医科・歯科レセプトの直接審査を条件付きで解禁したが、これには「何万もある医療機関の同意」が必要なため、実施することは事実上不可能。医療機関の同意を不要とする規制緩和を実施してほしい。</p>
提案主体	個人

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	<p>健康保険組合（以下、「健保組合」）が直接審査を行う際には、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 対象医療機関の同意 ② 公正な審査体制の確保 ③ 個人情報の保護の徹底 ④ 紛争処理ルールの明確化（あらかじめ具体的な取決めを文書で取り交わす。） <p>を必要としています。（平成24年2月20日保発0220第1号保険局長通知）</p> <p>※ 社会保険診療報酬支払基金（以下、「支払基金」）との間で、適正な審査に関する意見を受ける契約を締結した場合は、具体的な取決めを交わしたものとして取り扱っています。</p>
該当法令等	健康保険法第76条
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>直接審査を導入した健保組合について、全国の各医療機関は、支払基金に対して請求を行う他の健保組合と区別してレセプトの請求を行うこととなります。（現在、健康保険組合数は1,400超であり、また健保組合に対する診療報酬の請求は年間3億件です。）</p> <p>直接審査の導入に際して、医療機関の同意を要件とするのは、直接審査を行う健保組合と直接審査を行わない健保組合とを、医療機関が事前に確実に把握し、レセプトの請求先の誤りを防止することや、レセプトを区分して提出することによる医療機関の事務の煩雑化に配慮するためです。</p> <p>こうしたことから、医療機関の同意を得ずして直接審査の実施を認めることは、適当でないと考えます。</p>

対応方針	WGで検討 ⇒ 対応済み
検討状況	健康・医療WGにて「保険者による直接審査の推進」というテーマで議論を実施。

項目番号 7

提案事項	特別用途食品の許可申請手続きの合理化、迅速化
具体的内容	<p>現在我が国には、食品に関する保健機能表示のできる食品として特定保健用食品と栄養機能食品があるが、その他に我が国独自の有用な食品として、病者等のために特別の用途を表示できる（例えば腎臓病患者向けやえん下困難者用など）特別用途食品がある。本食品の審査は、特定保健用食品ほど複雑ではなく、消費者庁の規格基準を満たせば許可されるにもかかわらず、保健所に申請してから許可されるまで2年以上かかった事例もある。</p> <p>これは、申請者の準備不足によるものや、審査ルートの問題或いは規格内容が曖昧で解釈の相違による時間の浪費等によるものもあり、その結果有用な制度が有効に機能せず、制度の活性化を妨げている。従って、特別用途食品の審査工程の見直し、規格内容の明確化等により、審査の合理化と迅速化を図っていただきたい。</p>
提案主体	日本メディカルニュートリション協議会

	所管省庁：消費者庁、厚生労働省
制度の現状	<p>特別用途食品とは、乳児、幼児、妊産婦、病者などの発育、健康の保持・回復などに適するという特別の用途について表示するものです。特別用途食品として食品を販売するには、その表示について国の許可を受ける必要があります。</p> <p>特別用途食品には、病者用食品、妊産婦・授乳婦用粉乳、乳児用調製粉乳及びえん下困難者用食品があります。表示の許可に当たっては、許可基準があるものについてはその適合性を審査し、許可基準のないものについては個別に評価を行っています。</p>
該当法令等	<p>健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第1項から第6項（第29条第2項において準用する場合を含む。）</p> <p>健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）</p>
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	<p>特別用途食品の許可基準等については、内閣府令及び通知にて詳細に示しており、通知は、平成23年度に複数の通知を整理したところです。今後も適切に対応してまいりたいと考えています。</p> <p>なお、現在許可されている特別用途食品において、申請から許可日までの平均期間は、許可基準型で約半年、個別評価型で約1年となっています。</p> <p>申請から許可までに2年以上かかった製品は現在許可されている44品においてはなく、「解釈の相違による時間の浪費等により、有用な制度が有効に機能せず、制度の活性化を妨げている」というご指摘は当たらないと考えます。</p>

対応方針	WG事務局で検討 ⇒ 対応済み
検討状況	<p>事務局から要望元にヒアリングを実施。</p> <p>要望元では更なる調査・分析を行ったうえで、新たな提言の準備を進めていることから、必要に応じて連携していく予定。</p>

項目番号 8

提案事項	特別用途食品の規格・許可表示の見直し
具体的内容	<p>医療・福祉関連施設で使用される食品（いわゆる治療食品）の市場は約 1,200 億円であり、品目数も 3,000 品目以上に上っているが、特別用途食品は 44 品目に過ぎない。いわゆる治療食品は、様々な場面で食事・栄養療法向けなどに使用されており、特別用途食品の主旨に沿っているものも多い。</p> <p>それにもかかわらず、許可食品が少ないのは、現行の規格基準に合わないものや許可表示が限定的すぎて適用にならないもの、さらには許可される食品群には当てはまらないものが多いためである。</p> <p>したがって、現在の特別用途食品の規格・許可表示或いは食品群を再度見直していただき、医療・介護従事者などの利用者にとってわかりやすい表示で提供できる特別用途食品の利用拡大を図っていただきたい。</p>
提案主体	日本メディカルニュートリション協議会

所管省庁：消費者庁

制度の現状	<p>特別用途食品とは、乳児、幼児、妊産婦、病者などの発育、健康の保持・回復などに適するという特別の用途について表示するものです。特別用途食品として食品を販売するには、その表示について国の許可を受ける必要があります。</p> <p>特別用途食品には、病者用食品、妊産婦・授乳婦用粉乳、乳児用調製粉乳及びえん下困難者用食品があります。表示の許可に当たっては、許可基準があるものについてはその適合性を審査し、許可基準のないものについては個別に評価を行っています。</p>
該当法令等	<p>健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 26 条第 1 項から第 6 項（第 29 条第 2 項において準用する場合を含む。）</p> <p>健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成 21 年内閣府令第 57 号）</p>
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	<p>個々の食品群の規格については、食事摂取基準の改定に合わせて見直す予定です。</p> <p>なお、特別用途食品の許可表示については事業者が個別に申請できるものであり、特定の文言に限定しているものではありません。</p>

対応方針	WG事務局で検討 ⇒ 対応済み
検討状況	<p>事務局から要望元にヒアリングを実施。</p> <p>要望元では更なる調査・分析を行ったうえで、新たな提言の準備を進めていることから、必要に応じて連携していく予定。</p>

項目番号 9

提案事項	セルフケア領域に適する自己検査薬の OTC（一般用医薬品）化
具体的内容	<p><具体的内容></p> <p>セルフケア領域に適する自己検査薬として</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生活習慣病に関連する検査薬（11 品目） 2. 健康状態を知るための検査薬（28 品目） 3. 排卵日を予測するための検査薬（3 品目） 4. 服用している薬剤の影響（副作用）を知るための検査薬（7 品目） <p>49 品目について、OTC（一般用医薬品）化に向けた検討をお願いする。</p> <p><提案理由></p> <p>急速な高齢化や生活習慣の変化によって生活習慣病等が急増している一方で、国民が自分の健康管理は自分自身で行うなど、健康意識は高まっている。行政においても、医療費削減の方策の一環として「セルフメディケーション」「在宅医療の促進」を打ち出している。このような状況の下、国民のニーズにこたえ、かつ医療費削減を実現するために、国民自らが使用できる自己検査薬を OTC（一般用医薬品）として提供することは必要と考える。</p> <p>自己検査薬の OTC（一般用医薬品）の範囲拡大・普及により、定期的な健康診断を受けていない国民にも検査機会が提供され、国民の健康維持、疾病予防及び早期治療に役立つであろうことが推察される。</p>
提案主体	日本 OTC 医薬品協会

所管省庁：厚生労働省

制度の現状	体外診断用医薬品のうち、一般用検査薬として扱っている品目は、尿糖検査薬、尿蛋白検査薬及び妊娠検査薬の 3 品目となっています。
該当法令等	薬事法
措置の分類	その他
措置の概要	体外診断用医薬品の OTC（一般用検査薬）化については、診断結果から自らの健康状態を把握できることの意義や専門性のない方でも正しく理解して使用できるのか等の点も整理が必要です。したがって御要望に関して、一般用検査薬とすべき品目や販売時の情報提供のあり方等の考え方について、現在検討しているところです。

対応方針	WGで検討 ⇒ 対応済み
検討状況	事務局から要望元にヒアリングを実施。 健康・医療WGにて「1. セルフケア領域に適する医療用検査薬等の見直しについて」というテーマで議論・論点整理を行い、3月17日の規制改革会議にて医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みの早期構築を求める意見をとりまとめた。

項目番号 10

提案事項	患者情報の共有・連携のための個人情報保護条例のあり方
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>患者情報の共有・連携の普及・促進のために、自治体毎に異なる自治体病院等の情報外部保存や情報利活用等の要件に関して、適切な個人情報保護管理を行うため、国として統一基準を示すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p>「医療情報連携ネットワーク」や「地域包括ケア」など医療機関間や多職種間で求められる患者の情報連携において、自治体毎の個人情報保護条例により患者情報の取り扱いが異なることから、地域ごとに外部保存や情報利活用等に関する考え方が異なり、その調整に想定以上の時間がかかるなど、「医療情報連携ネットワーク」や「地域包括ケア」の普及に支障が生じている。</p> <p>医療等サービス提供の効率化および患者の利便性を確保する観点から、個人情報保護に適切に対応できるようにするため、自治体に対して国として統一基準を示すべきである。</p> <p>「健康・医療戦略」や『「世界最先端 IT 国家創造」宣言』等々に示された医療介護情報連携基盤の構築（医療情報連携ネットワークを 2018 年度までに全国への普及・展開等）を図るためには、本件が阻害要因となるため、早急に対応すべきである。</p>
提案主体	(一社) 日本経済団体連合会

所管省庁：総務省、厚生労働省

制度の現状	<p>【総務省】</p> <p>地方公共団体における個人情報保護条例については、個人情報保護法の趣旨に則り、その地域の特性等を踏まえ、各団体の自主的な判断によって制定、運用されている。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>現在でも、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」や「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」において、情報外部保存や情報利活用に関する指針を示しておりますとともに、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の適用対象とならない自治体病院等に対しても、本ガイドラインへの十分な配慮を求めています。</p>
該当法令等	<p>【総務省】</p> <p>個人情報保護条例（地方公共団体）</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）</p> <p>「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」</p> <p>「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等</p>

措置の分類	<p>【総務省】 その他</p> <p>【厚生労働省】 検討を予定</p>
措置の概要	<p>【総務省】 地方公共団体の保有する個人情報の利用・提供の是非については、各団体の個人情報保護条例に基づき判断いただくものです。</p> <p>【厚生労働省】 自治体毎に個人情報保護条例やその運用（患者同意の取り方等）が異なっていることが、地域医療連携ネットワークの普及促進の課題となっているとの指摘があることを踏まえ、平成 26 年度中に国において全国各地の事例を収集・成功事例の分析を行い、所要の措置を講じることを検討しています。</p>

対応方針	WGで検討 ⇒ 対応済み
検討状況	<p>事務局にて要望元にヒアリングを実施。</p> <p>厚生労働省の取組などをフォローしたうえで、必要に応じて要望元と再度協議を行う予定。</p>

項目番号 11

提案事項	遠隔診療における一部医療機器等の操作者限定条項の緩和
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>診療の際、操作者が限定されている医療機器について、以下の例のような診断用の医療機器を遠隔診療に用いる場合は、一定程度の研修を受け当該機器の使用を熟知した介護従事者等、医療従事者以外でも使用できるようにすべきである。</p> <p><操作者を拡大すべき医療機器（バイタルセンサー、モニター）の例></p> <p>心電計、血糖値測定器、穿刺器、生体情報モニター等</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p><規制の現状></p> <p>医師法や保健師助産師看護師法により、バイタルセンサーやモニター、医療機器等は、その使用が医療行為である場合、医師や看護師等の医療従事者でなければ使用できないとされている。</p> <p><要望理由></p> <p>遠隔診療の際に用いるバイタルセンサーやモニターといった医療機器等については、医師や看護師等しか使用できない。医療従事者の確保が困難である昨今、こうした規制が、遠隔診療の普及を阻害している。</p> <p>また、診断用の医療機器は、技術の進歩により、専門家でなくても、安全かつ正確に患者の健康情報を測定できるようになっている。</p> <p><要望が実現した場合の効果></p> <p>介護従事者等が診断用の医療機器を使用出来るようになれば、医師の負担軽減や、病状の悪化防止、患者負担の軽減等に繋がる。</p>
提案主体	(一社) 日本経済団体連合会

所管省庁：厚生労働省	
制度の現状	医師法第 17 条等により、医行為は、医師、看護師等の一定の資格を有する者のみが行うことができるとされています。
該当法令等	医師法第 17 条等
措置の分類	対応不可
措置の概要	医行為は、患者の生命・身体に直接影響を及ぼすものであるため、医師、看護師等の一定の資格を有する者のみが行うことができるとしており、また、これらの資格を取得するには、一定の学校・養成所で必要な知識・技能を取得し、国家試験に合格することが必要としています。遠隔診療の際に用いる医療機器等であっても、医行為に該当し、患者の生命身体に直接影響を及ぼすものである以上、一定の資格を有していない方が行うことを認めることはできません。

対応方針	WG事務局で検討 ⇒ 対応済み
検討状況	事務局にて要望元にヒアリングを実施。 要望元にて介護従事者などの関連団体等の意見を聴取したうえで、改めて要望を行う予定。

項目番号 12

提案事項	医療機器の保守点検業務における責任技術者の所在地要件の緩和
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>医療機器の修理業の許可単位を広域化するとともに、病院内の医療機器保守点検業務に係る責任技術者の兼務の可否について、「兼務する事業所が他県にまたがる場合は認めがたいこと」とされているところを改める。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p>＜規制の現状＞</p> <p>病院内の医療機器保守点検業務は、医療法にて民間企業による受託が認められているが、当該修理業の許可権は営業所毎にその営業所の所在地の都道府県が与えるとされているため、企業は各都道府県の営業所毎に許可を取得するとともに、責任技術者を配置する必要がある。また、平成 13 年 7 月 11 日付の厚労省医薬局審査管理課許可係による事務連絡では、「責任技術者に課せられた業務が十分に全うできる場合に限られること。そのため、兼務する事業所が他県にまたがる場合には認めがたいこと」とされている。</p> <p>＜要望理由＞</p> <p>当該規制により、同一企業でも、営業所毎に許可取得を求められるとともに、複数の責任技術者を置く必要があるため、かなりのコストを要する。これにともない、医療機器保守点検業務への参入者は限定的である。</p> <p>＜要望が実現した場合の効果＞</p> <p>許可単位を広域化するとともに、都道府県境を越えた責任技術者の兼務が可能となれば、スケールメリットを有する民間企業の参入が増え、病院運営のコストダウンに寄与する。</p>
提案主体	(一社) 日本経済団体連合会

所管省庁：厚生労働省	
制度の現状	<p>医療機器の修理については、薬事法第 40 条の 2 の規定に基づき、医療機器の修理業の許可を受けた者でなければ医療機器の修理をしてはならないとしており、その許可は、修理する物及びその方法に応じ、厚生労働省令で定める区分に従って、修理を行う事業所ごとに与えられます。</p> <p>また、薬事法第 40 条の 3 において準用する薬事法第 17 条第 5 項において、修理業の責任技術者が規定されおり、事業所ごとに置かなければならないとしています。</p> <p>なお、修理業の許可の権限に属する事務については、薬事法施行令第 80 条第 2 項第 3 号により、都道府県知事が行うこととしています。</p>
該当法令等	薬事法第 40 条の 2 薬事法第 40 条の 3
措置の分類	事実誤認

措置の概要	<p>医療機器の修理については、「薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律に伴う医療機器修理業に係る運用等について」(平成 17 年 3 月 31 日付け薬食機発第 0331004 号医療機器審査管理室長通知)において、故障、破損、劣化等の箇所を本来の状態・機能に復帰させることとあり、清掃、校正(キャリブレーション)、消耗部品の交換等の保守点検は修理に含まれないものであるとしています。</p> <p>したがって、保守点検業務を行うのであれば修理業の許可は不要です。</p>
-------	---

対応方針	WG事務局で検討 ⇒ 対応済み
検討状況	<p>事務局にて要望元にヒアリングを実施。</p> <p>要望元の目的が、消耗部品の交換等の保守点検が修理に含まれないことを確認することであったため、本件は収束。</p>

項目番号 13

提 案 事 項	地域包括支援センターの委託先の選定における公募および選定理由の公表の推奨
具 体 的 内 容	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>各自治体の地域包括支援センターの運営委託先の選定において、公募による選定を推奨すべきである。また、選定結果について、その理由をインターネット等で公表することを推奨すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p><規制の現状></p> <p>地域包括支援センターは、市町村か市町村が委託した法人が設置・運営することになっている。また、厚労省は通知（老振発第 1018001 号）において、具体的な設置・運営の内容について、技術的助言を行っている。</p> <p>しかし、同通知では、運営委託先の選定に際し、公募を推奨していないほか、選定理由の公表を推奨していない。その結果、自治体によって、定期的に公募を行っているところもあれば、行っていないところもある。また、公募を行っている自治体であっても、選定理由が明らかにされていないところがある。</p> <p><要望理由></p> <p>公募が行われていない、もしくは公募が行われていても選定理由が明らかにされていない自治体においては、実態がオープンになっておらず、本当に最適な事業者が選定されているかについて、利用者からは知ることができない。また、選定プロセスが不透明なため、参入障壁が高くなっており、競争によるサービス提供の効率化が図られない。</p> <p><要望が実現した場合の効果></p> <p>新規参入が増え、競争が活発になり、全体のサービス水準の向上につながる。また、既存事業者には無い、新たな切り口で顧客満足度を向上させる施策が生み出される可能性がある。</p>
提 案 主 体	(一社) 日本経済団体連合会

所管省庁：厚生労働省	
制度の現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村は、介護保険法第 115 条の 46 第 2 項に基づき、地域包括支援センターを設置することができます。 ○ 市町村は、介護保険法第 115 条の 47 第 1 項及び介護保険法施行規則第 140 条の 67 に基づき、以下の者に対して、実施方針を示したうえで、地域包括支援センターの運営（包括的支援事業）を委託することができます。 <ul style="list-style-type: none"> ・包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であり、 <ul style="list-style-type: none"> ①老人介護支援センター（在宅介護支援センター）の設置者 ②地方自治法に基づく一部事務組合又は広域連合を組織する市町村 ③医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的として設置された公益法人又は NPO 法人 ④その他市町村が適当と認めるもの ○ 地域包括支援センターについては、適切、公正かつ中立な運営を確保するため、介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 4 項に基づき市町村に運営協議会が設けられています。 ○ この運営協議会では、業務内容として委託先法人の選定等を行うことが標準とされています。
該当法令等	<p>介護保険法第 115 条の 46 第 2 項、 介護保険法第 115 条の 47 第 1 項、 介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 4 項、 介護保険法施行規則第 140 条の 67、 厚生労働省通知「地域包括支援センターの設置運営について」平成 18 年 10 月 18 日老計発第 1018001 号・老振発第 1018001 号・老老発第 1018001 号課長連名通知</p>
措置の分類	事実誤認
措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センターの業務は、一定の地域における、高齢者の総合相談、権利擁護、ケアマネジャーの支援、介護予防のケアプラン作成等の業務を担う、公益性、中立性の高い業務です。 ○ 各市町村が地域包括支援センターを委託する際には、業務を適切、公正、中立に実施できる法人を地域の実情に応じて選定しているところです。 ○ この法人を選定する方法については、ご指摘の公募以外に運営協議会を積極的に活用する方法等、さまざまなものがあるところであり、市町村が地域の実情に応じて判断すべきものと考えます。

対応方針	WGで検討 ⇒ 対応済み
検討状況	規制改革会議にて「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットィング確立」というテーマで議論を行い、4月16日の第29回規制改革会議にて、公募条件などで株式会社を理由もなく排除しないことを求める意見を取りまとめた。

重点的フォローアップ事項

規制改革会議として、「規制改革に関する答申～経済再生への突破口～」（平成25年6月5日）に掲げた規制改革事項はいずれも着実にフォローアップを行うこととするが、以下の事項については、特に重点的にフォローアップを行い、その確実な実現を図るものとする。

- 再生可能エネルギーに係る規制
- 次世代自動車の世界最速普及
- 認可保育所への株式会社・NPO法人の参入、保育士数の増加
- すべての社会福祉法人の経営情報の公開
- 再生医療の推進
- 医療機器に係る規制改革の推進
- いわゆる健康食品をはじめとする保健機能を有する成分を含む加工食品及び農林水産物の機能性表示の容認
- 一般用医薬品のインターネット販売
- ジョブ型正社員の雇用ルールの整備
- 労働者派遣制度の見直し
- 老朽化マンションの建替え等の促進
- ビッグデータ・ビジネスの普及

以上

重点的フォローアップ事項への取組方針

3. 認可保育所への株式会社・NPO法人の参入、保育士数の増加

(1) 規制の概要

- 民間の認可保育所については、児童福祉法第 35 条第 4 項の規定に基づき、都道府県知事の認可を得て設置することができることされており、株式会社等の参入は法令上規制されていない。しかし、地方公共団体によっては、参入を認めていない場合がある。(なお、平成 27 年度施行予定の改正児童福祉法では、要件を満たせば、認可するものとされている。ただし、地域の保育需要が満たされている等の場合には認可をしないこととすることができる。)
- 保育士は、児童福祉法第 18 条の 6 の規定により、指定保育士養成施設の卒業者か保育士試験の合格者とされている。

(2) 規制改革の概要

経営形態にかかわらず、公平・公正な認可制度の運用がなされるよう、厚生労働省は都道府県に通知する。併せて、当該通知の趣旨が市区町村に周知徹底されるよう、都道府県に通知する。

【実施済み(5月)】

株式会社等多様な主体の参入状況について調査を行い、公表する。

【実施時期：平成 25 年度以降平成 29 年度まで毎年度措置】

保育士試験において、合格科目の免除期間を 3 年間から 5 年程度に延長することについて検討し、結論を得る。

保育士登録の申請から登録証交付まで、現在約 2 か月を要するが、緊急性に鑑み、その迅速化について検討し、結論を得る

保育士不足の緊急性に鑑み、保育士試験の回数を現行の年 1 回から年 2 回にすることについて検討し、結論を得る。

【実施時期：平成 25 年度中に検討・結論】

(3) 問題意識及びフォローアップに当たっての留意事項

- 株式会社等の参入が着実に拡大しているか。
- 保育士試験などについて、保育士数を増加させるための効果的な見直しが行われているか。

(4) 所管府省庁等：厚生労働省

(5) 所管府省庁等における検討状況及び今後の予定

- 平成 25 年度中に以下の措置を予定
 - ①保育所の株式会社・NPO法人等の参入状況等の調査
 - ②保育士試験や保育士登録の迅速化等の検討
- 現在、待機児童解消加速化プランに基づき、地方公共団体において保育所等の整備の具体化に向けた検討が進められているところ。

(6) 当面の対応方針

上記①については、今後行われる保育所の株式会社・NPO法人等の参入状況等の調査結果等を踏まえて、株式会社等の参入が着実に拡大しているか、規制改革推進室において確認する。

上記②については、平成 25 年度中の結論に向けた厚生労働省における検討内容などが、保育士数を増加させるために効果的なものとなっているか、規制改革推進室において確認する。

その上で、WGに報告又はWGヒアリングを行い、①については株式会社等の参入が着実に拡大していない場合等、②については、改革の実現が困難な場合等においては、その障害を取り除き改革を実現するよう所管省庁に再検討を要請するほか、必要に応じWGでの議論を経て規制改革会議の意見を表明する。

4. すべての社会福祉法人の経営情報の公表

(1) 規制の概要

- 事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書について各事務所に備えて置き、関係者から閲覧申請があった場合は、正当な理由がある場合を除いて、閲覧に供しなければならない（社会福祉法第44条第4項）
- また、財務等に関する情報を法人の広報やインターネットを活用することなどにより自主的に公表することを求めている（社会福祉法人の認可について（厚生労働省通知））
- 理事、監事又は清算人は、事業報告書等の備え付けを怠り又は虚偽の記載等をした場合、過料に処する（同法第133条第4号）

(2) 規制改革の概要

全ての社会福祉法人について、平成25年度分以降の財務諸表の公表を行う。公表がより効果的に行われるための具体的な方策について検討し、結論を得る。

【実施時期：平成25年中に結論を得て、平成26年度当初から措置】

平成24年度の財務諸表について公表を行うよう、社会福祉法人に周知指導し、それによる社会福祉法人の取組の状況について調査し、規制改革会議に報告する。

所轄庁に対しても、所管する社会福祉法人の平成24年度の財務諸表について、所轄庁等のホームページ等で公表を行うよう協力を要請し、それによる所轄庁の取組の状況について調査し、規制改革会議に報告する。

【実施時期：平成25年9月までに措置】

(3) 問題意識及びフォローアップに当たっての留意事項

- 平成24年度の財務諸表の公表の取組状況
- 平成25年度分以降の財務諸表の公表が26年度当初から措置されるか。

(4) 所管府省庁等：厚生労働省

(5) 所管府省庁等における検討状況及び今後の予定

- ①規制改革会議で以下を報告
 - ・社会福祉法人や所轄庁における平成24年度の財務諸表公表の取組状況
- ②平成25年度分以降の財務諸表の公表の具体的な方策について、厚生労働省に設置する検討会において議論し、平成25年中に結論を得て26年度当初から措置

(6) 当面の対応方針

上記①については、社会福祉法人や所轄庁における平成24年度の財務諸表公表の取組状況の資料提出を9月に受け、10月の規制改革会議で報告する予定。

上記②については、今後、厚生労働省に設置される検討会の状況を注視することとし、平成25年度中の結論に向けた検討会における議論の状況等について、年内を目途に規制改革推進室が確認を行う。その上で、WGに報告又はWGヒアリングを行い、必要に応じWGの議論を経て規制改革会議の意見を表明する。

5. 再生医療の推進①

(1) 規制の概要

- ①先の通常国会に提出された「再生医療等の安全性の確保等に関する法律案」では、細胞の培養・加工について、医療機関から企業の工場等への外部委託を可能とする環境整備を予定している。
- ②現状、ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針に則り、細胞の提供は無償で行われなければならないとされている。そのため、研究現場において、ボランティアドナーに頼らざるを得ない状況で、その実態は、研究者が自らの細胞により研究用の細胞を賄うなど、細胞不足により、研究に支障をきたしているとの指摘がある。

(2) 規制改革の概要

- ①医療機関から企業等への細胞の培養・加工の外部委託を円滑に進めるため、医療機関及び細胞の培養・加工を行う企業等の責任の範囲や内容の明確化、健康被害が発生した場合の被害者救済のための補償制度等の整備などの運用のルール等を早期に整える。

【実施時期：再生医療等の安全性の確保等に関する法律案の施行の際に措置】

- ②倫理面への配慮を前提に、患者（及び家族）の同意を条件として、手術等で摘出された組織より採取された余剰細胞の研究活用が可能であることを、医療機関と研究機関との連携等の実施例（実務的な要件を含む。）とともに、周知する。併せて、無償で提供された後の細胞を有効に活用できるよう、事業として成り立つ仕組みを検討する。

【実施時期：平成 25 年度検討・結論】

(3) 問題意識及びフォローアップに当たっての留意事項

- 「再生医療等の安全性の確保等に関する法律案」の施行の際、細胞の培養・外部委託を円滑に進めるための運用ルール等が整えられているか。

(4) 所管府省庁等：厚生労働省

(5) 所管府省庁等における検討状況及び今後の予定

- ①再生医療等の安全性の確保等に関する法律案
 - ・継続審議となっている。（法案成立後、1年以内に施行）
 - ・再生医療等に用いる細胞を培養加工する際の品質管理等の基準を新たに作成するとともに、健康被害の補償の方法を定める。
- ②現在、実際に連携している仕組みが複数存在していることから、運用例を取り上げて周知することで余剰細胞の研究活用が促進される。

(6) 当面の対応方針

- ①法案成立後、年度末までに、新たに作成する細胞培養加工の品質管理等の基準や、健康被害の補償の方法に関する厚生労働省の検討状況を規制改革推進室において確認する。特に、品質管理等の基準については、再生医療等に合ったものとなっているか確認する。その上で、WGに報告又はWGヒアリングを行い、必要に応じWGの議論を経て規制改革会議の意見の表明を行う。
- ②既に複数存在している運用例について周知される内容が、現場の研究促進に資するよう、年内に、規制改革推進室において現場の意見等を確認する。その上で、WGに報告又はWGヒアリングを行い、必要に応じWGの議論を経て規制改革会議の意見の表明を行う。

5. 再生医療の推進②

(1) 規制の概要

- ①先の国会に提出された「薬事法等の一部を改正する法律案」では、治験において有効性が推定され、安全性が確認された再生医療等製品に対して、条件・期限を付して承認し、市販後に有効性、さらなる安全性の検証を行う「条件・期限付き承認」の導入を予定している。
- ②遺伝子治療用医薬品については、再生医療製品との共通点も多くあるにも関わらず、両者の間で指導監督内容に齟齬がある。先の国会に提出された薬事法等の一部を改正する法律案において、「条件・期限付き承認」の対象として明確化されたところ。

(2) 規制改革の概要

- ①「条件・期限付き承認」の導入に際しては、日本発・世界初の再生医療等製品を生み出していく観点から、最初の申請時と市販後の再度申請時とで求めるデータ等の重複を避ける、過剰なデータ収集等を承認の条件としないなど、当該制度を合理的かつ利用しやすい制度とする。
【実施時期：薬事法等の一部を改正する法律案の施行の際に措置】
- ②遺伝子治療用医薬品については、再生医療製品との共通点も多くあることから、両者の間で指導監督内容に齟齬がないよう配慮する。今国会に提出された薬事法等の一部を改正する法律案において「条件・期限付き承認」の対象として明確化されたところだが、その確認申請制度についても再生医療製品同様に薬事戦略相談で代替することを早急に検討する。
【実施時期：平成 25 年度検討・結論、結論を得次第措置】

(3) 問題意識及びフォローアップに当たっての留意事項

- 「薬事法等の一部を改正する法律案」の施行の際、再生医療等製品の「条件・期限付き承認」が、申請に当たって過剰にデータを求めないなど、合理的かつ利用しやすい制度となっているか。

(4) 所管府省庁等：厚生労働省

(5) 所管府省庁等における検討状況及び今後の予定

- ①薬事法等の一部を改正する法律案
 - ・継続審議となっている。(法案成立後、1年以内に施行)
 - ・再生医療等製品の条件・期限付承認後の申請の際に添付される資料は、当該製品の有効性が推定され、安全性が確認されることを説明する上で必要かつ十分なデータを申請者が提出するものであるため、過剰なデータ収集等を求めることにはならない。
- ②
 - ・遺伝子治療製品については、薬事法等改正法案で「再生医療等製品」に含まれることとなるため、再生医療製品と同様の制度の下で運用されることとなる。
 - ・本年7月1日付通知により、遺伝子治療用医薬品における確認申請制度を廃止したところであり、対応済み。

(6) 当面の対応方針

- ①法案成立後、施行（1年以内）に向けて、条件・期限付承認が合理的で利用しやすい制度となるよう、年度末までに、規制改革推進室において、事業者等の運用面も含めた意見等を確認する。その上で、WGに報告又はWGヒアリングを行い、必要に応じWGの議論を経て規制改革会議の意見の表明を行う。

6. 医療機器に係る規制改革の推進①

(1) 規制の概要

- 登録認証機関が医療機器の適合性を確認するための認証基準を含め、我が国における医療機器の審査は、材質やサイズ等についての細かな要求事項が多く、また、欧米の審査では求められない原材料に関する詳細な情報が求められたり、仕様の変更ごとに再度の変更審査が必要となる事態も存在する。

(2) 規制改革の概要

審査の迅速化・審査期間の予見可能性の向上を図り、医療機器メーカーの開発インセンティブを促進する観点から、医療機器の審査に当たり、ISO、IEC など国際基準も活用することも含めて、安全性を満たしつつ、より必須な要件に絞った基準を適用する。

【実施時期：平成 25 年度検討・結論】

中古の高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器に係る製造販売業者からの指示の発出について、それを受ける販売業者等にとって予見が可能な運用を検討する。また、中古医療機器が新たな医療機関等に販売等される前に、複数の販売業者等において移転される範囲においては、一定要件の下で販売等に係る事前通知等が重複して必要とならないように効率化する方策を検討する。

【実施時期：平成 25 年度検討・結論】

電氣的に作動する医療機器に使用される部品（AC アダプタ等）について、薬事法に基づく承認や認証において求める電氣的な安全基準及びその適合性確認の手続に関して、電気用品安全法が求めるものと同等以上の水準が確保できた場合は、電気用品安全法に基づく検査を省略する等の簡素化を検討する。

【実施時期：平成 25 年度検討・結論】

(3) 問題意識及びフォローアップに当たっての留意事項

- 「デバイスラグ」を是正する観点から、医療機器の特性を踏まえた制度改革（認証基準の見直し、登録認証機関の審査能力の向上）が行われているか。

(4) 所管府省庁等：厚生労働省、経済産業省

(5) 所管府省庁等における検討状況及び今後の予定

- 認証基準
医療機器の認証基準について、国際標準化機構（ISO）又は国際電気標準会議（IEC）が定めた規格を活用することも含め検討を開始している。
- 中古機器販売
本年秋頃から関係業界及び自治体へのヒアリングを実施する予定であり、その結果を踏まえて検討を行い、平成 25 年度中に結論を得る。
- 電安法
電気用品安全法の簡素化の検討を行うため、経済産業省及び厚生労働省において薬事法での審査内容の確認を行い、平成 25 年度中に結論を得る。

(6) 当面の対応方針

上記のそれぞれの事項について、年内に、措置予定の内容が答申事項に沿ったものとなっているかを規制改革推進室において確認する。

その上で、WGに報告又はWGヒアリングを行い、必要に応じWGの議論を経て規制改革会議の意見の表明を行う。

6. 医療機器に係る規制改革の推進②

(1) 規制の概要

- 薬事法改正により認証制度が高度管理医療機器に拡大されるが、高度管理医療機器に係る認証基準が整備されておらず、また、拡大に合わせて登録認証機関の審査能力の向上が必要となる。

(2) 規制改革の概要

- ①高度管理医療機器に係る認証基準について、当面、申請件数や承認審査の負担が大きいと考えられる医療機器を優先的に、認証基準の整備計画を策定・公表する。
【実施時期：薬事法等の一部を改正する法律案の施行までに措置】
- ②医療機器の保険償還価格については、医療機関が患者に最適な医療機器を選択できるようにするとともに、メーカーの開発インセンティブを高めるため、補正加算などにおけるイノベーションの適切な評価を行うとともに、革新的な製品についての市場の評価がより適切に反映されるよう、機能区分の新設及び細分化を進める。
【実施時期：平成26年度診療報酬改定に合わせて検討・結論】
- ③登録認証機関の業務規程について厚生労働大臣の関与強化、登録認証機関の能力向上のためのプログラム整備など、実質的な審査能力向上方策について検討する。
【実施時期：薬事法等の一部を改正する法律案の施行に合わせて結論、随時措置】

(3) 問題意識及びフォローアップに当たっての留意事項

- 「デバイスラグ」を是正する観点から、医療機器の特性を踏まえた制度改革（認証基準の見直し、登録認証機関の審査能力の向上）が行われているか。

(4) 所管府省庁等：厚生労働省

(5) 所管府省庁等における検討状況及び今後の予定

<①、③>

- ・当該事項に係る関連予算を平成26年度概算要求に盛り込むとともに、薬事法等改正法案の成立後、施行に向けて必要な準備を進める予定。

<②>

- ・現在、業界等からイノベーションの適切な評価のあり方も含めて意見を聴取しているところであり、それらを踏まえて、平成26年度診療報酬改定にあわせて検討し、結論を得る予定。

(6) 当面の対応方針

上記①③について、法案成立後、年度末までに、措置予定の内容が答申事項に沿ったものとなっているかどうか規制改革推進室において確認する。

上記②について、年内に、措置予定の内容について規制改革推進室において確認する。

その上で、WGに報告又はWGヒアリングを行い、必要に応じWGの議論を経て規制改革会議の意見の表明を行う。

7. いわゆる健康食品をはじめとする保健機能を有する成分を含む加工食品及び農林水産物の機能性表示の容認

(1) 規制の概要

○いわゆる健康食品を始め、保健機能食品（特定保健用食品、栄養機能食品）以外の食品は、一定以上の機能性成分を含むことが科学的に確認された農林水産物も含め、その容器包装に健康の保持増進の効果等を表示することは認められていない。

(2) 規制改革の概要

いわゆる健康食品をはじめとする保健機能を有する成分を含む加工食品及び農林水産物について、機能性の表示を容認する新たな方策をそれぞれ検討し、結論を得る。

【実施時期：平成 25 年度検討、平成 26 年度結論・措置（加工食品、農林水産物とも）】

(3) 問題意識及びフォローアップに当たっての留意事項

○いわゆる健康食品の機能性表示を可能とする仕組みが整備されるか。その際、国がどのような形で運営（保健機能の科学的根拠レベルの判断、安全性の確保）に関与するのか。

(4) 所管府省庁等：消費者庁、厚生労働省、農林水産省

(5) 所管府省庁等における検討状況及び今後の予定

○平成 25 年度中に検討を開始し、平成 26 年度中に結論を得た上で実施する。

＜具体的なスケジュール（予定）＞

①今秋より、消費者の誤認を防ぐ新たな機能性表示制度の在り方（表示方法等）に関する消費者調査事業を実施。

②当該調査の実施状況も踏まえつつ、有識者による検討会を新たに設置し当該検討会において検討。

・平成 26 年度中に関係法令について所要の改正を行う。（公布・施行）

(6) 当面の対応方針

上記①については、平成 25 年度に行われる消費者調査事業の内容や最終的な調査結果等を規制改革推進室が確認する。

上記②については、消費者調査事業の調査結果を踏まえて平成 26 年度に設置される有識者検討会における議論の状況を注視するとともに、有識者検討会での結論や法改正の内容を規制改革推進室が確認する。その上で、WGに報告又はWGヒアリングを行い、必要に応じWGの議論を経て規制改革会議の意見の表明を行う。